3　組合員及び組合の債権者は、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第三十五条　理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員及び組合の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3　第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

（役員の解任の請求）

第三十六条　組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の解任を請求することができる。

2　前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約の違反を理由として解任を請求する場合は、この限りでない。

3　第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4　第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集し、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第三十二条の規定を準用する。

5　第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日の十日前までに当該請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6　第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

（役員に関する商法等の準用）

第三十七条　役員については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）及び第二百五十六条第三項（取締役の任期の特例）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）及び第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）の規定を、監事については、同法第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「農林大臣」と読み替えるものとする。

（参事及び会計主任）

第三十八条　組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2　参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

3　参事については、商法第三十八条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第三十九条（共同支配人）、第四十一条（支配人の義務）並びに第四十二条（表見支配人）の規定を準用する。

第三十九条　組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2　前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3　第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4　理事は、前項の可否を決する日の十日前までに当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（総会の議決事項）

第四十条　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　共済規程の変更

三　規約の設定、変更及び廃止

四　毎事業年度の事業計画の設定及び変更

五　事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

2　定款又は共済規程の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可の申請があつた場合には、第四十七条の規定を準用する。

（総会の議事）

第四十一条　総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会において選任する。

3　議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（特別の議決）

第四十二条　次に掲げる事項は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　組合の解散又は合併

三　組合員の除名

（総会に関する民法等の準用）

第四十三条　総会については、民法第六十四条（総会の決議事項）及び第六十六条（表決権のない場合）並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「漁業災害補償法第三十三条第三項」と読み替えるものとする。

第三款　設立

（発起人）

第四十四条　組合を設立するには、その組合員になろうとする五以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が発起人となることを必要とする。

2　発起人は、定款及び共済規程を作成しなければならない。

3　定款には、発起人が署名しなければならない。

（創立総会）

第四十五条　発起人は、定款及び共済規程を作成したときは、これらを会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の規定による公告は、組合員たる資格を有する者に周知させることができるような方法で、会日の十五日前までにしなければならない。

3　組合の設立に同意した組合員たる資格を有する者（発起人を含む。）は、創立総会の開会までに、書面によつて出資の引受けをしなければならない。

4　定款及び共済規程の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5　創立総会においては、定款及び共済規程を修正することができる。

6　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつてその開会までに出資の引受けをしたものの過半数が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

7　創立総会については、第十六条、第四十一条第二項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「漁業災害補償法第四十五条第一項」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

（設立の認可の申請）

第四十六条　発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款、共済規程及び事業計画を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第四十七条　農林大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その事業がその地区に係る中小漁業の実情に応じて総合的にその利益を増進するに足るものであり、あわせてその事業経営が健全に行なわれると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款、共済規程若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二　定款、共済規程又は事業計画に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三　組合員たる資格を有する者で出資の引受けをしたものの数が組合員たる資格を有する者の総数の三分の一（農林省令で定める都道府県の区域をその地区とする組合については、四分の一を下らない範囲内において農林省令で定める一定の割合）に達しないとき。

四　地区の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする他の組合が既に成立しているとき。

（理事への事務の引継ぎ）

第四十八条　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

2　理事は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、第四十五条第三項の規定による出資の引受けをした者に対し、その出資の払込みをさせなければならない。

（成立の時期）

第四十九条　組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第四款　解散及び清算

（解散事由）

第五十条　組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

一　総会の議決

二　組合の合併

三　組合の破産

四　第七十四条の規定による解散の命令

2　解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、第一項第一号の議決の手続が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反しないと認められるときは、前項の認可をしなければならない。

4　組合は、第一項に掲げる事由によるほか、組合員が五人未満になつたことによつて解散する。

5　組合は、前項の規定により解散したときは、解散の日から十五日以内にその旨を農林大臣に届け出なければならない。

（合併の手続）

第五十一条　組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2　合併は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可の申請があつた場合には、第四十七条の規定を準用する。

第五十二条　組合は、合併の議決をしたときは、その議決の日から十五日以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　前項の組合は、同項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第五十三条　債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、組合の合併を承認したものとみなす。

2　債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

（新設合併の手続）

第五十四条　合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款及び共済規程を作成し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2　前項の規定による設立委員の選任については、第四十二条の規定を準用する。

（合併の時期）

第五十五条　組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

（合併による権利義務の承継）

第五十六条　合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行なう事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（清算人）

第五十七条　組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（清算事務）

第五十八条　清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十九条　清算人は、組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により組合員に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3　第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

第六十条　清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第六十一条　組合の解散及び清算については、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十

四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算人等の報酬）、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第百三十六条前段（管轄裁判所）、第百三十七条前段（清算人の選任又は解任の裁判）並びに第百三十八条（清算人不適格者）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「漁業災害補償法第五十七条」と読み替えるものとする。

第三節　漁業共済組合連合会

（会員たる資格）

第六十二条　連合会の会員たる資格を有する者は、組合とする。

（当然加入）

第六十三条　連合会が成立したときは、組合は、その時にすべて連合会の会員となる。連合会が成立した後に組合が成立したときも、同様とする。

2　前項の場合における連合会に対する会員の出資の引受け及び払込みに関し必要な事項は、連合会の設立の発起人となつた会員及びその設立に同意した会員に係るものを除き、農林省令で定める。

（脱退）

第六十四条　組合は、その解散により連合会から脱退する。

（共済規程）

第六十五条　連合会は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一　漁業再共済事業の細目に関する事項

二　再共済掛金に関する事項

三　再共済金額に関する事項

四　再共済責任に関する事項

五　漁業再共済事業の実施の方法に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、農林省令で定める事項

（発起人）

第六十六条　連合会を設立するには、五以上の組合が発起人となることを必要とする。

（準用規定）

第六十七条　連合会の会員に関する事項については、第六十二条から第六十四条までに規定するもののほか、第十三条、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条の規定を準用する。この場合において、第十三条第二項中「一万円」とあるのは「十万円」と読み替えるものとする。

2　連合会の管理に関する事項については、第六十五条に規定するもののほか、第二十二条及び第二十四条から第四十三条までの規定を準用する。この場合において、第二十五条第四項中「組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。）」とあり、「漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員」とあるのは、「組合の理事」と読み替えるものとする。

3　連合会の設立に関する事項については、前条に規定するもののほか、第四十四条第二項及び第三項並びに第四十五条から第四十九条までの規定を準用する。この場合において、第四十七条第三号中「数が組合員たる資格を有する者の総数の三分の一（農林省令で定める都道府県の区域をその地区とする組合については、四分の一を下らない範囲内において農林省令で定める一定の割合）に達しない」とあるのは、「地区があわせて十五以上の都道府県の区域を

包括することとならない」と読み替えるものとする。

4　連合会の解散及び清算に関する事項については、第五十条及び第五十七条から第六十一条までの規定を準用する。

第四節　監督

（報告の徴収）

第六十八条　農林大臣は、漁業共済団体の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、漁業共済団体又は第百一条第一項の規定により組合から事務の委託を受けた者（以下この節及び第百九十七条第二項において「受託者」という。）から、その業務又は財産の状況に関し必要な報告を徴することができる。ただし、受託者については、その委託された事務の範囲内に限る。

（請求検査）

第六十九条　組合員又は会員が、総組合員又は総会員の十分の一以上の同意を得て、農林大臣に対し、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計（受託者については、その委託された事務の範囲内に限る。以下この条、第七十一条及び第七十二条において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として当該漁業共済団体又は受託者の検査を行なうべき旨を請求したときは、農林大臣は、当該漁業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（常例検査）

第七十条　農林大臣は、漁業共済団体の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

（随時検査）

第七十一条　農林大臣は、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、その漁業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

（必要措置命令）

第七十二条　農林大臣は、第六十八条の規定により報告を徴した場合又は第六十九条から前条までの規定により検査を行なつた場合において、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反すると認めるときは、当該漁業共済団体又は当該受託者に事務を委託した漁業共済団体に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（監督命令）

第七十三条　農林大臣は、前条の規定によるほか、漁業共済事業又は漁業再共済事業を適正円滑に行なわせるため特に必要があるときは、漁業共済団体に対し、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任等の命令）

第七十四条　漁業共済団体が前二条の規定による命令に違反したときは、農林大臣は、当該漁業共済団体の役員を解任し、又は当該漁業共済団体の解散を命ずることができる。

（議決の取消し）

第七十五条　組合員又は会員が、総組合員又は総会員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続又は議決の方法が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決の日から三十日以内に、その決議の取消しを請求した場合において、農林大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議を取り消

すことができる。

2　創立総会については、前項の規定を準用する。

（権限の委任）

第七十六条　この節に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。

第三章　漁業共済組合の漁業共済事業

第一節　通則

（漁業共済事業の種類）

第七十七条　組合が行なう漁業共済事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

一　漁獲共済

二　養殖共済

三　漁具共済

（漁業共済事業の内容）

第七十八条　漁獲共済は、被共済者又はその構成員が営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額又は構成員を通ずる漁獲金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

2　養殖共済は、被共済者が営む養殖業に係る養殖水産動植物（養殖中の水産動植物をいう。以下同じ。）又は当該養殖水産動植物に係る養殖施設（水産動植物の養殖の用に供する施設で当該養殖業を営む者が所有するものをいう。以下同じ。）がその養殖中又は供用中に流失し、損壊した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

3　漁具共済は、被共済者の所有する漁具が当該漁具をその用に供する漁業の操業中に損壊した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

（漁業共済事業の実施）

第七十九条　組合は、政令で定めるところにより、少なくとも、漁獲共済及び養殖共済又はそのいずれか一の種類の漁業共済事業を行なわなければならない。

（共済契約の成立）

第八十条　共済契約は、漁獲共済にあつては第百四条に規定する種目ごと、養殖共済にあつては第百十四条に規定する養殖業の種類ごと、漁具共済にあつては共済目的の種類たる漁具ごとに、農林省令で定めるところにより、共済契約を組合との間に締結することができる者が共済規程で定める申込期間内に共済規程で定める様式の申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによつて成立する。

2　組合は、第百四条第二号に掲げる漁業に係る共済契約、同条第三号に掲げる漁業若しくは第百十四条第一号に掲げる養殖業に係る共済契約（農林省令で定めるものに限る。）又は同条第二号に掲げる養殖業に係る共済契約については、共済規程で定めるところにより、前項の申込みに際し、その申込みをする者に、当該共済契約に係る共済掛金に充てるものとして共済規程で定める金額の申込証拠金を提供させることができる。

3　前項の申込証拠金の返還、共済掛金への充当の方法その他精算に関し必要な事項は、農林省令で定める。

（共済契約の締結に関する制限）

第八十一条　組合は、共済契約の締結の申込みがあつた場合において、当該共済契約について、これを締結するとすればその共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき共済事故の発生する見込みが確実であること、その他当該共済契約の締結によつて漁業共済事業の適正円滑な運営を阻害することとなるおそれがある事由として農林省令で定める事由があるときは、当該共済契約を締結してはならない。

2　組合は、正当な事由がなければ、共済契約の締結を拒んではならない。

（共済掛金の支払）

第八十二条　組合と共済契約を締結した者（以下「共済契約者」という。）は、当該共済契約に係る共済責任期間の開始日の前日までに、組合に共済掛金の全額（次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額）を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の五日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、農林省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより組合が定めるその概算金額（次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額）により、これを支払わなければならない。

2　漁獲共済に係る共済掛金は、農林省令で定める事由がある場合には、分割して支払うことができる。

3　第一項の規定による共済掛金の支払は、当該共済掛金が第百九十五条第一項の規定による補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を差し引いて得た金額によつてすれば足りる。

4　第一項後段の規定により概算金額をもつて支払つた場合の精算及び第二項の規定による分割支払に関し必要な事項は、農林省令で定める。

5　第一項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、当該共済契約は、その効力を失う。

（共済掛金の相殺の制限）

第八十三条　共済契約者は、組合に支払うべき共済掛金につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（共済証書）

第八十四条　組合は、共済契約者から請求があつたときは、その者に共済証書を交付しなければならない。

2　前項の共済証書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

（通常行なうべき管理等の義務）

第八十五条　被共済者（第百五条第一項第一号ロに掲げる団体にあつては、その構成員を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。）は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物及び養殖施設、漁具共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる漁具につき、通常行なうべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2　漁獲共済にあつては、被共済者（第百五条第一項第一号ロに掲げる団体にあつては、その構成員。第九十三条第一項第八号において同じ。）は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業につき、通常の繰業を行なえる場合において、通常の中小漁業者の行なう漁獲努力を怠つてはならない。

（損害防止等の処置の指示）

第八十六条　組合は、被共済者に対し、前条第一項に規定する物について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、被共済者の負担した費用の全部又は一部は、農林省令で定めるところにより組合の負担とする。

（被共済者の遵守すべき事項）

第八十七条　組合は、被共済者が、帳簿を備えて、当該共済契約に係る漁業についての繰業の状況若しくは漁獲物若しくは養殖水産動植物の販売、保管等の状況又は当該共済契約に係る養殖施設若しくは漁具についての供用の状況を記入すべきこと、これらの事項に関し定期に又は必要のつど組合に通知すべきことその他被共済者の遵守すべき事項として農林省令で定める事項を共済規程において定めることができる。

2　前項の農林省令で定める被共済者の遵守すべき事項は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具についての共済事故による損失又は損害を適正に認定するため必要最少限度のものでなければならない。

（申込書記載事項の変更の通知）

第八十八条　被共済者は、第八十条第一項の申込書に記載した事項に変更があつたときは、第九十一条第二項の規定により通知すべき事項を除き、共済規程で定めるところにより、これを組合に通知しなければならない。

（死亡、解散等の場合の権利義務の承継）

第八十九条　被共済者が死亡し、又は合併により解散した場合には、その包括承継人は、農林省令で定める相当の期間内に組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、農林省令で定める方法により、当該共済契約に係る漁業の経営の全部を一体として譲り渡し、又は当該共済契約に係る漁業目的たる漁具を譲り渡した場合においても、同様とする。

2　組合は、正当な事由がなければ、前項の承諾を拒んではならない。

（死亡、解散等の場合の共済契約の失効）

第九十条　前条第一項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかつたとき、又は同項に規定する場合以外の場合であつて被共済者から当該共済契約に係る漁業の経営の全部若しくは一部若しくは当該共済契約に係る共済目的たる漁具の譲渡があつたときは、当該共済契約は、当該承継の時にその効力を失う。

2　前項の規定により共済契約がその効力を失つたときは、当該共済契約に係る共済契約者又はその承継人は、農林省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

（共済契約の解除）

第九十一条　組合は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、基本的な操業、管理又は供用の条件又は方法の変更で共済規程で定めるものがあつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。この場合には、その解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

2　被共済者は、当該共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、前項に規定する操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたときは、遅滞なく、これを組合に通知しなければならない。

3　第一項の規定による共済契約の解除は、組合が前項の規定による通知を受け又は第一項に規定する操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたことを知つた日から三十日を経過したときは、することができない。

4　被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者（第百五条第一項第一号ロに掲げる団体にあつては、その構成員を含む。）の責めに帰することができない事由によるときは、農林省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

（解散による共済契約の失効）

第九十二条　組合が解散したときは、合併の場合を除いては、共済契約は、その効力を失う。

2　前項の場合には、組合は、農林省令で定めるところにより、共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部を払いもどさなければならない。

（免責事由）

第九十三条　次に掲げる場合には、組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

一　共済契約者が、悪意又は重大な過失によつて第八十条第一項の申込書に不実の記載をしたとき。

二　共済契約者が、正当な理由がないのに、第八十二条第一項後段の規定により共済掛金を同項後段の概算金額により支払つた場合におけるその精算金の支払又は同条第二項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第二回以降の支払金額の支払を遅滞したとき。

三　被共済者が、第八十五条の規定による義務を有する場合においてその義務を怠つたとき。

四　被共済者が、第八十六条前段の規定による指示に従わなかつたとき。

五　被共済者が、第八十七条第一項の規定により共済規程で定められる被共済者の遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

六　被共済者が、第八十八条の規定による通知をすべき事項のうち共済規程で定める重要事項に係る部分につき、通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

八　漁獲共済において、共済契約に係る漁業につき第九十一条第一項の規定する操業の条件又は方法の変更による危険の著しい変更又は増加があつた場合以外の場合であつて、被共済者が漁船の損傷その他共済規程で定める事由により通じて共済規程で定める日数以上操業することができなかつたとき。

九　その他政令で定める特別の事由があるとき。

2　農林大臣は、必要があるときは、組合が前項の規定により支払を免れることができる共済金の金額並びに同項第八号の規定により共済規程で定める事由及び日数に関し必要な準則を定めることができる。

第九十四条　組合は、農林省令で定めるところにより、共済金の金額が少額であつて農林省令で定める金額に達しないときは、その支払の責めを負わない。

（共済金の金額の削減）

第九十五条　組合は、共済金の支払に不足を生ずるときは、農林省令で定めるところにより共済金の金額を削減することができる。

2　組合が前項の規定により共済金の金額を削減する

場合においても、その支払う共済金の金額は、連合会から支払を受ける再共済金の金額を下るものであつてはならない。

（共済掛金等に関する権利の消滅時効）

第九十六条　共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払いもどしを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、三年間これを行なわないときは、時効によつて消滅する。

（区分経理）

第九十七条　組合は、その会計を農林省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

（責任準備金の積立て）

第九十八条　組合は、毎事業年度の終りにおいて存する共済責任につき、農林省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

（準備金の積立て）

第九十九条　組合は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

（財務についての農林省令への委任）

第百条　前三条に規定するもののほか、組合がその財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、農林省令で定める。

（事務の委託）

第百一条　組合は、共済規程で定めるところにより、その行なう漁業共済事業に係る事務のうち、共済契約の申込書の受理、漁獲物の販売金額の調査その他農林省令で定める事項に係るものを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。

2　漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第十一条及び第八十七条の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、同項に規定する事務を行なうことができる。

（商法の準用）

第百二条　組合の漁業共済事業については、商法第六百四十二条（事故発生等の確定による契約の無効）、第六百四十三条（契約の無効の効果）、第六百五十八条（保険契約者等の通知義務）及び第六百六十二条（第三者に対する権利の取得）の規定を準用する。

（特別の場合の措置）

第百三条　この章に規定するもののほか、組合の行なう漁業共済事業の適正円滑な運営を確保し、及び被共済者の当該漁業共済事業による利益を増進するため特に必要がある事項については、その必要の範囲内において、政令で、組合又は被共済者（被共済者となる者を含む。）が遵守すべき準則を定めることができる。

第二節　漁獲共済

（漁獲共済の対象とする漁業及び種目）

第百四条　漁獲共済は、次に掲げる漁業につき行なうものとし、その種目は、その対象とする漁業の種別により第一号に掲げる漁業の各種類、第二号に掲げる漁業及び第三号に掲げる漁業の各種類ごとに区分する。

一　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第四項第一号の第一種区画漁業（そだを敷設する等簡易な方法により営むものに限る。）、同項第三号の第三種区画漁業及び共同漁業権に基づく同条第五項第一号の第一種共同漁業（以下この条において「区画漁業等」と総称する。）であつて、政令で定めるもの

二　総トン数十トン未満の漁船により行なう漁業（区画漁業等及び政令で定めるものを除く。）

三　区画漁業等、前号に掲げる漁業及び第百十四条に掲げる漁業以外の漁業であつて、政令で定めるもの

（被共済者の資格）

第百五条　漁獲共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、漁獲共済の種目ごとに、次に掲げるとおりとする。

一　前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ　当該種目に係る漁業を営む組合員

ロ　組合員の直接の構成員で政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該種目に係る漁業を営む中小漁業者の全員をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林省令で定める事項について農林省令で定める基準に従つた規約を有する団体

二　前条第二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、当該種目に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

2　漁獲共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者は、被共済資格者でなくなつた場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

（共済契約者に関する制限）

第百六条　漁獲共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、漁獲共済の種目ごとに、当該種目に係る被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第百七条　一の漁業単位につき漁獲共済に係る共済契約を締結している者は、その漁業単位については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする他の共済契約を締結することができない。

第百八条　第百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごとに、農林省令で定めるところにより、総トン数一トン以上の動力漁船により当該漁業を営む被共済資格者のうち当該区域内に住所を有するものの二分の一以上の者からの当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがある場合でなければ、組合は、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有する同号に掲げる漁業を営む被共済資格者と、当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

2　前項に規定する漁獲共済については、同項の規定によるほか、一の共済契約により、被共済者となる者の営む第百四条第二号に掲げる漁業のすべてが一体として当該共済に付されることとなる場合でなければ、組合は、その者と当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

（共済責任期間）

第百九条　漁獲共済の共済責任期間は、漁獲共済の種目ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種目に係る漁業の漁業時期（周年操業をするものについては一年間とし、第百四条第一号に掲げる漁業についてはその漁業の目的である水産動植物の成育期間を含むものとする。）を基準として、共済規程で定める期間とする。

2　第百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済責任期間は、前条第一項の都道府県知事の定める区域ごとに単一となるように定めなければならない。

（共済金額）

第百十条　漁獲共済の共済金額は、共済限度額をこえない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2　前項の規定により共済金額を定める場合において、漁獲共済の種目のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめ共済金額の最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

3　第百四条第二号に掲ずる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済金額は、前二項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができない。

（共済限度額）

第百十一条　前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第一号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この項において同じ。）を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該種目の漁獲共済の他の被共済資格者（以下この項において「近似被共済資格者」という。）の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額（以下「基準漁獲金額」という。）に、百分の九十をこえない範囲内において当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の年ごとの変動の態様に応じて農林省令で定める割合（以下「限度額率」という。）を乗じて得た金額とする。

2　前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額（農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

（純共済掛金率）

第百十二条　漁獲共済の純共済掛金率は、被共済資格者に係る基準漁獲金額、限度額率その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2　農林大臣は、漁獲共済につき、基準漁獲金額、限度額率その他前項の農林大臣の定める事項に応じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

（共済金）

第百十三条　漁獲共済の掛金は、共済契約ごとに、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済者が第百五条第一項第一号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この項において同じ。）がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、その金額の共済限度額に対する割合に応じて農林省令で定める割合を乗じ、これにさらに共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2　前項の漁獲金額については、第百十一条第二項の規

定を準用する。

第三節　養殖共済

（養殖共済の対象とする養殖業及び区分）

第百十四条　養殖共済は、次に掲げる養殖業につき行なうものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

一　土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業であつて、政令で定めるもの

二　前号に掲げる養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるもの

（共済目的及び共済事故）

第百十五条　養殖共済の共済目的は、養殖水産動植物及び養殖施設であつて、政令で定めるものとする。

2　養殖共済の共済事故は、養殖水産動植物にあつてはその養殖中における死亡、発芽不良、滅失、流失及び逃亡並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故、養殖施設にあつてはその供用中における損壊（農林省令で定める程度のものに限る。）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

（被共済者の資格）

第百十六条　養殖共済の被共済者たる資格を有する者は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、第百十四条第一号に掲げる養殖業に属するものにあつては当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの、同条第二号に掲げる養殖業に属するものにあつては組合の地区における当該養殖業を営む者とする。

2　養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百五条第二項の規定を準用する。

（共済契約者に関する制限）

第百十七条　養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする養殖業の種類ごとに、当該種類の養殖業に係る養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第百十八条　第百十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者の当該養殖業についての事業場において営む当該養殖業に係る養殖水産動植物で当該養殖共済において共済目的とすることができるもののすべてを共済目的とし、その養殖業に（以下この節において「被共済資格者」という。）

3　第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林省令で定める養殖業の種類ごと及び政令で定めるところにより都道府

県知事が地先水面を分けて定める一定の水域（以下「単位漁場区域」という。）ごとに、次の各号のすべてに該当する場合でなければ、組合は、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者と共済契約を締結することができない。

一　当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者の二分の一以上の者が、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者であるとき。

二　農林省令で定めるところにより、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済の共済契約の締結の申込みがあつたとき。

三　前号の申込みのすべてが、当該単位漁場区域内においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設で共済目的とすることができるもののすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）及び附加する養殖施設がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する申込みであるとき。

4　一の養殖共済に係る共済契約において共済目的としている養殖水産動植物又は養殖施設（農林省令で定める養殖水産動植物又は養殖施設を除く。）は、重ねて、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

（共済責任期間）

第百十九条　養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の養殖業の養殖時期（周年操業をするものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

2　第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済についての共済責任期間は、単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

（共済価額）

第百二十条　養殖水産動植物及び養殖施設の共済価額は、それぞれ、その共済価額をこえない範囲内において、共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2　前項の規定により同項の割合を定める場合において農林大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

3　第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る第一項の割合は、単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

（共済価額）

第百二十一条　前条第一項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖水産動植物ごと及び養殖施設ごとに、農林省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖水産動植物（当該共済責任期間中に追加されるものを含む。）又は養殖施設（当該共済責任期間中に附加されるものを含む。）の数量を乗じて得た金額とする。

2　養殖水産動植物についての前項の単位当たり共済価額は、農林省令で定めるところにより、当該養殖水産動植物と同種の水産動植物を当該養殖業に係る標準的な経営において養殖したとした場合において必要とする当該水産動植物の養殖の標準的な終了時までの当該養殖に係る経費の金額の合計額を基礎とし、当該標準的な経営における当該養殖の開始時からの経過期間に応じて算出される経過期間ごとの当

該経費の金額として組合が共済規程で定める金額により、共済契約ごとに、当該共済目的の共済責任期間の終了時における経過期間に対応する金額とする。

3　養殖施設についての第一項の単位当たり共済価額は、共済契約ごとに、農林省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

（純共済掛金率）

第百二十二条　養殖共済の純共済掛金率は、共済目的となる養殖水産動植物又は養殖施設、当該養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに応ずる次項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2　農林大臣は、養殖共済につき、養殖水産動植物又は養殖施設の種類、養殖業の種類その他前項の農林大臣の定める事項に応じて基準共済掛金率を定めなければならない。

（てん補の責めを負わない損害）

第百二十三条　共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林省令で定めるものについては、当該養殖水産動植物の農林大臣の定める一定の単位ごとに、当該単位に係る共済目的の全部について共済事故による損害が生じた場合でなければ、組合は、当該単位に係る共済目的につき、損害をてん補する責めを負わない。

2　前項の規定によるほか、戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

（共済金）

第百二十四条　養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金は、次に掲げる場合に支払うものとし、その金額は、共済契約ごとに、当該共済目的についての共済事故による損害額に、当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林省令で定めるものにあつては、その金額にさらに農林省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

一　第百十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業又は農林省令で定める種類の同条第二号に掲げる養殖業に係る養殖共済については、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故に係る損害数量の合計数量がこれらの被共済者のすべてについての農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生の直前の当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であり、かつ、当該共済契約に係る養殖業と同一の種類の養殖業（第百十八条第三項の農林省令で定める養殖業の種類の区分に応じて同一の種類とされるものに限る。）を当該単位漁場区域内において営むすべての被共済者の同一の原因による共済事故に係る損害数量の合計数量がこれらの被共済者のすべてについての農林省令で定めるところにより算定する当該共済目的の数量の合計数

量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

2　養殖共済の養殖施設に係る共済金の金額は、共済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

3　前二項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量（養殖施設については、農林省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整をはどこした数量）に当該共済目的の第百二十一条第一項の単位当たり共済価額を乗じ、これにさらに当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

（商法の準用）

第百二十五条　養殖共済については、商法第六百三十一条（超過保険）及び第六百六十一条（保険の目的に関する権利の取得）の規定を準用する。

第四節　漁船共済

（共済目的及び共済事故）

第百二十六条　漁船共済の共済目的は、漁網その他の漁具であつて、政令で定めるものとする。

2　漁船共済の共済事故は、共済目的たる漁船をその用に供する漁業の操業中における損壊（農林省令で定める程度のものに限る。）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

（被共済者の資格）

第百二十七条　漁船共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者とする。

2　漁船共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百五条第二項の規定を準用する。

（共済契約者に関する制限）

第百二十八条　漁船共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）

第百二十九条　一の漁船共済に係る共済契約において共済目的としている漁船は、重ねて、他の漁船共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

（可分漁具に係る特例）

第百三十条　共済目的の種類たる漁具のうち、多数の代替性のある同種の構成部分（その予備品を含む。）からなる一の漁具で、これを使用する場合以外の場合にはおおむね部分として保管され、かつ、その組立て及び分解を単純な操作で行なうことができるもの（農林省令で定めるものに限る。）を共済目的とする漁船共済に係る共済事故、共済金額、共済価額及び共済金に関しては、第百二十六条第二項、第百三十一条、第百三十二条及び前条の規定にかかわらず、その漁具共済を適正円滑に行なうための必要のある範囲内において、政令で定めるところにより、農林省令で、特例を定めることができる。

（商法の準用）

第百三十一条　漁船共済については、商法第六百三十一条及び第六百六十一条の規定を準用する。

第四章　漁業共済組合連合会の漁業再共済事業

（漁業再共済事業）

第百三十二条　連合会が行なう漁業再共済事業は、会員が第七十六条に掲げる漁業共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業とする。

2　組合は、共済目的の種類たる漁具につき、農林省令で定めるところにより共済規程をもつて、漁具共済に係る共済契約において共済目的とすることができないものの範囲を定めるものとする。

（共済責任期間）

第百三十三条　漁具共済の共済責任期間は、共済目的の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の漁具をその用に供する漁業の漁業時期（周年操業をする漁業に係るものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

（共済金額）

第百三十四条　漁具共済の共済金額は、共済価額をこえない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2　前項の規定により同項の割合を定める場合において、共済目的の種類のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

（共済価額）

第百三十五条　前条第一項の共済価額は、共済契約ごとに、農林省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

（純共済掛金率）

第百三十六条　漁具共済の純共済掛金率は、共済目的の種類、共済責任期間の日数その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて、組合が共済規程で定めるところにより定める割合とする。

2　前項の規定により純共済掛金率を定める場合において、共済目的の種類のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめその基準となる率を定めているときは、その基準となる率を下つて定めることができない。

（てん補の責めを負わない損害）

第百三十七条　戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

（共済金）

第百三十八条　漁具共済の共済金の金額は、共済金額に、共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間に応じ農林省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

（再共済契約の当然成立）

第百三十九条　会員と被共済者との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立したときは、これによつて、連合会と当該会員との間に当該共済契約についての漁業再共済事業に係る再共済契約が成立するものとする。

（再共済金額）

第百四十条　連合会の再共済金額は、共済契約に係る共済金額に百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

（純再共済掛金率）

第百四十一条　連合会の純再共済掛金率は、次に掲げるとおりとする。

一　漁獲共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約に係る純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率と同率

二　漁具共済に係るものにあつては、共済契約に係る純共済掛金率（農林大臣が第百三十三条第二項の規定により基準率を定めているものについては、純共済掛金率の限度となつたその基準率）と同率

（再共済掛金の払いもどし）

第百四十二条　会員は、第九十条第二項、第九十一条第四項若しくは第九十二条第二項の規定又は第百二条において準用する商法第六百四十三条の規定により共済掛金の払いもどしをしなければならないときは、農林省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

（再共済金）

第百四十三条　連合会の再共済金の金額は、会員が支払うべき共済金の金額に第百四十条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

（通知義務）

第百四十四条　会員は、共済契約を締結したときは、連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に対し、当該共済契約に関し必要な事項を通知しなければならない。

2　会員は、前項の規定により通知した事項に変更があつたとき、又は共済契約がその効力を失つたときは、連合会の共済規程で定めるところにより、遅滞なく、これを連合会に通知しなければならない。

第百四十五条　会員は、漁業再共済事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる農林省令で定める事項を連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に通知しなければならない。

（免責事由）

第百四十六条　次に掲げる場合には、連合会は、再共済金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一　会員が、法令又は会員の共済規程に違反して共済金を支払つたとき。

二　会員が、損失又は損害の額を不当に認定して共済金を支払つたとき。

三　会員が、正当な理由がないのに、再共済掛金の支払を遅滞したとき。

四　会員が、第百四十四条又は前条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

（準用規定）

第百四十七条　連合会の漁業再共済事業については、第八十三条、第九十二条、第九十六条から第百条まで及び第百三条並びに商法第六百六十一条及び第六百六十二条の規定を準用する。

第五章　漁業共済基金

第一節　総則

（目的）

第百四十八条　漁業共済基金は、漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的とする。

（法人格）

第百四十九条　漁業共済基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（事務所）

第百五十条　基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2　基金は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第百五十一条　基金は、定款をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金、出資及び資産に関する事項

五　役員及び評議員会に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　財務及び会計に関する事項

八　公告の方法

2　定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　基金は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第百五十七条に規定する出資者に通知しなければならない。

（資本金）

第百五十二条　基金の資本金は、次条第一項及び第二項の規定により政府が出資する金額、同条第三項の規定により都道府県が出資する金額並びに同条第四項の規定により漁業共済団体が出資する金額の合計額とする。

（出資）

第百五十三条　政府は、基金の設立に際し、基金に二億五千万円を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3　都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができる。

4　漁業共済団体は、基金に出資することができる。

第百五十四条　都道府県及び漁業共済団体についての出資一口の金額は、十万円とする。

第百五十五条　基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

（持分の払いもどし等の禁止）

第百五十六条　基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2　基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（出資者たる地位の喪失）

第百五十七条　政府以外の出資者（第百九十二条第二項並びに第百九十三条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。）は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

（持分の譲渡し）

第百五十八条　出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　都道府県又は漁業共済団体でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3　出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

（持分の共有の禁止）

第百五十九条　出資者は、持分を共有することができない。

（登記）

第百六十条　基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第百六十一条　基金でない者は、漁業共済基金という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第百六十二条　基金については、民法第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定を準用する。

第二節　役員等

（役員）

第百六十三条　基金に、役員として、理事長一人及び監事一人を置く。

2　基金に、役員として、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第百六十四条　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　監事は、基金の業務を監査する。

3　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

（役員の任命）

第百六十五条　理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2　理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第百六十六条　理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第百六十七条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

（役員の解任）

第百六十八条　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第百六十九条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第百七十条　基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

（代理人の選任）

第百七十一条　理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第百七十二条　基金の職員は、理事長が任命する。

（評議員会）

第百七十三条　基金に評議員会を置く。

2　評議員会は、理事長の諮問に応じ、第四項に掲げる事項その他基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　評議員会は、前項に規定する事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

一　定款の変更

二　業務方法書の変更

三　予算、事業計画及び資金計画の作成及び重要な変更

四　財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成

第百七十四条　評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

2　評議員は、出資者たる都道府県の長又はその推薦する者、出資者たる漁業共済団体の代表者及び基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3　評議員の任期は、二年とする。

4　評議員については、第百六十六条第一項ただし書及び第二項並びに第百六十八条第二項の規定を準用する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第百七十五条　基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節　業務

（業務）

第百七十六条　基金は、第百四十八条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一　出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して必要とする資金の貸付け

二　出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して金融機関に対し負担する債務の保証

三　貸付金の利率、償還期間その他の貸付条件並びに債務保証をする資金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件

四　貸付契約及び保証契約の締結及び変更に関する事項

五　保証債務の弁済並びに求償権の行使方法及び償却に関する事項

六　金銭の寄託の引受けの条件

七　余裕金の運用の方法

八　その他農林省令で定める事項

（業務の委託）

第百七十七条　基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会その他農林大臣の指定する金融機関に対し、業務方法書で定めるところにより、その業務（貸付けの決定及び債務保証の決定を除く。）の一部を委託することができる。

2　前項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第百九十条及び第百九十八条において「受託者」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については

第百七十八条　前条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　貸付金の金額の合計額及び債務保証の金額の合計額の最高限度

二　一漁業共済団体当たりの貸付金の金額及び債務

保証の金額の最高限度

三　貸付金の利率、償還期間その他の貸付条件並びに債務保証をする資金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件

四　貸付契約及び保証契約の締結及び変更に関する事項

五　保証債務の弁済並びに求償権の行使方法及び償却に関する事項

六　金銭の寄託の引受けの条件

七　余裕金の運用の方法

八　その他農林省令で定める事項

（業務の委託）

第百七十九条　基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会その他農林大臣の指定する金融機関に対し、業務方法書で定めるところにより、その業務（貸付けの決定及び債務保証の決定を除く。）の一部を委託することができる。

2　前項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第百九十条及び第百九十八条において「受託者」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について

は、法令により公務に従事する職員とみなす。

3　農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4　第一項に規定する漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第八十七条第四項の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

（貸付金等の使用）

第百八十条　漁業共済団体は、基金からの貸付金又は基金の保証に係る借入金を共済金又は再共済金の支払以外の目的に使用してはならない。

2　漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金を他の目的に使用したときは、基金は、業務方法書で定めるところにより、当該漁業共済団体に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。

第四節　財務及び会計

（事業年度）

第百八十一条　基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第百八十二条　基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の規定による認可を受けた場合には、第百七十七条第二項の規定を準用する。

（財務諸表）

第百八十三条　基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2　基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第百八十四条　基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第百八十五条　基金は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第百八十六条　基金は、次に掲げる方法によるほか、その業務上の余裕金を運用してはならない。

一　農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

二　国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

第百八十七条　基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

（農林省令への委任）

第百八十八条　この章に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節　監督

（監督）

第百八十九条　基金は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第百九十条　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節　雑則

（出資者に対する通知又は催告）

第百九十一条　基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第百九十二条　基金は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2　出資者名簿には、各出資者について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称及び住所

二　出資の引受け及び払込みの年月日

三　出資口数及び出資各口の取得の年月日

3　出資者及び基金の債権者（基金が保証契約を締結している金融機関を含む。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）

第百九十三条　基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第百九十四条　農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第百五十一条第二項、第百七十七条第一項、第百八十二条第一項又は第百八十五条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二　第百七十八条第八号又は第百八十八条の農林省令を定めようとするとき。

三　第百七十九条第一項又は第百八十六条第一号若

しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

四　第百八十三条第一項又は第百八十七条の承認をしようとするとき。

第六章　国の助成

（共済掛金及び事務費の補助等）

第百九十五条　国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する漁具を共済目的として漁具共済に係る共済契約を締結している場合には当該漁具共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一　第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業又は同条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者

二　第百四条第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済又は第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済又は養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

2　国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、漁業共済団体の事務費の一部を補助することができる。

3　国は、前二項の規定による補助のほか、漁業共済団体が行なう事業の円滑な運営に支障を生じないよう適切な措置を講ずることに努めなければならない。

（共済掛金に係る補助金の交付の方法）

第百九十六条　前条第一項の規定による共済契約者に対する補助金は、当該共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合に交付する。

2　前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てるため、連合会に交付することができる。

第七章　罰則

第百九十七条　第六十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　漁業共済団体の役員若しくは受託者の代表者又は漁業共済団体若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその漁業共済団体の業務又は受託者の受託した事務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業共済団体又は受託者に対しても同項の刑を科する。

第百九十八条　第百九十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第百九十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　この法律の規定により出資者に通知又は書類の送付をしなければならない場合において、その通知又は書類の送付をしなかつたとき。

三　第百五十六条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四　第百五十六条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五　第百六十条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六　第百七十六条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七　第百八十六条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八　第百八十九条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九　第百九十二条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第二百条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　漁業共済団体がこの法律の規定により行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

三　第九条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四　第十五条（第六十七条第二項後段の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五　第十七条第一項の規定に違反して組合への加入を拒み、又は第十八条第二項後段の規定に違反して出資の払込を猶予したとき。

六　第二十八条（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して兼職したとき。

七　第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条（これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合及び第三十二条の規定を第三十六条第四項後段（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

八　第三十四条又は第三十五条（これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

九　第三十五条（第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十　第五十条第一項の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

十一　第五十二条又は第五十三条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十二　第五十八条又は第六十条（これらの規定を第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十三　第五十九条（第六十七条第四項において準用

する場合を含む。）の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十四　第六十一条（第六十七条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十五　第六十一条において準用する民法第七十九条第二項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十六　第六十一条において準用する民法第八十一条第二項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七　第七十二条の規定による命令に従わなかつたとき。

十八　第九十七条から第九十九条まで（これらの規定を第百四十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百一条　第六条第二項又は第百六十一条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、中小漁業者の漁業事情の推移並びに漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の実施の状況に応じ、この法律に基づく漁業災害補償の制度における共済掛金率、共済責任の負担区分、共済限度額等に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　前項の検討は、漁業共済団体の共済責任を保険又は同項前段の場合において、当該準用に係る規定について必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　第二項において準用する第百一条第一項の規定により連合会から事務の委託を受けた者については、第六十八条、第六十九条、第七十一条、第七十二条及び第七十六条の規定を準用する。

5　前項において準用する第六十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項において準用する第六十九条若しくは第七十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、第百九十七条の規定を準用する。

6　連合会が第二項において準用する第九十七条から第九十九条までの規定に違反した場合には、第二百条の規定を準用する。

（共済会からの承継に係る事業）

第四条　連合会は、農林大臣の認可を受けて、全国水産業協同組合共済会（以下この条において「共済会」という。）と、共済会が水産業協同組合法第百条の四第一項の規定によつて行なう共済事業のうち農林大臣の認可を受けた漁獲共済規程及び漁具共済規程に基づいて行なう漁獲共済及び漁具共済の事業において昭和三十九年四月一日から連合会の成立の日の前日までの間に締結した共済契約（以下この条において「特定共済契約」という。）に基づく権利義務を一体として承継する旨の契約を締結し、当該承継に係る事業を行なうことができる。

2　前項の規定による契約の締結は、連合会が成立した日から三十日以内にしなければならない。

3　第一項の規定による契約の締結があつた場合において、共済会が特定共済契約に基づき同項の規定による契約の締結時までに支払を受けた共済掛金の合計額（その時までに返還を受けた当該共済金に係る返還金の金額を除く。）をこえるときは、共済会は、そのこえる部分の金額（農林省令で定めるところにより算出する一定の金額を除く。）に相当する金額を農林省令で定める期日までに連合会に交付しなければならない。

4　前三項に規定するもののほか、第一項の規定による契約の締結及び当該承継に係る事業の実施並びに前項の規定による金額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（基金の設立）

第五条　農林大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条　農林大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第七条　設立委員は、定款を作成して、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　設立委員は、前項の認可を受けたときは、都道府県及び漁業共済団体に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

3　設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府並びに出資の募集に応じた都道府県及び漁業共済団体に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5　前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第百五十三条第一項の出資金の全額を、出資の募集に応じた都道府県及び漁業共済団体はその引き受けた出資金の全額を払い込まなければならない。

6　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第五条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　第百九十四条の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

第八条　附則第五条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第九十九条までの規定に違反した場合には、第二百条の規定を準用する。

第九条　基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（成立当初の資本金）

第十条　基金の成立当初における資本金は、四億円を下るものであつてはならない。

（増資）

第十一条　基金は、その成立の時における資本金の金額のうち、政府以外の者の出資する部分の金額が二億五千万円にみたないときは、その成立の日から一年を経過する日までに、資本金の金額のうち政府以外の者の出資する部分の金額が二億五千万円以上の金額となるようにその資本金を増加するものとする。

（経過規定）

第十二条　基金の最初の事業年度は、第百八十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条　基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第百八十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第十四条　この法律の施行の際現に、その名称中に漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会という文字を使用している者又は漁業共済基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第六条第二項又は第百六十一条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

（登録税法の一部改正）

第十五条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「魚価安定基金」の下に「、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、漁業共済基金」を、「魚価安定基金法」の下に、「漁業災害補償法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十六条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五中「農業共済基金」の下に「ハ漁業共済基金」を加え、同条第六号中「若ハ農事組合法人」を、「農事組合法人、漁業共済組合若ハ漁業共済組合連合会」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十七条　農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁業信用基金協会」の下に、「漁業共済組合、漁業共済組合連合会」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十八条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「海外経済協力基金」の下に、「漁業共済組合及び同連合会」を、「農業共済組合及び同連合会」の下に、「漁業共済基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十九条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業信用基金協会」の下に、「漁業共済組合及び同連合会」を、「農業共済組合及び同連合会」の下に、「漁業共済基金」を加える。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第二十条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ラ　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）

（農林省設置法の一部改正）

第二十一条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第三号中「漁業信用基金協会」の下に「、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、漁業共済基金」を加える。

（地方税法の一部改正）

第二十二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「農業信用基金協会」の下に「、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会」を、「農業共済組合連合会」の下に「、漁業共済基金」を加える。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二十三条　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次に掲げる法律」の下に「又は法律の規定」を加え、同条に次の一号を加える。

十二　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第二章（内閣総理・法務・大蔵・農林・自治大臣署名）

法律第百五十九号（昭三九・七・九）

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　戦傷病者等に対する援護（第七条―第二十二条）」を「第一節　戦傷病者等に対する援護（第七条―第二十二条）　第二節　障害年金及び遺族年金及び弔慰金の支給（第二十三条―第三十三条）　第三節　遺族一時金の支給（第三十四条―第三十九条）　第四節　障害一時金の支給（第七条―第二十二条）　遺族給与金の支給（第二十三条―第三十三条）　（第二十四条―第三十九条の二―第三十九条の七）」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）（以下「改正前の恩給法」という。）第十九条に規定する軍人、準軍人

3　第四条第五項に規定する事変地における在職期間内の負傷又は疾病に関し同条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされた軍人軍属であつた者に支給する障害年金の額及び前項の規定により加給する金額は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ、前二項に定める額の十分の六に相当する額とする。

第十二条中「この法律」を「恩給法若しくは」に、「若しくは旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）又は」を「又は旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）、この法律若しくは」に改める。

第十五条の二中「第七条第三項又は第四項の規定による」を削る。

「第二節　戦没者遺族等に対する援護」を「第二節　遺族年金及び遺族給与金の支給」に改める。

第二十三条第一項第三号中「軍属（第二条第一項第二号から第四号までに掲げる者をいう。以下同じ。）又は軍属」を「軍人軍属又は軍人軍属」に改める。

第二十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、第四条第五項に規定する事変地における在職期間内の負傷又は疾病に関し同条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされた軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族に支給する遺族年金の額は、前項に定める額の十分の六に相当する額とする。

第三十二条に次の一項を加える。

4　第二十六条第二項に規定する遺族に支給する遺族年金に関し第二項の規定を適用する場合においては、前項中「第二十六条第一項」とあるのは「第二十六条第二項」と、「五千円」とあるのは「三千円」と、「三千円」とあるのは「千八百円」と読み替えるものとする。

第三十二条の三を第三十二条の四とし、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

（遺族年金と扶助料等との調整）

第三十二条の二　遺族年金を受ける権利を有する者が、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令（船員保険法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）を除く。）により、同一の事由による恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料その他遺族年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき遺族年金の支給を停止する。ただし、遺族年金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。第三十四条の前に次の節名を附する。

第三節　弔慰金の支給

第三十四条第二項第一号中「勤務を除く。」の下に「次号において同じ。」を加え、同項第二号中「海外にあつて」を「勤務していた間又は引き続き海外にあつて」に改め、同条第三項中「海外にあつて」を「勤務していた間又は引き続き海外にあつた者」に改め、「又は帰還」を削り、「海外にあつた者」を「勤務していた者又は引き続き海外にあつた者」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十七条第一項中「第五項」を「第四項」に改める。

第三十八条の二中「第三十二条の三」を「第三十二条の四」に、「又は軍人軍属であつた者（第三十四条第四項から第六項までの規定により軍属とみなされる者を含む。）」を「若しくは軍人軍属であつた者又は準軍属若しくは準軍属であつた者」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第四節　遺族一時金の支給

（遺族一時金の支給）

第三十九条の二　次に掲げる遺族には、遺族一時金を支給する。

一　昭和十二年七月七日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該在職期間内又はその経過後二年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、六年）以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族。ただし、重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかつた者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く。

二　第四条第五項に規定する戦地における引き続く在職期間（これに引き続き昭和二十年九月二

その他もとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者（戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件（明治三十八年勅令第四十三号）に規定する文官を含む。以下「軍人」という。）

第三条第一項第一号中「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）（以下第四条第二項において「改正前の恩給法」という。）」を「改正前の恩給法」に改める。

第四条第二項中「旧恩給法の特例に関する件第二条に規定する軍人又は準軍人が昭和十六年十二月八日以後戦地における在職期間」を「軍人軍属が昭和十二年七月七日以後事変地又は戦地における在職期間」に改め、「第二十三条第一項第一号及び第三十四条第一項の規定の適用については」を削り、「旧恩給法の特例に関する件の施行前」を「旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の施行前」に、「旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人又は準軍人」を「軍人」に改め、同条第三項中「帰還を含む。」の下に「次条を除き、以下同じ。」を加え、同条第五項中「戦地」を「事変地又は戦地」に改める。

第五条第一号中「又は」を「及び」に改め、同条に次の一号を加える。

四　遺族一時金の支給

第六条中「又は弔慰金」を「弔慰金又は遺族一時金」に改める。

「第一節　戦傷病者等に対する援護」を「第二節　障害年金及び障害一時金の支給」に改める。

第七条第一項中「不具廃疾の状態にある場合」の下に「（第四条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされた軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の不具廃疾の状態にある場合に限る。）」を加え、同条第二項中「不具廃疾の状態になつたとき」の下に「（第四条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされた軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の不具廃疾の状態になつたときに限る。）」を加える。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

日以後帰外にあつて復員するまでの期間を含む。）が六箇月をこえ、かつ、当該在職期間経過後一年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、三年）以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族。ただし、故意若しくは重大なる過失による負傷若しくは疾病又は当該在職期間経過後に発した負傷若しくは疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く。

2　前項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡に関し、この法律による遺族年金、恩給法第七十五条第一項第二号又は第三号に掲げる額の扶助料その他これらに相当する給付を受けるべき遺族の範囲に該当する者がある場合には、遺族一時金を支給しない。

（遺族の範囲）

第三十九条の三　遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における第三十四条第一項に規定する配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母並びに人夫婚姻による妻の父及び母で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。

2　第三十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（遺族の順位）

第三十九条の四　遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父母の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

2　第三十六条第二項の規定は、前項の規定により遺族一時金を受けるべき順位にある遺族が生死不明である場合に準用する。この場合において、同項中「弔慰金」とあるのは「遺族一時金」と、「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十九年十月」と読み替えるものとする。

（遺族一時金の額）

第三十九条の五　遺族一時金の額は、死亡した者一人につき十万円とする。

（遺族一時金の支給を受けることができない者）

第三十九条の六　第三十九条の三第一項に規定する遺族が、死亡した者の死亡の日以後昭和三十九年十月一日前に、第三十一条第二号、第三号及び第五号から第七号までのいずれかに該当したときは、遺族一時金を支給しない。

2　禁錮以上の刑に処せられ、昭和三十九年十月一日（死亡した者の死亡の日が同日後であるときは、その死亡の日）において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族（刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。）には、遺族一時金を支給しない。

（準用規定）

第三十九条の七　第十六条及び第二十八条本文の規定は、遺族一時金の支給に準用する。

第四十条中「又は弔慰金」を「弔慰金又は遺族一時金」に改める。

第四十三条中「及び遺族給与金」の下に「（以下この条において「障害年金等」という。）」を加える。

第四十五条から第四十七条までの規定中「又は弔慰金」を「弔慰金又は遺族一時金」に改める。

第四十八条第一項中「及び弔慰金」を「弔慰金及び遺族一時金」に改める。

第四十九条第一項中「及び遺族給与金」を「遺族給与金及び遺族一時金」に改める。

第四十九条の二中「又は弔慰金」を「弔慰金又は遺族一時金」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「五千円」を「六千円」に改める。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第三条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和二十年九月一日」を「昭和二十年十一月三十日（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員した者については、その復員の日」に改め、「疾病にかかり」の下に「（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間に負傷し、又は疾病にかかり、厚生大臣が在職期間内の職務に関連して負傷し、又は疾病にかかつたと同視することを相当と認める場合を含む。）」を加える。

給与金及び遺族一時金」に改める。

第四十九条の二中「又は弔慰金」を「弔慰金又は遺族一時金」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「五千円」を「六千円」に改める。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第三条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和二十年九月一日」を「昭和二十年十一月三十日（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員した者については、その復員の日」に改め、「疾病にかかり」の下に「（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間に負傷し、又は疾病にかかり、厚生大臣が在職期間内の職務に関連して負傷し、又は疾病にかかつたと同視することを相当と認める場合を含む。）」を加える。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項から第十八項までを二項ずつ繰り上げる。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第五条　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「又は第五号」を「若しくは第五号又は第三項」に、「同項同号」を「第二項第五号又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第一号から第五号までに掲げる者に該当する者については、昭和十二年七月七日以後事変地又は戦地におけるその者の負傷又は疾病で、故意又は重大な過失によるものでないことが明らかでないものは、当該各号に掲げる負傷又は疾病とみなす。

附則第一項ただし書中「第十三項」を「第十項」に改め、附則第四項中「附則第二十六項」を「附則第二十三項」に、「附則第二十三項」を「附則第二十項」に、「附則第十四項」を「附則第十一項」に改め、附則第十項の前の見出し及び同項から附則第十二項までを削り、附則第十三項に見出しとして「（適用関係）」を加え、同項を附則第十項とし、附則第十四項を附則第十一項とし、附則第十五項から附則第二十四項までを三項ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、第二条、第五条（戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除く。）附則第五条及び附則第八条の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

（遺族援護法第二条等の改正に伴う経過措置）

第二条　この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第二条第一項第一号、第四条第二項、第二十三条第一項第三号　並びに第三十四条第二項及び第三項の規定の改正により軍人軍属たるによる障害年金又は軍人軍属若しくは軍人軍属であつた者の遺族たるによる遺族年金若しくは弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七条第一項（第二号を除く。）及び第二項	昭和二十七年四月一日	昭和三十九年十月一日
第二十三条第一項第三号		
第二十五条第一項		
第三十条第一項		
第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項		
第三十八条第三号		
第十一条第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和三十九年九月三十日
第二十九条第二号		
第三十六条第一項第一号		
第三十八条第二号		
第十三条第一項	昭和二十七年四月	昭和三十九年十月
第三十条第一項		
第二十五条第一項	昭和二十七年四月二日	昭和三十九年十月二日
第三十六条第二項		
第三十八条第三号		
第三十六条第一項第二号	同年四月二日	昭和三十九年十月二日

2　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十二項本文の規定にかかわらず、この法律による遺族援護法第二条第一項第一号及び第四条第二項の規定の改正により、軍人たるによる障害年金（恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める程度の不具廃疾の状態に係る障害年金に限る。）を受けるべき者は、この法律の施行の際、当該障害年金を受ける権利を取得するものとする。

3　この法律による改正後の遺族援護法第三十四条の規定にかかわらず、旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡に関し、恩給法第七十五条第一項第二号に掲げる額の扶助料を受ける権利を有する遺族がある場合における当該死亡した者の死亡に係る弔慰金の支給については、なお従前の例による。

4　この法律の施行の際現に遺族年金を受ける権利を有する者に支給する遺族年金については、この法律による改正後の遺族援護法第三十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（遺族年金等の支給の特例）

第三条　軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条第二項において同じ。）のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日（死亡した者の死亡の日が同日後であるときは、その死亡の日。以下同じ。）以後婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）したことにより、遺族援護法第二十九条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかつた者（この法律による遺族援護法の改正により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることができない者（旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の夫又は妻を除く。）で、遺族援護法の施行の日の前日において、離婚による当該婚姻の解消（離婚の届出をしていないが、事実上離婚によつて婚姻を解消したと同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）又は当該婚姻の取消しをしていたものは、この法律の施行の際、遺族援護法第三十一条第五号に該当した者（当該婚姻の相手方の直系尊属の養子となつた者を除く。）

二　前号の期間内に養子となつたことにより遺族援護法第三十一条第二号に該当した者

三　離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをした後に、さらに婚姻した者

2　軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めたことにより、遺族援護法第二十九条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかつた者（この法律による遺族援護法の改正により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることができない者（旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の父、母、祖父及び祖母にあつては、死亡した者の死亡の当時その者と同一戸籍内にあつた者を除く。）を含む。）で、遺族援護法の施行の日の前日において、離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをしていたものは、この法律の施行の際、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一　婚姻した日以後この法律の施行前に遺族援護法第三十一条第二号又は第四号に該当した者

二　離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをした後に、さらに婚姻により氏を改めた者

3　前二項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二条第一項の規定を準用する。

4　第一項及び第二項の規定により遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第二十三条第二項第三号	昭和三十四年一月一日	昭和三十九年十月一日
第二十五条第三項		
第二十五条第三項	昭和三十四年一月二日	昭和三十九年十月二日
第二十九条第三号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和三十九年九月三十日
第三十条第三項	昭和三十四年一月	昭和三十九年十月

5　第一項及び第二項の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項に規定する者の遺族として遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、同法附則第十三項の規定を適用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

昭和二十八年四月一日	昭和三十九年十月一日
昭和二十八年三月三十一日	昭和三十九年九月三十日
昭和二十八年四月	昭和三十九年十月
昭和二十八年四月二日	昭和三十九年十月二日

（遺族一時金の支給の特例）

第四条　この法律による改正後の遺族援護法第三十九条の二第一項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における配偶者、子及び孫で、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後妻となつたもののうち、同法の施行の日の前日において、離縁又は縁組の取消しにより同法第三十一条第五号又は第六号に規定する妻子でなくなつていた者については、当該妻子縁組に関しては、同法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

2　この法律による改正後の遺族援護法第三十九条の二第一項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における配偶者又は父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母で、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻したもの又は婚姻によりその氏を改めたもののうち、同法の施行の日の前日において、離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをしていたもの（離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをした後に、さらに婚姻した者又は婚姻により氏を改めた者を除く。）には、同法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　昭和三十九年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律による旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「法律第百七十七号」という。）第二条第一項の規定の改正により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の法律第百七十七号を適用する場合においては、同法第二条第四項中「昭和三十二年一月」とあるのは、「昭和三十九年十月」とする。

2　この法律による改正後の法律第百七十七号に基づき給されることとなる扶助料の給与は、昭和三十九年十月から始めるものとする。

3　恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、この法律による改正後の法律

第百七十七号第三条の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十九年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十五号）附則第六項及び附則第九項の規定の適用を受けていた者の遺族年金及び留守家族手当の額については、昭和三十九年九月分までは、なお従前の例による。

（戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　昭和三十九年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭費の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の二第一項中「受ける者」の下に「（同法第四条第五項に規定する事変地における負傷又は疾病に関し、同条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされる者の当該負傷又は疾病による死亡につき、これらの遺族年金又は弔慰金を受ける者を除く。）」を加える。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「（改正後の第三十四条第四項の規定により軍属とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「第五項」を「第四項」に改める。

（未帰還者に関する特別措置法の一部改正）

第十一条　未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する軍人軍属	戦傷病者戦没者遺族等援護法	在職期間内（弔慰金については、昭和十二年七月七日以後における公務上の負傷又は疾病）	昭和二十七年三月三十一日
恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員又は公務員に準ずべき者（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第一項第一号に掲げる者を除く。）	恩給法	在職中における公務のための負傷又は疾病	昭和二十八年三月三十一日
恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）	恩給法	在職中における公務のための負傷又は疾病	昭和二十八年三月三十一日
戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第三項に規定する準軍属（同項第五号に規定する特別未帰還者の状態にある間に死亡したものと推測される者を含む。）	戦傷病者戦没者遺族等援護法	遺族給与金に関しては公務上の負傷又は疾病、弔慰金に関しては昭和二十年九月二日以後海外にある間における自己の責めに帰することのできない事由に基づく負傷又は疾病	昭和二十七年三月三十一日

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第三十二条の二」を「第三十二条の三」に改める。

（内閣総理・大蔵・厚生・郵政大臣署名）

法律第百六十号（昭三九・七・九）

◎住宅地造成事業に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　住宅地造成事業（第四条―第二十二条）
第三章　雑則（第二十一条・第二十二条）
第四章　罰則（第二十三条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、人口の集中に伴う住宅用地の需要の著しい都市及びその周辺の地域において相当規模の住宅地の造成に関する事業が行なわれる場合に、当該事業の施行について災害の防止及び環境の整備のため必要な規制を行ない、あわせて、その適正な施行を促進するため必要な事項について規定することにより、良好な住宅地の造成を確保し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「住宅地の造成」とは、主として住宅建設の用に供する目的で一団の土地について行なう土地の区画形質の変更をいう。

2　この法律において「住宅地造成事業」とは、政令で定める規模以上の一団の土地について行なう住宅地の造成に関する事業をいう。

3　この法律において「事業主」とは、住宅地造成事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

4　この法律において「工事施行者」とは、住宅地造成事業に関する工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

5　この法律において「施行地区」とは、住宅地造成事業を施行する土地の区域をいう。

6　この法律において「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

（住宅地造成事業規制区域）

第三条　建設大臣は、第一条の目的を達成するため、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内の土地につい

ては、指定都市。以下第二十二条を除き同じ。）の申出に基づき、第二条に規定する地域内で、かつ、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条に規定する都市計画区域内の土地の区域を住宅地造成事業規制区域として指定することができる。この場合において、都道府県は、その申出をしようとするときは、あらかじめ、関係市（特別区を含む。以下同じ。）町村の長の意見をきかなければならない。

2　建設大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見をきかなければならない。

3　第一項の指定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

第二章　住宅地造成事業

（住宅地造成事業の施行の認可）

第四条　住宅地造成事業規制区域（以下「規制区域」という。）内において行なわれる住宅地造成事業については、事業主は、建設省令で定めるところにより、その住宅地造成事業に関する工事（住宅地造成事業のうち次条第二項第二号に規定する空地に関する部分については、当該空地に関する工事）に着手する前に、事業計画及び工事施行者を定め、都道府県知事（指定都市の区域内において行なわれる住宅地造成事業については、指定都市の長。以下第二十条第二項を除き同じ。）の認可を受けなければならない。

（事業計画）

第五条　前条の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計及び資金計画並びに公共施設の管理者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を定めなければならない。

2　事業計画においては、災害を防止し、及び環境の整備を図るため必要な事項が、次の各号に掲げるところに従つて定められていなければならない。

一　道路、下水道その他の施設に関して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合していること。

二　道路、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が充分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、災害の防止上及び通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されていること。この場合において、施行地区内の主要な道路は、施行地区外の相当規模の道路に接続させなければならない。

イ　施行地区の規模、形状及び周辺の状況

ロ　施行地区内の土地の地形及び地盤の性質

ハ　施行地区内に予定される建築物の敷地の規模及び配置

三　排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、施行地区内の下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて施行地区及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

イ　当該地域における降水量

ロ　前号イ及びロに掲げる事項並びに放流先の状況

四　施行地区内の土地が地盤の軟弱な土地、がけくずれ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地である場合においては、地盤の改良、擁壁の設置等安全上支障がないように必要な措置が講ぜられていること。

五　施行地区内の土地が宅地造成等規制法（昭和三

十六年法律第百九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地である場合においては、工事の計画が、同法第九条の規定に適合していること。

3　この法律に規定するもののほか、事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令（その建設省令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める。

（設計者の資格）

第六条　規制区域内において行なわれる住宅地造成事業に関する工事のうち建設省令（前条第三項の建設省令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの設計図書（工事を実施するため必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）は、建設省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

（公共施設の管理者の同意等）

第七条　第四条の認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画に関係がある公共施設の管理者及び施行地区となるべき土地の区域内の土地又はその土地にある工作物につき当該住宅地造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得、かつ、当該住宅地造成事業により設置される公共施設を管理することとなる者に協議しなければならない。

（認可の基準等）

第八条　都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当しないと認める場合でなければ、第四条の認可をしてはならない。

一　事業計画の内容が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反しているとき。

二　施行地区内に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項の災害危険区域、同法第四十八条第一項の工業地域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域その他政令で定める住宅地の造成を行なうのに適当でない区域内の土地が含まれているとき。ただし、施行地区及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除く。

三　事業主に当該住宅地造成事業を遂行するため必要な資力及び信用がないとき。

四　工事施行者に当該住宅地造成事業に関する工事を完成するため必要な能力がないとき。

2　都道府県知事は、第四条の認可に、住宅地造成事業の適正な施行を確保し、並びに当該住宅地造成事業を廃止する場合に工事によつてそこなわれた公共施設の機能を回復し、及び工事によつて生ずる災害を防止するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該認可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（認可又は不認可の通知）

第九条　都道府県知事は、第四条の認可の申請があつた場合においては、遅滞なく、認可又は不認可の処分をしなければならない。

2　前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。この場合において、不認可の処分をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

（事業計画等の変更）

第十条　事業主は、事業計画又は工事施行者を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、建設省令で定める事業計画の軽微な変更をしようとする場合においては、この限りでない。

2　第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。

（認可の承継）

第十一条　第四条の認可を受けた事業主について相続又は合併があつた場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認可による事業主の地位を承継する。

2　前項の規定により事業主の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（工事完了の検査等）

第十二条　事業主は、第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行地区（施行地区を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。）の全部について工事を完了した場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の届出があつた場合においては、遅滞なく、その工事が事業計画に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果工事が事業計画に適合していると認めたときは、建設省令で定める様式の検査済証を事業主に交付しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付した場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、当該施行地区について工事が完了した旨を公告しなければならない。

（建築制限）

第十三条　第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行地区内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　当該住宅地造成事業に関する工事用の仮設建築物を建築するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。

二　事業主及び第七条（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意をした者以外の者が権原に基づき建築物を建築するとき。

（住宅地造成事業の施行により設置された公共施設の管理）

第十四条　第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設の存する市町村の管理に属する。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は事業計画に特に管理者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第十五条　第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第十二条第三項の公告の日の翌日において事業計画で定める施行地区内の土地の所有者に帰属するものとし、これに代わるものとして事業計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日において、それぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2　第四条の認可を受けた住宅造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び事業計画で特別の定めをしたものを除き、第十二条第三項の公告の日の翌日において、当該公共施設の管理者（その者が、国の機関であるときは、国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するものとする。

（住宅地造成事業の廃止）

第十六条　第四条の認可を受けた住宅地造成事業を廃止した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（事業主等に対する監督）

第十七条　都道府県知事は、規制区域内において施行されている住宅地造成事業で、第四条若しくは第十条第一項の規定に違反して認可を受けず、それらの規定による認可に附した条件に違反し、若しくはそれらの規定による認可を受けた事業計画に従つていないもの又は第十三条の規定に違反する建築工事については、当該事業主若しくは事業主であつた者、当該建築主（建築工事の請負契約の注文者又は請負契約にならないでみずからその工事をする者をいう。以下この項において同じ。）若しくは建築主であつた者又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の停止を命じ、又は相当の猶予期限をつけて、違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとする場合においては、あらかじめ、当該処分をし、又は当該措置をとることを命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。

（立入検査）

第十八条　都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第四条、第十条第一項、第十二条第二項又は前条第一項の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。

2　前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3　前項に規定する証明書は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

4　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告、勧告等）

第十九条　都道府県知事は、事業主又は工事施行者に対し、住宅地造成事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができる。

（国及び地方公共団体の援助等）

第二十条　国及び地方公共団体は、良好な住宅地の造成を促進するため、第四条の認可を受けた事業主に対し、必要な技術上の助言又は資金上その他の援助に努めるものとする。

2　農林大臣又は都道府県知事は、施行地区内の農地又は採草放牧地を第四条の認可を受けた住宅地造成事業の用に供する農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による許可を求められた場合においては、当該住宅地造成事業が促進されるよう配慮するものとする。

第三章　雑則

（手数料）

第二十一条　第四条又は第十条第一項の認可の申請をしようとする者は、十万円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

（適用の除外）

第二十二条　この法律の規定は、国又は都道府県（指定都市の区域内においては、指定都市を含む。）の行なう住宅地造成事業、一団地の住宅経営に関する都市計画事業、新住宅市街地開発事業その他政令で定める事業については、適用しない。

第四章　罰則

第二十三条　第十七条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第四条の規定に違反した事業主

二　第十八条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五条　第十九条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした事業主又は工事施行者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条　第十一条第二項又は第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

める事業については、適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（建設省設置法の一部改正）

2　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の六　住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第二項に規定する住宅地造成事業について同法第四条又は第十条第一項の認可があつたときは、当該工事について第一項の許可があつたものとみなす。第十二条に次の一項を加える。

3　第八条第四項に規定する住宅地造成事業について住宅地造成事業に関する法律第十二条第二項の検査があつたときは、当該工事について第一項の検査があつたものとみなす。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

（大蔵・農林・建設・自治・内閣総理大臣署名）

（宅地造成等規制法の一部改正）

4　宅地造成等規制法の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

4　第一項の工事を含む住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）第二条第二項に規定する住宅地造成事業について同法第四条又は第十条第一項の認可があつたときは、当該工事について第一項の許可があつたものとみなす。

第十二条第一項第二号中「又は土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）」を「、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）又は住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）」に、同項第五号中「又は土地区画整理法」を「、土地区画整理法又は住宅地造成事業に関する法律」に改める。

法律第百六十一号（昭三九・七・九）

◎林業基本法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　林業生産の増進及び林業構造の改善（第十条―第十五条）
第三章　林産物の需給及び価格の安定等（第十六条・十七条）
第四章　林業従事者（第十八条・第十九条）
第五章　林業行政機関及び林業団体（第二十条・第二十一条）
第六章　林政審議会（第二十二条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（法律の目的）

第一条　この法律は、林業及びそのにない手としての林業従事者が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみ、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の発展と林業従事者の地位の向上を図り、あわせて森林資源の確保及び国土の保全のため、林業に関する政策の目標を明らかにし、その目標の達成に資するための基本的な施策を示すことを目的とする。

（政策の目標）

第二条　国の林業に関する政策の目標は、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、林業総生産の増大を期するとともに、他産業との格差が是正されるように林業の生産性を向上することを目途として林業の安定的な発展を図り、あわせて林業従事者の所得を増大してその経済的社会的地位の向上に資することにあるものとする。

（国の施策）

第三条　国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一　林産物の需要の動向に応ずるように林業生産を転換する等林野の林業的利用の高度化を図ること。

二　林業経営の規模等により類型的に区分される経営形態の差異を考慮して、林地の集団化、機械化、小規模林業経営の規模の拡大その他林地保有の合理化及び林業経営の近代化（以下「林業構造の改善」と総称する。）を図ること。

三　林業技術の向上を図ること。

四　林産物の需給及び価格の安定並びに流通及び加工の合理化を図ること。

五　近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者の養成及び確保を図ること。

六　林業労働に従事する者の福祉の向上、養成及び確保を図ること。

2　前項の施策は、国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保及び地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

（国有林野の管理及び経営の事業）

第四条　国は、前条第一項の施策を講ずるに当たっては、国有林野の管理及び経営の事業について、その適切な企業性の確保に必要な考慮を払いつつ、その適切な運営を通じて当該施策の遂行に資し、とくに、国有林野を重要な林産物の持続的供給源としてその需給及び価格の安定に貢献させるとともに、奥地未開発林野の開発等を促進して林業総生産の増大に寄与するほか、国有林野の所在する地域における林業構造

の改善に資するため積極的にその活用を図るようにするものとする。

2　前項の場合において、国土の保全その他公益的機能を有する国有林野については、その機能が確保されるように努めるものとし、その所在する地域における農業構造の改善のためその他産業の振興又は住民の福祉の向上のため用いることを必要かつ相当とする国有林野については、これらの目的のため積極的に活用が図られるように努めるものとする。

（地方公共団体の施策）

第五条　地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

（財政上の措置等）

第六条　政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2　政府は、第三条第一項の施策を講ずるに当たっては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

（林業従事者等の努力の助長）

第七条　国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第五条の施策を講ずるに当たっては、林業従事者又は林業に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

（林野の所有者等の責務）

第八条　林野の所有者又は林野を使用収益する権原を有する者は、その林野が、農業上の利用その他林業の用以外の適切な用途に供される場合を除くほか、林業の生産基盤として効率的に利用されるように努めなければならない。

（林業の動向に関する年次報告等）

第九条　政府は、毎年、国会に、林業の動向及び政府が林業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3　政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、林政審議会の意見をきかなければならない。

第二章　林業生産の増進及び林産物の需給に関する長期の見通し

（林業生産に関する施策）

第十条　政府は、林野の林業的利用の高度化を図るため、前条第一項の基本計画及び長期の見通しを参酌して、林道の開設その他林業生産の基盤の整備及び開発、優良種苗の確保、樹種又は林相の改良等の造林の推進、機械の導入等必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、災害によつて林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

（林業経営の健全な発展）

第十一条　国は、林業経営を近代化してその健全な発展を図るため、経営形態の整備、合理的な経営方法の改善に資するため積極的にその活用を図るようにするものとする。

2　前項の場合において、国土の保全その他公益的機能を有する国有林野については、その機能が確保されるように努めるものとし、その所在する地域における農業構造の改善のためその他産業の振興又は住民の福祉の向上のため用いることを必要かつ相当とする国有林野については、これらの目的のため積極的に活用が図られるように努めるものとする。

（地方公共団体の施策）

第五条　地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

（財政上の措置等）

第六条　政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2　政府は、第三条第一項の施策を講ずるに当たっては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

（林業従事者等の努力の助長）

第七条　国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第五条の施策を講ずるに当たっては、林業従事者又は林業に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

（林野の所有者等の責務）

第八条　林野の所有者又は林野を使用収益する権原を有する者は、その林野が、農業上の利用その他林業の用以外の適切な用途に供される場合を除くほか、林業の生産基盤として効率的に利用されるように努めなければならない。

（林業の動向に関する年次報告等）

第九条　政府は、毎年、国会に、林業の動向及び政府が林業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3　政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、林政審議会の意見をきかなければならない。

第二章　林業生産の増進及び林産物の需給に関する長期の見通し

（森林資源に関する基本計画及び長期の見通し）

第十条　政府は、森林資源の状況、重要な林産物の需給事情その他の経済事情等の変動により必要があるときは、前項の基本計画及び長期の見通しを改定するものとする。

3　政府は、第一項の基本計画及び長期の見通しをたて、又はこれを改定するには、林政審議会の意見をきかなければならない。

（林業生産に関する施策）

第十一条　国は、林野の林業的利用の高度化を図るため、前条第一項の基本計画及び長期の見通しを参酌して、林道の開設その他林業生産の基盤の整備及び開発、優良種苗の確保、樹種又は林相の改良等の造林の推進、機械の導入等必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、災害によつて林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

（林業経営の健全な発展）

第十二条　国は、林業経営を近代化してその健全な発展を図るため、経営形態の整備、合理的な経営方法

の導入、資本装備の増大等必要な施策を講ずるとともに、小規模林業経営の規模の拡大に資する方策として、林地の取得の円滑化、分収造林の促進、国有林野についての部分林の設定の推進、入会権に係る林野についての権利関係の近代化等必要な施策を講ずるものとする。

（協業の促進）

第十三条　国は、林業生産の合理化を図つて林業経営の発展に資するため、生産行程についての協業を促進する方策として、森林組合等による森林の施業又は経営の共同事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

（林業技術の向上）

第十四条　国は、林業技術の向上を図るため、技術の研究及び開発の推進、その成果の普及等必要な施策を講ずるものとする。

（林業構造改善事業の助成等）

第十五条　国は、小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の基盤の整備及び拡充、近代的な林業施設の導入等林業構造の改善に関し必要な事業が総合的に行なわれるように指導及び助成を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

第三章　林産物の需給及び価格の安定等

（林産物の需給及び価格に関する施策）

第十六条　国は、重要な林産物について、需給及び価格の安定を図るため、素材生産の円滑化、出荷の調整等必要な施策を講ずるほか、外国産の木材について輸入の適正円滑化等必要な施策を講ずるものとする。

（林産物の流通及び加工に関する施策）

第十七条　国は、林産物の流通及び加工の合理化を図るため、森林組合、中小企業等協同組合等が行なう林産物の販売、購買又は加工に関する事業の発達改善、林産物取引の近代化等必要な施策を講ずるものとする。

第四章　林業従事者

（教育の事業の充実等）

第十八条　国は、近代的な林業経営に係る林業技術的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者の養成及び確保を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（林業労働に従事する者の福祉の向上）

第十九条　国は、林業労働に従事する者の福祉の向上、養成及び確保を図るため、就業の促進、雇用の安定、労働条件の改善、社会保障の拡充、職業訓練の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

第五章　林業行政機関及び林業団体

（林業行政に関する組織の整備等）

第二十条　国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第五条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（林業団体の整備）

第二十一条　国は、林業の発展及び林業従事者の地位の向上を図ることができるように、林業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第六章　林政審議会

（設置）

第二十二条　総理府に、附属機関として、林政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第二十三条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第二十四条　審議会は、委員十五人以内で組織する。

2　委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第二十五条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第二十六条　審議会の庶務は、林野庁林政部において処理する。

（委任規定）

第二十七条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条第三項、第十条第三項、第六章及び次項の規定並びに附則第三項中森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条、第六十九条及び第七十一条を改める部分の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

農政審議会	農業基本法（昭和三十六年法律第百二十七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

を

農政審議会	農業基本法（昭和三十六年法律第百二十七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
林政審議会	林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

に改める。

3　森林法の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「林産物の需給等に関する長期の見通し及び」を削り、同条第一項中「重要な林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に関する長期の見通しをたて、これに即し」を「林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十条第一項の基本計画及び長期の見通しに即し」に改め、同条第三項中「第一項の長期の見通し又は」を削り、同条第四項中「第一項の長期の見通し若しくは」を削り、「これら」を「これ」に改め、「全国森林計画に係るときにあつては」を「これ」に、「全国森林計画に係るときにあつては当該計画」を「当該計画（変更の場合にあつては、変更後の計画）」に改める。

第六十八条第二項中「森林に関する重要事項について、」を「この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について」に改め、同条第三項中「森林に関する重要事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第六十九条第二項を削り、同条第三項第一号中「十七人」を「十三人」に改め、同項第二号中「十人」を「七人」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項第一号」を「第二

項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「及び臨時委員」を削り、同項を同条第五項とする。

第七十一条第一項中「第六十九条第三項第一号」を「第六十九条第二項第一号」に改める。

4　この法律の施行の際現にたてられている改正前の森林法第四条第一項の長期の見通しは、第十条第一項の規定により最初に同項の基本計画及び長期の見通しがたてられるまでの間は、改正後の同法第四条の規定の適用については、同条第一項に規定する林業基本法第十条第一項の基本計画及び長期の見通しとみなす。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百六十二号（昭三九・七・九）

◎納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「組合」の下に「及びその連合体」を加える。

第二条第一項中「地域」の下に「、職域」を加え、同条第二項中「無尽会社」を「商工組合中央金庫」に改める。

第八条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（納税貯蓄組合連合会）

第十条の二　第三条、第七条及び第九条の規定は、税貯蓄組合の連合体（その連合体を含む。）で、会員の指導及び育成に関する事務、会員の行なう事務についての連絡及び調整に関する事務その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るため必要な事務を行なうことを目的とし、かつ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たもの（以下「納税貯蓄組合連合会」という。）について準用する。この場合において、第七条中「その組合員又は自己以外の組合員」とあるのは、「その間接の構成員たる組合員」と読み替えるものとする。

第十一条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　納税貯蓄組合連合会の規約の届出を受けた税務署長及び地方公共団体の長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があるときは、当該連合会若しくはその直接若しくは間接の構成員たる納税貯蓄組合連合会、納税貯蓄組合若しくはその組合員に対して質問し、又は所属の職員をしてその質問をさせることができる。

第十二条第一項中「納税貯蓄組合でない者」を「納税貯蓄組合又は納税貯蓄組合連合会でない者」に、「納税貯蓄組合又はこれに」を「納税貯蓄組合若しくは納税貯蓄組合連合会又はこれらに」に改め、同条第二項中「納税貯蓄組合」の下に「又は納税貯蓄組合連合会」を加える。

第十三条中「納税貯蓄組合」の下に「又は納税貯蓄組合連合会」を加え、「組合の」を「当該組合又は連合会の」に改める。

第十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第三条」及び「第七条」の下に「（第十条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の納税貯蓄組合法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に支払を受けるべき納税貯蓄組合預金の利子で、当該利子に係る同項に規定する期間のうちに同日以後の日が含まれるものについて適用する。

3　この法律の施行の際納税貯蓄組合連合会又はこれに類似する名称を用いている団体は、この法律の施行の日以後一月間に限り、改正後の納税貯蓄組合法第十二条第一項の規定にかかわらず、同法第十条の二に規定する届出をしないで、納税貯蓄組合連合会又はこれに類似する名称を用いることができる。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百六十三号（昭三九・七・九）

◎道路法の一部を改正する法律

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第三条第二号を次のように改める。

二　一般国道

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二章の章名中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

（一般国道の意義及びその路線の指定）

第五条　第三条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号の一に該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

一　国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地（北海道の支庁所在地を含む。）その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市（以下「重要都市」という。）を連絡する道路

二　重要都市又は人口十万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路

三　二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路

四　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十二条第二項に規定する特定重要港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路

五　国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路

2　前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

第六条　削除

第七条第一項中「第四号」を「第三号」に、「一級国道、二級国道」を「国道」に改める。

第八条第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第十一条第一項を削り、同条第二項中「二級国道」

を「国道」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十二条（見出しを含む。）中「一級国道」を「国道」に改める。

第十三条を削り、第十二条の二（見出しを含む。）中「一級国道」を「国道」に改め、同条を第十三条とする。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第十七条第一項中「一級国道及び二級国道の管理（一級国道の管理又は二級国道の新設、改築若しくは災害復旧に関する工事に係る管理で、建設大臣が行うものを除く。）は、第十二条、第十二条の二第一項、第十三条第一項及び第十四条第一項の規定にかかわらず」を「国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第二項の規定により都道府県知事が行なうべきものは、これらの規定にかかわらず」に改め、同条第二項中「第十三条第一項及び第十四条第一項」を「第十二条ただし書及び第十三条第一項」に、「二級国道の管理（建設大臣が行う二級国道の新設、改築又は災害復旧に関する工事に係るものを除く。）」を「国道の管理でこれらの規定により当該都道府県知事が行なうべきもの」に改める。

第十八条第一項中「第十二条の二第一項若しくは第三項又は第十三条」を「第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第十九条第一項及び第二十条第一項中「第十二条の二第一項及び第三項並びに第十四条」を「第十三条第一項及び第三項並びに第十五条」に改める。

第二十四条中「第十二条の二第三項、第十三条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）」を「第十三条第三項」に改める。

第二十七条第一項を次のように改める。

建設大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行なう場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行なう場合においては、政令で定めるところにより、道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

第二十九条中「その他の状況」の下に「及び当該道路の交通状況」を加え、「安全なものであり、且つ、」を「安全なものであるとともに、安全かつ」に改める。

第三十条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

第三十一条第一項中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改める。

第三十九条第一項中「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改め、同条第二項中「一級国道」を「国道」に改める。

第四十四条第一項中「一級国道」を「国道」に改める。

第四十八条の二第一項中「及び一級国道」を削る。

第四十九条中「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第五十条の見出し及び同条第一項中「一級国道」を「国道」に改め、同条第二項中「一級国道の維持、修繕その他の管理」を「国道の維持、修繕その他の管理」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道」を「指定区間外の国道」に、「安全なものであるとともに、安全かつ」に改める。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条　削除

第五十二条第一項中「前三条」を「第四十九条又は第五十条」に改める。

第五十三条第一項中「一級国道若しくは二級国道」を「国道」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第五十一条」を「第五十条第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改め、「又は第五十一条第一項」を削り、「第五十条第三項（第五十一条第二項において準用する場合を含む。）」を「同条第三項」に、「これらの規定」を「当該規定」に改める。

第五十四条第一項及び第五十五条第一項中「第四十九条から第五十一条まで」を「第四十九条又は第五十条」に改める。

第五十六条中「一級国道（指定区間内の一級国道を除く。）若しくは二級国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第六十一条第二項中「一級国道」を「国道」に改める。

第六十四条中「第十二条の二第三項」を「第十三条第二項」に、「一級国道」を「国道」に改める。

第七十一条第四項中「第四十七条」を「第四十七条第三項」に改め、同条第五項中「自動車専用道路の」を削り、「道路整理員に」の下に「第四十七条第二項又は」を加える。

第七十三条第一項中「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改め、同条第二項中「一級国道」を「国道」に改める。

第七十四条第二号中「一級国道（指定区間内の一級国道を除く。）又は二級国道」を「国道」に改める。

第七十五条第一項中「一級国道、二級国道」を「国道」に改める。

第七十九条第一項中「一級国道若しくは二級国道」を「国道」に改める。

第八十条第一項中「二十人」を「二十五人」に改める。

第八十五条第一項及び第三項並びに第九十条第一項中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改める。

第八十六条中「第十二条の二第三項」を「第十三条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、道路法第二十九条、第三十条第一項、第七十一条第四項及び第五項並びに第八十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の道路法（以下「改正前の法」という。）の規定による一級国道又は二級国道は、この法律による改正後の道路法（以下「改正後の法」という。）の規定による一級国道となる。

3　建設大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一級国道（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行なうべきものを、当該新設又は改築に係る一級国道の部分の存する都道府県又は指定市を統轄する都道府県知事又は指定市の長に行なわせることができる。この場合においては、道路法第十七条第三項の規定を準用する。

第六十二条中「第十二条の二第三項」を「第十三条第二項」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

4　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表道路審議会の項中「一級国道若しくは二級国道」を「一般国道」に改める。

（道路の修繕に関する法律の一部改正）

5　道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一級国道及び二級国道」を「一般国道」に改める。

第三条第一項中「第十二条の二第一項又は第十四条第一項」を「第十三条第一項」に、「一級国道（道路法第十二条の二第一項に規定する指定区間内の一級国道を除く。）又は二級国道」を「同項に規定する指定区間外の一般国道」に改め、同条第二項中「第九十六条第二項及び」を削り、「これらの規定」を「同条」に改める。

（地方道路譲与税法の一部改正）

6　地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一級国道及び二級国道並びに」を「一般国道及び」に改める。

第七条中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

7　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「一級国道等」を「一般国道等」に改め、同条第一項中「一級国道、二級国道」を「一般国道」に改め、「第十三条第一項若しくは第二項」を削る。

第四条中「第十二条の二第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第二項」を「第十三条第一項若しくは第三項」に、「第十二条の二第一項に規定する」を「第十三条第一項に規定する」に改める。

第五条の見出し中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第六条第一項中「一級国道（指定区間（道路法第十二条の二第一項に規定する指定区間をいう。以下同じ。）内の一級国道を除く。）又は二級国道」を「道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道」に改める。

第七条第二項中「一級国道若しくは二級国道」を「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第二十五条中「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第二十六条第一項及び第二十七条第一項中「二級国道等」を「一般国道等」に改める。

第三十条第一項中「二級国道等」を「一般国道等」に、「第四十七条の規定」を「第四十七条第三項の規定」に、「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第二項中「二級国道等」を「一般国道等」に改める。

第三十一条中「二級国道等」を「一般国道等」に改める。

（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正）

8　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第十二条の二第一項に規定する指定区間内の一級国道（以下「指定区間」という。）」を「第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道」に改める。

（道路整備緊急措置法の一部改正）

11　道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第十三条第一項若しくは第二項」を削る。

第七条の三第二項中「一級国道（指定区間内の一級国道を除く。）又は二級国道」を「指定区間外の一般国道」に改める。

第七条の五中「第十二条の二第一項から第三項まで、第十四条第一項若しくは第二項」を「第十三条第一項若しくは第三項」に改める。

第十六条の見出し中「一級国道等」を「一般国道等」に改め、同条第一項及び第四項中「一級国道」を「一般国道」に改める。

第十七条及び第十八条中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第十八条の二中「一級国道等」を「一般国道等」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第十九条第一項中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第二十一条中「一級国道等」を「一般国道等」に、「一般国道」に改める。

第七条の二第一項中「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第十三条第一項若しくは第二項」を削る。

第七条の三第二項中「一級国道（指定区間内の一級国道を除く。）又は二級国道」を「指定区間外の一般国道」に改める。

第七条の五中「第十二条の二第一項から第三項まで、第十四条第一項若しくは第二項」を「第十三条第一項若しくは第三項」に改める。

第十六条の見出し中「一級国道等」を「一般国道等」に改め、同条第一項及び第四項中「一級国道」を「一般国道」に改める。

第十七条及び第十八条中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第十八条の二中「一級国道等」を「一般国道等」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第十九条第一項中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第二十一条中「一級国道等」を「一般国道等」に、「一般国道」に改める。

第二条第一項中「、一級国道及び二級国道」を「及び一般国道」に改める。

第三条第一項第三号中「道路法」を「道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号）による改正前の道路法」に改める。

（道路整備特別会計法の一部改正）

12　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「若しくは第五十一条」を削る。

（首都高速道路公団法の一部改正）

13　首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「道路管理者が」を「建設大臣以外の道路管理者が」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

14　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一　高速自動車国道又は一般国道

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

15　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十二条の二」を「第十三条」に、「一級国道」を「一般国道」に改める。

第五条第一項中「第十二条又は第十三条第二項の規定により一級国道又は二級国道」を「第十二条の規定により一般国道」に改める。

第二十二条第一項中「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の一般国道」に、「一級国道若しくは二級国道」を「一般国道」に改める。

（内閣総理・大蔵・建設・自治大臣署名）

法律第百六十四号（昭三九・七・一〇）

◎公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十四条の四（任意制ポスター掲示場）」を「第百四十四条の四（任意制ポスター掲示場）」に、「第百六十四条の六（夜間の街頭演説の禁止等）」を「第百六十四条の六（夜間の街頭演説の禁止等）」に改め、「第百六十四条の九（街頭演説の確保等）」を削り、「第百六十六条（特定の建物及び施設における演説等の禁止）」を「第百六十六条（特定の建物及び施設における演説等の禁止）」に、「第二百三十五条の三（選挙放送等の制限違反）」を「第二百三十五条の四（氏名等の虚偽表示罪）」に改める。

第二十六条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「行う場合において」を「行なう場合においては」に、「有するものがあるときは、申請により」を「有するものであつて、登録の申請又は次項の規定による登録の申出をしたものについて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　基本選挙人名簿又は補充選挙人名簿に登録されていない日本国民で、当該市町村の区域内に住所を有し、年齢満二十年に達した者又は年齢満二十年以上で当該市町村の区域内に住所を有するにいたつた者は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙管理委員会に補充選挙人名簿の登録の申出をすることができる。

第二十七条第三項中「方法等は」の下に「、政令で定めるところにより」を加える。

第四十条第一項ただし書中「市町村の選挙管理委員会は、」の下に「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は」を加える。

第八十六条第一項を次のように改める。

公職の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から四日間に、郵便によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

第百四十三条第一項第二号中「で当該選挙の種類、公職の候補者の氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称を記載したもの」を削り、同項第四号中「及び街頭演説の場所においてその演説中」を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五号」を「第四号の二の個人演説会場外に掲示するものについては、会場」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第五号」を「第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙については、第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定によりポスターを掲示する場所（以下「ポスター掲示場」という。）の設置数は、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万二千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合にはその一を増すごとに五千枚を一万二千枚に加えた数をこえることができない。

第百四十四条第一項中第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、

なければならない。

第八十六条第十項中「第一項各号の区分による日」を「第一項の期間の末日」に改める。

第百四十条の二ただし書中「場合」の下に「並びに衆議院議員及び都道府県知事の選挙において午前九時から午後五時までの間に限り、参議院議員の選挙において午前七時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第百四十一条第三項ただし書中「貨物自動車を」の下に「、政令で定めるところにより、」を加える。

第百四十一条の三ただし書中「演説をすること」の下に「及び第百四十条の二第一項《連呼行為の禁止》ただし書の規定により運行中又は停止中の自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすること」を加える。

第百四十三条第一項第二号中「で当該選挙の種類、公職の候補者の氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称を記載したもの」を削り、同項第四号の二及び第五号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五号」を「第四号の二の個人演説会場外に掲示するものについては、会場」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第五号」を「第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙については、第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定によりポスターを掲示する場所（以下「ポスター掲示場」という。）の設置数は、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万二千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合にはその一を増すごとに五千枚を一万二千枚に加えた数をこえることができない。

第百四十四条第一項中第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、

同条第三項及び第四項中「第一項」を「前条第一項第五号」に改める。

第百四十四条の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第五号のポスター一枚」を「第四号の二及び第五号のポスターそれぞれ一枚」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

第百四十四条の二第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。

第百四十四条の二第二項中「一投票区につき一箇所以上」を「一投票区につき、政令で定めるところにより、五箇所以上十箇所以内」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、その数を減ずることができる。

第百四十四条の二第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

第百四十四条の四に次のただし書を加える。

ただし、ポスターの掲示場の数は、一投票区につき一箇所以上とする。

第百四十四条の四の次に次の一条を加える。

（ポスター掲示場の設置についての協力）

第百四十四条の五　第百四十四条の二《ポスター掲示場》及び前条の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、土地又は工作物の居住者、管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に関し、事情の許す限り協力しなければならない。

第百四十五条第一項中「何人も」の下に「、参議院（全国選出）議員、都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については」を加え、同項ただし書中「並びに第百四十四条の二《ポスター掲示場》第一項及び前条」を「及び第百四十四条の二《ポスター掲示場》」に改め、同条第二項中「何人も」の下に「、前項の選挙については」を加える。

第百四十七条に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

第百四十九条第一項中「三回」を「五回」に、「四回」を「六回、都道府県知事の選挙にあつては四回」に改める。

第百五十条第一項中「放送設備」を「ラジオ放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九条第一項第一号イに規定する標準放送をいう。以下同じ。）の放送設備」に改める。

第百五十一条第二項中「概ね十回」を「ラジオ放送により概ね十回及びテレビジョン放送（放送法第九条第一項第一号ハに規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）により概ね三回」に、「概ね五回」を「ラジオ放送により概ね五回及びテレビジョン放送により概ね三回」に改める。

第百六十一条第一項第一号中「（学校教育法第一条に規定する学校をいう。）」を削る。

第百六十四条の二第五項中「立札一箇を」の下に「なるべくすみやかに」を加え、同条第六項中「及び同条同項第五号《選挙運動用ポスター》のポスター」を削る。

第百六十四条の六の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第百四十条の二第二項《連呼行為における静穏の保持》の規定は、選挙運動のための街頭演説をする者について準用する。

第百六十四条の九を削る。

第百六十五条及び第百六十五条の二中「街頭演説をすること」の下に「及び第百四十条の二第一項《連呼行為の禁止》ただし書の規定により運行中又は停止中の自動車又は船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすること」を加える。

第百六十六条の見出し中「演説」を「演説等」に改め、同条本文中「演説」の下に「及び連呼行為」を加える。

第二百一条の四第五項中「演説の禁止」を「演説等の禁止」に改め、同条第八項中「第百四十三条第四項」を「第百四十三条第五項」に、「第百四十三条第六項及び第七項」を「第百四十三条第七項及び第八項」に、「並びに第百四十四条の二《ポスター掲示場》第一項及び前条」を「及び第百四十四条の四《任意制ポスター掲示場》」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第六項第一号のポスターについては、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載してはならない。

第二百一条の五第一項本文中「ポスターの掲示」の下に「、立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　立札及び看板の類の掲示については

イ　その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ　第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

第二百一条の五第一項ただし書中「政治活動につき」の下に「、その選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間」を加え、同項第四号中「一選挙区につき」を「一選挙区ごとに」に、「二千枚」を「一千五百枚以内、当該選挙区の所属候補者の数が一人をこえる場合においては、そのこえる数が一人を増すごとに七百五十枚を一千五百枚に加えた枚数」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項第四号のポスターについては、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。

第二百一条の六第一項本文中「ポスターの掲示」の下に「、立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示を加え、同項ただし書中「政治活動につき」の下に「、その選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間」を加え、同項第四号中「衆議院議員の一選挙区ごとにタブロイド型（長さ四十二センチメートル、幅三十センチメートル）」を「長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル」に、「千枚」を「七万枚以内、所属候補者の数が十人をこえる場合においては、そのこえる数が五人を増すごとに五千枚を七万枚に加えた枚数」に改める。

第二百一条の六第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　立札及び看板の類の掲示については

イ　その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ　第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

第二百一条の七第一項中「「一人」と」の下に「、「公示」とあるのは「告示」と」を加え、同条第二項中「「一人」と」の下に「、「公示」とあるのは「告示」と」を加え、「一台とする」を「一台とし、参議院（地方選出）議員の再選挙又は補欠選挙については、同項第四号に規定するポスターの枚数は、所属候補者の数にかかわらず、衆議院議員の一選挙区ごとに一千枚以内とする」に改める。

第二百一条の八第一項本文中「ポスターの掲示」の下に「、立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示」を加え、同項ただし書中「政治活動につき」の下に「、その選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日までの間」を加える。

第二百一条の八第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　立札及び看板の類の掲示については

イ　その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ　第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

第二百一条の十第一項中「演説の禁止」を「演説等の禁止」に改め、同条第四項中「市長の選挙については、」を「参議院議員の通常選挙及び参議院全国選出議員の再選挙又は補欠選挙については自治大臣、市長の選挙については」に改め、同条第六項中「本章の規定によるポスター」の下に「並びに立札及び看板の類」を加え、同項中「並びに第百四十四条の二《ポスター掲示場》第一項及び前条」を「及び第百四十四条の四《任意制ポスター掲示場》」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百一条の十に次の二項を加える。

8　本章の規定により政談演説会の開催につきその告知のために使用する立札及び看板の類には、当該政談演説会場の所在する都道府県の選挙管理委員会（市長の選挙については、市の選挙管理委員会）の定めるところの表示をしなければならない。

9　前項の立札及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第二百一条の十一第二項及び第三項中「開催することができない。」の下に「次条第一項ただし書の規定により運行中又は停止中の自動車の上において政治的活動のための連呼行為をすることも、また同様とする。」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第百四十条の二第二項《連呼行為における静穏の保持》の規定は、本章の規定による街頭政談演説を開催する政党その他の政治団体について準用する。

第二百一条の十二中「場所においてする場合」の下に「並びに衆議院議員及び都道府県知事の選挙については午前九時から午後五時までの間に限り、参議院議員の選挙については午前七時から午後八時までの間に限り、本章の規定により政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条第二号中「並びに第二百一条の五《総選挙における政治活動の規制》第一項第四号（第二百一条の七第一項において準用する場合を含む。）のポスター及び同項第五号」を「及び第二百一条の五《総選挙における政治活動の規制》第一項第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第百四十条の二第二項（連呼行為における静穏の保持》の規定は、前項ただし書の規定により政治活動のための連呼行為をする政党その他の政治団体について準用する。

第二百三十四条中「引札」の下に「、電報」を加える。

第二百三十五条中「引札」の下に「、電報」を加え、同条第二号中「公にしたとき」を「公にし、又は事実を歪曲して公にしたとき」に改める。

第二百三十五条の三の次に次の一条を加える。

（氏名等の虚偽表示罪）

第二百三十五条の四　当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして郵便、電報又は電話により通信をした者は、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。

第二百三十六条を次のように改める。

（詐偽登録、虚偽宣言罪等）

第二百三十六条　詐偽の方法をもつて選挙人名簿に登録をさせた者は、六月以下の禁錮又は七千五百円以下の罰金に処する。

2　第五十条第一項《選挙人の確認のための宣言》の場合において虚偽の宣言をした者は、二千五百円以下の罰金に処する。

3　第二十一条《船員の基本選挙人名簿の調製》の規定に違反して船員名簿の提出を怠つた者も、前項と同様とする。

第二百四十三条第一号の二中「第百四十条の二」の下に「第一項」を加える。

第二百四十三条第九号中「演説」を「演説若しくは連呼行為」に、同条第十号中「演説の禁止」を「演説等の禁止」に、「演説を」を「演説又は連呼行為を」に改める。

第二百四十四条第四号中「第一項」を削り、同条第六号中「第百六十四条の六」の下に「第一項」を加える。

第二百五十二条の二第一項中「同条第一項、第六項若しくは第七項又は同条第八項」を「同条第一項、第六項、第七項若しくは第八項又は同条第九項」に、「第百四十三条第六項若しくは第七項」を「第百四十三条第七項若しくは第八項」に改め、同条第二項中「第八項」を「第九項」に改める。

第二百五十二条の三第一項中「第二百一条の十一」の下に「第一項から第三項まで」を、「第二百一条の十二」の下に「第一項」を加え、同条第二項第一号中「第三項」の下に「又は第八項」を加え、同項第二号中「若しくは第五項」を「、第五項若しくは第九項」に、「違反してポスター」を「違反してポスター又は立札若しくは看板の類」に改める。

第二百六十三条第十号の三を削る。

第二百六十六条第一項ただし書中「《補充選挙人名簿の調製》第二項」を「《補充選挙人名簿の調製》第三項」に改める。

第二百六十九条中「第一項及び第二項」を「第一項及び第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、昭和三十九年十月一日から施行する。

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の公職選挙法の規定（第二十六条の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆議院議員の選挙に

ついてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

2　施行日以後はじめて行なわれる衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された衆議院議員の選挙、施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙及び施行日から起算して三月を経過した日の前日までにその選挙の期日を告示された衆議院議員及び参議院議員の選挙以外の選挙については、なお、この法律による改正前の公職選挙法の規定（第二十六条の規定を除く。）の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の適用前にした行為及び前条第二項の規定によりこの法律による改正前の公職選挙法の規定（第二十六条の規定を除く。）の例により行なわれる選挙に関してこの法律の適用後にした行為については、なお、この法律による改正前の公職選挙法第十六章（これを準用する場合を含む。）の規定の例による。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第四条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号の二及び第十条の二を削る。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第五条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「（夜間の街頭演説の禁止）」を「（夜間の街頭演説の禁止等）」に、「（特定の建物及び施設における演説の禁止）」を「（特定の建物及び施設における演説等の禁止）」に改める。

（法務・農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百六十五号（昭三九・七・一〇）

◎毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（販売業の登録の種類）

第四条の二　毒物又は劇物の販売業の登録を分けて、次のとおりとする。

一　一般販売業の登録

二　農業用品目販売業の登録

三　特定品目販売業の登録

（販売品目の制限）

第四条の三　農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であつて厚生省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

2　特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

第五条中「左の各号に掲げる」を「厚生省令で定める」に、「第三項」を「第四項」に、「前条」を「第四条」に改め、各号を削る。

第六条第二号を次のように改める。

二　製造業又は輸入業の登録にあつては、製造し、又は輸入しようとする毒物又は劇物の品目

第六条の二第三項第四号中「第三項」を「第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第六条の三　この法律で定めるもののほか、第四条の登録及び登録の更新並びに前条の許可に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条の見出しを「（毒物劇物取扱責任者）」に改め、同条第一項を次のように改める。

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。ただし、自ら毒物劇物取扱責任者として毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。

第七条第二項中「隣接しているときは、事業管理人は」を「隣接しているとき、又は同一店舗において毒物又は劇物の販売業を二以上あわせて営む場合には、毒物劇物取扱責任者は」に改め、同条第三項中「事業管理人」を「毒物劇物取扱責任者」に改める。

第八条の見出し及び第一項中「事業管理人」を「毒物劇物取扱責任者」に改め、同項第三号中「厚生省令で定める課目につき、」を削り、同条第二項中「事業管理人」を「毒物劇物取扱責任者」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3　第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を分けて、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験とする。

4　農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者は、それぞれ第四条の三第一項の厚生省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは農業用品目販売業の店舗又は同条第二項の厚生省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは特定品目販売業の店舗においてのみ、毒物劇物取扱責任者となることができる。

5　この法律に定めるもののほか、試験科目その他毒物劇物取扱者試験に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第九条第一項中「毒物劇物営業者」を「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」に、「輸入し、又は販売し」を「又は輸入し」に改め、同条第二項中「第三項」を「第五条」に改める。

第十条第一項第二号中「劇物を」の下に「製造し、」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　その他厚生省令で定める事項を変更したとき。

第十条第三項中「第三号」を「第四号」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

第十一条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若し

くはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

第十三条中「左に掲げる」を「政令で定める」に改め、各号を削る。

第十五条の二中「毒物又は劇物」を「毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（事故の際の措置）

第十六条の二　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所又は警察署に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

第十七条第一項中「毒物、劇物」の下に「、第十一条第二項に規定する政令で定める物」を加える。

第十九条第一項中「第五条各号の基準」を「第五条の規定に基づく厚生省令で定める基準」に、「同条各号の基準」を「同条の規定に基づく厚生省令で定める基準」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第三項中「これらの者がこの法律の規定に違反したとき」を「これらの者にこの法律又はこれに基づく処分に違反する行為があつたとき」に改め、「同条第二項の次に次の一項を加える。

3　厚生大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の毒物劇物取扱責任者について、都道府県知事は、販売業の毒物劇物取扱責任者について、その者にこの法律に違反する行為があつたとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不適当であると認めるときは、その毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、その変更を命ずることができる。

第二十条第一項中「第二項又は第三項」を「第二項から第四項まで」に改め、「毒物劇物営業者」の下に「（同条第三項の処分をしようとする場合にあつては、その毒物劇物営業者及び同項に規定する毒物劇物取扱責任者とする。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「第二項又は第三項」を「第二項から第四項まで」に改める。

第二十二条を次のように改める。

（業務上取扱者の届出等）

第二十二条　政令で定める事業を行なう者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなつた日から三十日以内に、厚生省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名又は住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目

三　事業場の所在地

四　その他厚生省令で定める事項

2　前項の規定に基づく政令が制定された場合においてその政令の施行により同項に規定する者に該当することとなつた者は、その政令の施行の日から三十日以内に、同項の例により同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

3　前二項の規定により届出をした者は、当該事業場におけるその事業を廃止したとき、当該事業場において第一項の毒物若しくは劇物を業務上取り扱わないこととなつたとき、又は同項各号に掲げる事項を変更したときは、その旨を当該事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

4　第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十六条の二、第十七条並びに第十九条第三項の規定は、第一項に規定する者（第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。）について準用する。

5　第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十六条の二並びに第十七条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

6　厚生大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する者が第四項で準用する第七条若しくは第十一条の規定若しくは同項で準用する第十九条第三項の処分に違反していると認めるとき、又は前項に規定する者が同項で準用する第十一条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

7　第二十条の規定は、厚生大臣又は都道府県知事が第四項で準用する第十九条第三項の処分又は前項の処分をしようとする場合に準用する。

（経過措置）

第二十三条の二　この法律の規定に基づき政令又は厚生省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第二十四条第一号中「又は第三条の二」を「、第三条の二、第四条の三又は第九条」に改め、同条第二号中「第一項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第六号中「第三項」を「第四項」に改める。

別表第一

一　エチルパラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）

二　黄燐

三　オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン

四　オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラーダン）

五　クラーレ

六　四アルキル鉛
七　シアン化水素
八　シアン化ナトリウム
九　ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名パラチオン）
十　ジニトロクレゾール
十一　二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フエノール
十二　ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト（別名メチルジメトン）
十三　ジメチル―（ジエチルアミド―一―クロルクロトニル）―ホスフエイト
十四　ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト（別名メチルパラチオン）
十五　水銀
十六　セレン
十七　チオセミカルバジド
十八　テトラエチルピロホスフエイト（別名TEPP）
十九　ニコチン
二十　ニツケルカルボニル
二十一　砒素
二十二　弗化水素
二十三　ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン（別名エンドリン）
二十四　ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
二十五　モノフルオール酢酸
二十六　モノフルオール酢酸アミド
二十七　硫化燐
二十八　前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

別表第二

一　アクリルニトリル
二　アクロレイン
三　アニリン
四　アンモニア
五　二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト（別名ダイアジノン）
六　エチル―N―（ジエチルジチオホスホリルメチル）―N―メチルカルバメート
七　エチレンクロルヒドリン
八　塩化水素
九　塩化第一水銀
十　過酸化水素
十一　過酸化ナトリウム
十二　過酸化尿素
十三　カリウム
十四　カリウムナトリウム合金
十五　クレゾール
十六　クロルエチル
十七　クロルスルホン酸
十八　クロルピクリン
十九　クロルメチル
二十　クロロホルム
二十一　硅弗化水素酸
二十二　シアン酸ナトリウム
二十三　ジエチル―四―クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフエイト
二十四　ジエチル―（二・四―ジクロルフエニル）―チオホスフエイト
二十五　ジエチル―二・五―ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフエイト

二十六　四塩化炭素
二十七　シクロヘキシミド
二十八　ジクロル酢酸
二十九　ジクロルブチン
三十　二・三―ジ―（ジエチルジチオホスホロ）―パラジオキサン
三十一　二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフエノール
三十二　二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フエニルアセテート
三十三　二・四―ジニトロ―六―メチルプロピルフエノールジメチルアクリレート
三十四　二・二―ジピリジリウム―一・一′―エチレンジブロミド
三十五　一・二―ジブロムエタン（別名EDB）
三十六　ジブロムクロルプロパン（別名DBCP）
三十七　三・五―ジブロム―四―ヒドロキシ―一四―ニトロアゾベンゼン
三十八　ジメチルエチルスルフイニルイソプロピルチオホスフエイト
三十九　ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフエイト（別名チオメトン）
四十　ジメチル―二・二―ジクロルビニルホスフエイト（別名DDVP）
四十一　ジメチルジチオホスホリルフエニル酢酸エチル
四十二　ジメチルジブロムジクロルエチルホスフエイト
四十三　ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフエイト
四十四　ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルオホスフエイト
四十五　ジメチル―（N―メチルカルバミルメチル）―ジチオホスフエイト（別名ジメトエート）
四十六　ジメチル―四―メチルメルカビト―三―メチルフエニルチオホスフエイト
四十七　ジメチル硫酸
四十八　重クロム酸
四十九　蓚酸
五十　臭素
五十一　硝酸
五十二　硝酸タリウム
五十三　水酸化カリウム
五十四　水酸化ナトリウム
五十五　スルホナール
五十六　テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイト
五十七　トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フエノラート
五十八　トリクロル酢酸
五十九　トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト
六十　トリチオシクロヘプタジエン―三・四・六・七―テトラニトリル
六十一　トルイジン
六十二　ナトリウム
六十三　ニトロベンゼン
六十四　二硫化炭素
六十五　発煙硫酸
六十六　パラトルイレンジアミン
六十七　パラフエニレンジアミン
六十八　ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。
六十九　ヒドロキシルアミン
七十　フエノール
七十一　ブラストサイジンS

七十二　ブロムエチル
七十三　ブロム水素
七十四　ブロムメチル
七十五　ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名デイルドリン）
七十六　一・二・三・四・五・六―ヘキサクロルシクロヘキサン（別名リンデン）
七十七　ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン（別名アルドリン）
七十八　ベタナフトール
七十九　一・四・五・六・七―ペンタクロル―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―（八・八―ジクロルメタノ）―インデン（別名ヘプタクロール）
八十　ペンタクロルフエノール（別名ＰＣＰ）
八十一　ホルムアルデヒド
八十二　無水クロム酸
八十三　メタノール
八十四　メチルスルホナール
八十五　Ｎ―メチル―一―ナフチルカルバメート
八十六　モノクロル酢酸
八十七　沃化水素
八十八　沃素
八十九　硫酸
九十　硫酸タリウム
九十一　燐化亜鉛
九十二　ロダン酢酸エチル
九十三　ロテノン
九十四　前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの

別表第三

一　オクタメチルピロホスホルアミド
二　四アルキル鉛
三　ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト
四　ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト
五　ジメチル―（ジエチルアミド―一―クロルクロトニル）―ホスフエイト
六　ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト
七　テトラエチルピロホスフエイト
八　モノフルオールアル酢酸
九　モノフルオール酢酸アミド
十　前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に改正前の毒物及び劇物取締法による毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれ同表の下欄に規定する改正後の毒物及び劇物取締法による毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者とみなす。

農業上必要な毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者	一般販売業の登録
改正前の第八条第五項の規定により厚生大臣が指定する毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者	農業用品目販売業の登録
	特定品目販売業の登録

3　改正前の毒物及び劇物取締法による毒物劇物取扱者試験に合格した者は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれ同表の下欄に規定する改正後の毒物及び劇物取締法による毒物劇物取扱者試験に合格した者とみなす。

課目を限定しない毒物劇物取扱者試験に合格した者	一般毒物劇物取扱者試験
改正前の第八条第三項の規定により限定された課目につき毒物劇物取扱者試験に合格した者	農業用品目毒物劇物取扱者試験
改正前の第八条第五項で準用する同条第三項の規定により限定された課目につき毒物劇物取扱者試験に合格した者	特定品目毒物劇物取扱者試験

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百六十六号（昭三九・七・一〇）

◎宅地建物取引業法の一部を改正する法律（衆法）

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録」を「免許」に、「第三章　業務（第十三条―第二十条）」を「第三章　業務（第十三条―第十九条）」を「第三章の二　監督（第二十条―第二十九条）」に改める。

第二章　登録」を「第二章　免許」に改める。

第三条から第十一条までを次のように改める。

（免許）

第三条　宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては建設大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

2　前項の免許は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3　第一項の免許又は前項の免許の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（免許の基準）

第二条　宅地建物取引業法（以下「法」という。）第三条第一項の免許を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の事務所を設置しなければならない。

一　都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合　一

二　二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合　五

第三条　法第三条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　法人である場合においては、その役員の氏名

三　個人である場合においては、その者の氏名

四　事務所の名称及び所在地

五　事務所ごとに置かれる専任の取引主任者の氏名

六　他に事業を行つている場合においては、その事業の種類

七　宅地建物取引業者の相互間の取引のみを行うか、又は宅地建物取引業者でない者との取引を行うかの別

八　法第十一条第一項第一号又は第二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同項第一号又は第二号に該当するに至つた事実

九　法第十一条第一項第三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

十　法第十一条第一項第四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

十一　法第十一条第一項第五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

十二　法第十一条第一項第六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

十三　法第十一条第一項第七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

十四　法第十一条第一項第八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

十五　法第十一条第一項第九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

十六　法第十一条第一項第十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

十七　法第十一条第一項第十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

十八　法第十一条第一項第十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

十九　法第十一条第一項第十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二十　法第十一条第一項第十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二十一　法第十一条第一項第十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二十二　法第十一条第一項第十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二十三　法第十一条第一項第十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二十四　法第十一条第一項第十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二十五　法第十一条第一項第十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二十六　法第十一条第一項第二十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二十七　法第十一条第一項第二十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二十八　法第十一条第一項第二十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二十九　法第十一条第一項第二十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

三十　法第十一条第一項第二十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

三十一　法第十一条第一項第二十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

三十二　法第十一条第一項第二十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

三十三　法第十一条第一項第二十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

三十四　法第十一条第一項第二十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

三十五　法第十一条第一項第二十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

三十六　法第十一条第一項第三十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

三十七　法第十一条第一項第三十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

三十八　法第十一条第一項第三十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

三十九　法第十一条第一項第三十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

四十　法第十一条第一項第三十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

四十一　法第十一条第一項第三十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

四十二　法第十一条第一項第三十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

四十三　法第十一条第一項第三十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

四十四　法第十一条第一項第三十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

四十五　法第十一条第一項第三十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

四十六　法第十一条第一項第四十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

四十七　法第十一条第一項第四十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

四十八　法第十一条第一項第四十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

四十九　法第十一条第一項第四十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

五十　法第十一条第一項第四十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

五十一　法第十一条第一項第四十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

五十二　法第十一条第一項第四十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

五十三　法第十一条第一項第四十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

五十四　法第十一条第一項第四十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

五十五　法第十一条第一項第四十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

五十六　法第十一条第一項第五十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

五十七　法第十一条第一項第五十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

五十八　法第十一条第一項第五十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

五十九　法第十一条第一項第五十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

六十　法第十一条第一項第五十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

六十一　法第十一条第一項第五十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

六十二　法第十一条第一項第五十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

六十三　法第十一条第一項第五十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

六十四　法第十一条第一項第五十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

六十五　法第十一条第一項第五十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

六十六　法第十一条第一項第六十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

六十七　法第十一条第一項第六十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

六十八　法第十一条第一項第六十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

六十九　法第十一条第一項第六十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

七十　法第十一条第一項第六十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

七十一　法第十一条第一項第六十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

七十二　法第十一条第一項第六十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

七十三　法第十一条第一項第六十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

七十四　法第十一条第一項第六十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

七十五　法第十一条第一項第六十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

七十六　法第十一条第一項第七十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

七十七　法第十一条第一項第七十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

七十八　法第十一条第一項第七十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

七十九　法第十一条第一項第七十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

八十　法第十一条第一項第七十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

八十一　法第十一条第一項第七十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

八十二　法第十一条第一項第七十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

八十三　法第十一条第一項第七十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

八十四　法第十一条第一項第七十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

八十五　法第十一条第一項第七十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

八十六　法第十一条第一項第八十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

八十七　法第十一条第一項第八十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

八十八　法第十一条第一項第八十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

八十九　法第十一条第一項第八十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

九十　法第十一条第一項第八十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

九十一　法第十一条第一項第八十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

九十二　法第十一条第一項第八十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

九十三　法第十一条第一項第八十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

九十四　法第十一条第一項第八十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

九十五　法第十一条第一項第八十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

九十六　法第十一条第一項第九十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

九十七　法第十一条第一項第九十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

九十八　法第十一条第一項第九十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

九十九　法第十一条第一項第九十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百　法第十一条第一項第九十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百一　法第十一条第一項第九十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百二　法第十一条第一項第九十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百三　法第十一条第一項第九十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百四　法第十一条第一項第九十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百五　法第十一条第一項第九十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百六　法第十一条第一項第百号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百七　法第十一条第一項第百一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百八　法第十一条第一項第百二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百九　法第十一条第一項第百三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百十　法第十一条第一項第百四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百十一　法第十一条第一項第百五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百十二　法第十一条第一項第百六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百十三　法第十一条第一項第百七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百十四　法第十一条第一項第百八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百十五　法第十一条第一項第百九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百十六　法第十一条第一項第百十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百十七　法第十一条第一項第百十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百十八　法第十一条第一項第百十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百十九　法第十一条第一項第百十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百二十　法第十一条第一項第百十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百二十一　法第十一条第一項第百十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百二十二　法第十一条第一項第百十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百二十三　法第十一条第一項第百十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百二十四　法第十一条第一項第百十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百二十五　法第十一条第一項第百十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百二十六　法第十一条第一項第百二十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百二十七　法第十一条第一項第百二十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百二十八　法第十一条第一項第百二十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百二十九　法第十一条第一項第百二十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百三十　法第十一条第一項第百二十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百三十一　法第十一条第一項第百二十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百三十二　法第十一条第一項第百二十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百三十三　法第十一条第一項第百二十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百三十四　法第十一条第一項第百二十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百三十五　法第十一条第一項第百二十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百三十六　法第十一条第一項第百三十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百三十七　法第十一条第一項第百三十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百三十八　法第十一条第一項第百三十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百三十九　法第十一条第一項第百三十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百四十　法第十一条第一項第百三十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百四十一　法第十一条第一項第百三十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百四十二　法第十一条第一項第百三十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百四十三　法第十一条第一項第百三十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百四十四　法第十一条第一項第百三十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百四十五　法第十一条第一項第百三十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百四十六　法第十一条第一項第百四十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百四十七　法第十一条第一項第百四十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百四十八　法第十一条第一項第百四十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百四十九　法第十一条第一項第百四十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百五十　法第十一条第一項第百四十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百五十一　法第十一条第一項第百四十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百五十二　法第十一条第一項第百四十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百五十三　法第十一条第一項第百四十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百五十四　法第十一条第一項第百四十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百五十五　法第十一条第一項第百四十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百五十六　法第十一条第一項第百五十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百五十七　法第十一条第一項第百五十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百五十八　法第十一条第一項第百五十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百五十九　法第十一条第一項第百五十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百六十　法第十一条第一項第百五十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百六十一　法第十一条第一項第百五十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百六十二　法第十一条第一項第百五十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百六十三　法第十一条第一項第百五十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百六十四　法第十一条第一項第百五十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百六十五　法第十一条第一項第百五十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百六十六　法第十一条第一項第百六十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百六十七　法第十一条第一項第百六十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百六十八　法第十一条第一項第百六十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百六十九　法第十一条第一項第百六十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百七十　法第十一条第一項第百六十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百七十一　法第十一条第一項第百六十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百七十二　法第十一条第一項第百六十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百七十三　法第十一条第一項第百六十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百七十四　法第十一条第一項第百六十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百七十五　法第十一条第一項第百六十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百七十六　法第十一条第一項第百七十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百七十七　法第十一条第一項第百七十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百七十八　法第十一条第一項第百七十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百七十九　法第十一条第一項第百七十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百八十　法第十一条第一項第百七十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百八十一　法第十一条第一項第百七十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百八十二　法第十一条第一項第百七十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百八十三　法第十一条第一項第百七十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百八十四　法第十一条第一項第百七十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百八十五　法第十一条第一項第百七十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百八十六　法第十一条第一項第百八十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百八十七　法第十一条第一項第百八十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百八十八　法第十一条第一項第百八十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百八十九　法第十一条第一項第百八十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百九十　法第十一条第一項第百八十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百九十一　法第十一条第一項第百八十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百九十二　法第十一条第一項第百八十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百九十三　法第十一条第一項第百八十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百九十四　法第十一条第一項第百八十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百九十五　法第十一条第一項第百八十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百九十六　法第十一条第一項第百九十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百九十七　法第十一条第一項第百九十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百九十八　法第十一条第一項第百九十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

百九十九　法第十一条第一項第百九十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百　法第十一条第一項第百九十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百一　法第十一条第一項第百九十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百二　法第十一条第一項第百九十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百三　法第十一条第一項第百九十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百四　法第十一条第一項第百九十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百五　法第十一条第一項第百九十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百六　法第十一条第一項第二百号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百七　法第十一条第一項第二百一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百八　法第十一条第一項第二百二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百九　法第十一条第一項第二百三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百十　法第十一条第一項第二百四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百十一　法第十一条第一項第二百五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百十二　法第十一条第一項第二百六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百十三　法第十一条第一項第二百七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百十四　法第十一条第一項第二百八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百十五　法第十一条第一項第二百九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百十六　法第十一条第一項第二百十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百十七　法第十一条第一項第二百十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百十八　法第十一条第一項第二百十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百十九　法第十一条第一項第二百十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百二十　法第十一条第一項第二百十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百二十一　法第十一条第一項第二百十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百二十二　法第十一条第一項第二百十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百二十三　法第十一条第一項第二百十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百二十四　法第十一条第一項第二百十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百二十五　法第十一条第一項第二百十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百二十六　法第十一条第一項第二百二十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百二十七　法第十一条第一項第二百二十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百二十八　法第十一条第一項第二百二十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百二十九　法第十一条第一項第二百二十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百三十　法第十一条第一項第二百二十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百三十一　法第十一条第一項第二百二十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百三十二　法第十一条第一項第二百二十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百三十三　法第十一条第一項第二百二十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百三十四　法第十一条第一項第二百二十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百三十五　法第十一条第一項第二百二十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百三十六　法第十一条第一項第二百三十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百三十七　法第十一条第一項第二百三十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百三十八　法第十一条第一項第二百三十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百三十九　法第十一条第一項第二百三十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百四十　法第十一条第一項第二百三十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百四十一　法第十一条第一項第二百三十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百四十二　法第十一条第一項第二百三十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百四十三　法第十一条第一項第二百三十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百四十四　法第十一条第一項第二百三十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百四十五　法第十一条第一項第二百三十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百四十六　法第十一条第一項第二百四十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百四十七　法第十一条第一項第二百四十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百四十八　法第十一条第一項第二百四十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百四十九　法第十一条第一項第二百四十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百五十　法第十一条第一項第二百四十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百五十一　法第十一条第一項第二百四十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百五十二　法第十一条第一項第二百四十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百五十三　法第十一条第一項第二百四十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百五十四　法第十一条第一項第二百四十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百五十五　法第十一条第一項第二百四十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百五十六　法第十一条第一項第二百五十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百五十七　法第十一条第一項第二百五十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百五十八　法第十一条第一項第二百五十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百五十九　法第十一条第一項第二百五十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百六十　法第十一条第一項第二百五十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百六十一　法第十一条第一項第二百五十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百六十二　法第十一条第一項第二百五十六号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百六十三　法第十一条第一項第二百五十七号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百六十四　法第十一条第一項第二百五十八号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百六十五　法第十一条第一項第二百五十九号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百六十六　法第十一条第一項第二百六十号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百六十七　法第十一条第一項第二百六十一号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百六十八　法第十一条第一項第二百六十二号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百六十九　法第十一条第一項第二百六十三号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百七十　法第十一条第一項第二百六十四号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百七十一　法第十一条第一項第二百六十五号に該当する者があるときは、その者の氏名及びその者が同号に該当するに至つた事実

二百七十二　法第十一条第一項第二

第四条　建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の免許を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、免許をしてはならない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二　第二十条第二項第二号から第五号までの規定により免許を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）

三　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四　免許の申請前二年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者

五　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

六　法人でその役員のうちに第一号から第四号までの一に該当する者のあるもの

七　事務所について第十一条の二に規定する要件を欠く者

2　建設大臣又は都道府県知事は、第三条第一項においては、その理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

（免許証の交付）

第五条　建設大臣又は都道府県知事は、免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。

（免許換えの場合における従前の免許の効力）

第六条　宅地建物取引業者が第三条第一項の免許を受けた後次の各号の一に該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合において同項の規定により建設大臣又は都道府県知事の免許を受けたときは、その者に係る従前の建設大臣又は都道府県知事の免許は、その効力を失う。

一　建設大臣の免許を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつたとき。

二　都道府県知事の免許を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することとなつたとき。

三　都道府県知事の免許を受けた者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなつたとき。

（宅地建物取引業者名簿）

第七条　建設省及び都道府県に、それぞれ宅地建物取引業者名簿を備える。

2　建設大臣又は都道府県知事は、宅地建物取引業者名簿に、その免許を受けた宅地建物取引業者に関する次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。

一　免許証番号及び免許の年月日

二　商号又は名称

三　個人である場合においては、その者の氏名及び住所

四　法人である場合においては、その役員の氏名及び住所

五　事務所の所在の場所

六　第十一条の二第一項に規定する取引主任者の氏名及び住所（同条第二項本文の場合においては、その旨及び同項本文の規定に該当する者の氏名）

七　その他建設省令で定める事項

（変更の届出）

第八条　宅地建物取引業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、建設省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（宅地建物取引業者名簿等の閲覧）

第九条　建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第十条　宅地建物取引業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一　宅地建物取引業者が死亡した場合　その相続人

二　法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であつた者

三　宅地建物取引業者が破産した場合　その破産管財人

四　法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合　その清算人

五　宅地建物取引業を廃止した場合（第六条各号の一に該当する場合を除く。）宅地建物取引業者であつた個人又は宅地建物取引業者であつた法人を代表する役員

2　前項第三号から第五号までの規定により届出があつたときは、第三条第一項の免許は、その効力を失う。

（省令への委任）

第十一条　第三条から前条までに規定するもののほか、免許の申請、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに宅地建物取引業者名簿の登録、訂正及び消除について必要な事項は、建設省令で定める。

第十一条の二第一項各号列記以外の部分中「宅地建物取引員」を「宅地建物取引員試験に合格した者（以下「宅地建物取引員」という。）」を「宅地建物取引主任者資格試験に合格した者」に、「但し、その者が前項第一号に掲げる者であるとき、又は」を「ただし、その者が」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改める。

第十一条の三第一項中「宅地建物取引員試験」を「宅地建物取引主任者資格試験」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条第二項中「行う」を「行なう」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者

二　宅地又は建物の取引に関し二年以上の実務の経験を有する者

三　都道府県知事が、建設省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

第十二条の見出し中「無登録事業」を「無免許事業」に改め、同条中「第五条第一項の規定による登録」を「第三条第一項の免許」に改める。

第十二条の二第一項中「宅地建物取引業を営む者」

一　宅地建物取引業者が破産した場合　その破産管財人

二　法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であつた者

三　宅地建物取引業者が死亡した場合　その相続人

2　前項の規定により宅地建物取引業者名簿に登録を受けた事項に変更があつた場合においては、同項第一号又は第二号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（宅地建物取引業者名簿の閲覧）

第十二条　建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（宅地建物取引員）

第十二条の二　宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、成年者である専任の宅地建物取引主任者を置かなければならない。

2　宅地建物取引主任者は、宅地建物取引員として、宅地建物取引業に関する取引の相手方に対して、重要な事項について、宅地建物取引業者名簿に登録を受けた事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

3　宅地建物取引主任者は、宅地建物取引業に関する取引の相手方から請求があつたときは、前項の書面を交付して説明をしなければならない。

（宅地建物取引主任者資格試験）

第十三条　宅地建物取引主任者資格試験は、宅地建物取引主任者として必要な知識及び能力について行なう。

2　宅地建物取引主任者資格試験は、毎年一回以上、建設大臣が行なう。

3　建設大臣は、宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を指定試験機関に行なわせることができる。

4　建設大臣は、前項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その全部又は一部を行なわないものとする。

5　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その旨を公示しなければならない。

6　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

7　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

8　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

9　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

10　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

11　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

12　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

13　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

14　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

15　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

16　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

17　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

18　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

19　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

20　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

21　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

22　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

23　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

24　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

25　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

26　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

27　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

28　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

29　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

30　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

31　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

32　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

33　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

34　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

35　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

36　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

37　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

38　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

39　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

40　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

41　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

42　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

43　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

44　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

45　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

46　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

47　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

48　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

49　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

50　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

51　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

52　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

53　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

54　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

55　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

56　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

57　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

58　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

59　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

60　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

61　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

62　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

63　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

64　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

65　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

66　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

67　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

68　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

69　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

70　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

71　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

72　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

73　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

74　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

75　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

76　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

77　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

78　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

79　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

80　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

81　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

82　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

83　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

84　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

85　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

86　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

87　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

88　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

89　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

90　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

91　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

92　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

93　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

94　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

95　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

96　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

97　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

98　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

99　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

100　建設大臣は、第三項の規定により指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行なわせるときは、その事務の一部を行なわないものとする。

を「宅地建物取引業者」に改め、同条第二項ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

4　宅地建物取引業者は、営業保証金を供託したときは、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

5　宅地建物取引業者は、前項の規定による届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。

第十二条の三第一項中「第五条第一項の規定による登録を受けた後新たに事務所を設置したときは」を「事業の開始後新たに事務所を設置したとき（第六条各号の一に該当する場合において事務所の増設があつたときを含むものとする。）は」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「第三項」を「第三項から第五項まで」に改める。

第十二条の五第二項中「建設省令の定めるところにより、二週間以内にその旨を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、二週間以内に、その旨をその免許を受けた建設大臣又は都道府県知事」に改める。

第十二条の六の見出し及び同条第一項中「保管替」を「保管替え」に改める。

第十二条の七第一項中「第十条第一項の規定による登録のまつ消（第八条の二第二項の規定により適用される第五条第二項の規定による通知があつた場合における登録のまつ消を除く。）又は第二十条第四項の規定による登録のまつ消があつたとき」を「第三条第二項若しくは第十条第二項の規定により免許が効力を失つたとき、同条第一項第一号若しくは第二号に該当するとき、又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消されたとき」に改め、同条第二項中「六箇月」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十三条中「行わなければ」を「行なわなければ」に改める。

第十四条中「引渡」を「引渡し」に改める。

第十七条第一項中「都道府県知事」を「建設大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

3　建設大臣は、第一項の報酬の額を定めたときは、これを告示しなければならない。

4　宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、第一項の規定により建設大臣が定めた報酬の額を掲示しなければならない。

第十八条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（証明書の携帯等）

第十八条の二　宅地建物取引業者は、建設省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させ、又は記章の着用その他の方法によりその従業者であることを表示させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

（帳簿の備付け）

第十八条の三　宅地建物取引業者は、建設省令の定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、宅地建物取引業に関し取引のあつたつど、その年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。

第十九条中「事務所」の下に「及び建設省令で定めるその業務を行なう場所」を加え、「見易い」を「見やすい」に改める。

第二十条の前に次の章名を附する。

第三章の二　監督

第二十条を次のように改める。

（免許の取消し及び業務の停止）

第二十条　建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。

一　第四条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が第四条第一項第一号から第三号までの一に該当するに至つたとき。

三　法人である場合において、その役員のうちに第四条第一項第一号から第三号までの一に該当する者があるに至つたとき。

四　第六条各号の一に該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

五　第十条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までの一に該当する事実が判明したとき。

2　建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該免許を取り消すことができる。

一　第八条の届出を怠つたとき。

二　第十一条の二第三項、第十二条の二第五項（第十二条の三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の五第一項、第十四条から第十六条まで、第十七条第二項若しくは第四項又は第十八条から前条までの規定に違反したとき。

三　第二十条の二の規定による建設大臣又は都道府県知事の指示に従わなかつたとき。

四　この法律の規定に基づく建設大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五　前四号に規定する場合のほか、宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が業務の停止又は免許の取消しをしようとするとき以前二年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七　法人である場合においては、その役員のうちに業務の停止又は免許の取消しをしようとするとき以前二年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

3　建設大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該宅地建物取引業者（法人である場合においては、その役員。以下この条において同じ。）又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行なわなければならない。

4　前項の場合においては、建設大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該宅地建物取引業者に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5　建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知及び公示をした場合において、当該宅地建物取引業者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、第三項の規定にかかわらず、聴聞を行なわないで第二項又は第二項の規定による処分をすることができる。

6　建設大臣又は都道府県知事は、第三項の場合において、当該宅地建物取引業者の所在が不明であるため第四項の通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第三項の

規定にかかわらず、聴聞を行なわないで第一項又は第二項の規定による処分をすることができる。

第二十条の次に次の一条を加える。

（指示）

第二十条の二　建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、必要な指示をすることができる。

一　業務に関し依頼者その他取引の関係者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

二　業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき、又は取引の公正を害するおそれが大であるとき。

「第四章　雑則」を削り、第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

（指導等）

第二十一条　建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（報告及び検査）

第二十二条　建設大臣は、宅地建物取引業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十二条の二の前に次の章名を附する。

第四章　雑則

第二十二条の三を次のように改める。

（宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会）

第二十二条の三　宅地建物取引業者は、都道府県の区域ごとに、宅地建物取引業協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2　宅地建物取引業協会は、全国を単位として、宅地建物取引業協会を会員とする宅地建物取引業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

3　宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。

4　建設大臣は、宅地建物取引業協会連合会に対して、都道府県知事は、宅地建物取引業協会に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第二十二条の三の次に次の三条を加える。

（名称の使用制限）

第二十二条の四　前条に規定する宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会でない者は、宅地建物取引業協会又は宅地建物取引業協会連合会という名称を用いてはならない。

（権限の委任）

第二十二条の五　建設大臣は、政令の定めるところにより、第二十条の二及び第二十一条に規定するその権限を都道府県知事に委任することができる。

（信託会社等に関する特例）

第二十二条の六　第三条から第六条まで及び第十二条並びに第二十条中免許の取消しに係る部分の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

2　宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、前項に掲げる規定を除き、建設大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3　信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、宅地建物取引業を営もうとするときは、建設省令の定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

第二十三条中「この法律（第二十二条の二の規定を除く。）」を「この法律の規定」に改める。

第二十四条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第五条第一項の規定による登録」を「第三条第一項の免許」に改める。

第二十六条中「第八条第三項、」を削り、「第十二条第二項」の下に「、第十二条の二第五項（第十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十七条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「第八条第一項による変更の届出」を「第八条又は第二十二条の六第三項の規定による届出」に改め、同項第二号中「第九条」を「第十条第一項」に改め、「第十五条」の下に「、第十七条第四項」を加え、同項第五号中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第十八条の三の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第二十八条中「罰する外」を「罰するほか」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に改める。

本則中第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十九条　第二十二条の四の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の三の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定中第二十二条の四に係る部分、本則中第二十八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十八項の規定は、昭和四十二年四月一日から、附則第二十項中建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）第十条第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律（前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に改正後の宅地建物取引業法（以下「新法」という。）第二条第一号及び第二号の規定により新たに宅地建物取引業となる事業を営んでいる者（改正前の宅地建物取引業法（以下「旧法」という。）第八条第一項に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）である者を除く。）は、この法律の施行の日から一年間は、新法第三条第一項の免許を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該免許の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し免許をするかどうか

の処分がある日まで、また同様とする。

3　この法律の施行の際現に宅地建物取引業者である者（宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行を除く。）は、旧法第五条第一項の規定による登録の有効期間が満了する日までは、新法第三条第一項の免許を受けないでも、引き続き宅地建物取引業を営むことができる。その者がその期間内に当該免許の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し免許をするかどうかの処分がある日まで、また同様とする。

4　前項の規定の適用については、旧法第五条第一項の規定による登録の有効期間がこの法律の施行の日から一年以内に満了することとなる者にあつては、当該登録の有効期間は、この法律の施行の日から一年を経過した時に満了するものとみなす。

5　附則第三項の規定により引き続き宅地建物取引業を営むことができる者については、この附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

6　新法第十七条、第十八条の二から第十九条まで、第二十条（第十七条、第十八条の二から第十九条まで及び第二十条の二に係る部分に限る。）及び第二十条の二から第二十二条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、附則第三項の規定により引き続き宅地建物取引業を営むことができる者についても、適用する。この場合において、新法第二十条第二項、第二十条の二及び第二十一条中「免許」とあるのは、「登録」とする。

7　新法第十八条の二から第十九条（この法律による改正に係る部分に限る。）までの規定は、附則第三項の規定により引き続き宅地建物取引業を営むことができる者については、前項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二月間は、適用しない。

8　この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、この法律の施行の日から二週間以内に、建設省令の定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

9　前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二万円以下の罰金に処する。

10　法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても同項の刑を科する。ただし、法人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人については、この限りでない。

11　旧法の規定による宅地建物取引員試験に合格した者（宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百三十一号）附則第二項の規定により旧法第十一条の二第一項に規定する宅地建物取引員とみなされた者を含む。）は、新法の規定による宅地建物取引主任者資格試験に合格した者とみなす。

12　旧法（附則第五項の規定により従前の例によることとされる場合を含む。以下附則第十六項において同じ。）の規定に基づき供託された営業保証金は、新法の規定に基づき供託された営業保証金とみなす。

13　この法律の施行の際現に宅地建物取引業者である者でこの法律の施行の日以後において新法第三条第一項の免許を受けて引き続き宅地建物取引業を営むもの又はこの法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行について、新法第十二条の二の規定を適用することとしたならばその営業保証金の額が新法第十二条の二第二項に規定する額に不足することとなる場合においては、その者に係る営業保証金の額は、この法律の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

14　前項に規定する者は、同項の期間の経過の際その営業保証金の額が新法第十二条の二の規定の適用により新法第十二条の二第二項に規定する額に不足することとなる場合においては、前項の期間が経過した日から一月以内に、その不足額を供託し、当該供託した旨を、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、新法第三条第一項の免許を受けた建設大臣又は都道府県知事（宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行にあつては、建設大臣）に届け出なければならない。

15　前項の規定に違反した者は、新法第十二条の五第一項の規定に違反したものとみなし、新法第二十条第二項から第六項までの規定を適用する。

16　旧法第二十条第一項第一号又は第二項第三号から第五号までの規定によりなされた登録の取消しは、新法第二十条第二項第二号から第五号までの規定によりなされた免許の取消しとみなす。

17　昭和四十二年三月三十一日までは、宅地建物取引業法第二十二条の三第一項及び第三項中「宅地建物取引員」とあるのは、「試験に合格した者」と読み替えるものとする。

18　第二十二条の三の改正規定の施行の際現に存する旧法第二十二条の三の規定により設立された宅地建物取引員会は、第二十二条の三の改正規定の施行の日から三月以内に、定款を変更して、新法第二十二条の三の規定による宅地建物取引業協会となることができる。

19　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる宅地建物取引業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

20　建設省設置法の一部を次のように改正する。

第三条第十八号の二中「宅地建物取引業法」を「宅地建物取引業者の監督その他宅地建物取引業法」に改める。

第十条第一項の表宅地審議会の項中「及び不動産の鑑定評価」を「、不動産の鑑定評価及び宅地建物取引業」に改める。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第百六十七号（昭三九・七・一〇）

◎河川法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　河川の管理
第一節　通則（第九条―第十五条）
第二節　河川工事等（第十六条―第二十二条）
第三節　河川の使用及び河川に関する規制
第一款　通則（第二十三条―第三十七条）
第二款　水利調整（第三十八条―第四十三条）
第三款　ダムに関する特則（第四十四条―第五十一条）
第四款　緊急時の措置（第五十二条・第五十三条）
第四節　河川保全区域（第五十四条・第五十五条）
第五節　河川予定地（第五十六条―第五十八条）
第三章　河川に関する費用（第五十九条―第七十四条）
第四章　監督（第七十五条―第七十九条）

第五章　河川審議会及び都道府県河川審議会（第八十条―第八十六条）
第六章　雑則（第八十七条―第百一条）
第七章　罰則（第百二条―第百九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（河川管理の原則等）

第二条　河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2　河川の流水は、私権の目的となることができない。

（河川及び河川管理施設）

第三条　この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2　この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止めその他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

（一級河川）

第四条　この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で政令で指定したものをいう。

2　建設大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、河川審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3　前項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4　第一項の河川を指定する政令においては、水系ごとに、その名称及び区間を明らかにしなければならない。

5　前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

6　二級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項

ない。

（二級河川）

第五条　この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2　都府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとする場合において、当該河川が他の都府県との境界に係るものであるときは、当該他の都府県知事に協議しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定するときは、建設省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

5　前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

6　二級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による指定の手続に準じて行なわれなければならない。

7　二級河川について、前条第一項の二級河川の指定があつたときは、当該二級河川についての第一項の指定は、その効力を失う。

（河川区域）

第六条　この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一　河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域

二　河川管理施設の敷地である土地の区域

三　堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行なう必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2　河川管理者は、前項第三号の区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

3　河川管理者は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港湾区域又は漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港湾管理者又は農林大臣に協議しなければならない。

（河川管理者）

第七条　この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条の規定により河川を管理する者をいう。

（河川工事）

第八条　この法律において「河川工事」とは、河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するために河川について行なう工事をいう。

第二章　河川の管理

第一節　通則

（一級河川の管理）

第九条　一級河川の管理は、建設大臣が行なう。

2　建設大臣は、その指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川については、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事に、政令で定めるところにより、その管理の一部を行なわせるものとする。

3　建設大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4　建設大臣は、指定区間を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（二級河川の管理）

第十条　二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

（境界に係る二級河川の管理の特例）

第十一条　二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分については、関係都府県知事は、協議して別に管理の方法を定めることができる。

2　前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、建設省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。

3　第一項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する部分について管理を行なう場合においては、その都府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都府県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

（河川の台帳）

第十二条　河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2　河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

3　河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。

4　河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

（河川管理施設等の構造の基準）

第十三条　河川管理施設又は第二十六条の許可を受けて設置される工作物は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない。

2　河川管理施設又は第二十六条の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

（河川管理施設の操作規則）

第十四条　河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2　河川管理者は、前項の操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、一級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係市町村長の意見をきかなければならない。

（他の河川管理者に対する協議）

第十五条　二級河川について、河川管理者が、前条第一項の河川管理施設の操作規則を定め、若しくは変更しようとする場合又は河川工事を施行し、若しくは第二十三条から第二十九条までの規定による処分（当該処分に係る第七十五条の規定による処分を含む。）をしようとする場合において、当該操作規則に基づく操作又は当該河川工事若しくは当該処分に係る工事その他の行為が他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、河川管理者は、あらかじめ、当該他の河川管理者に協議しなければならない。

第二節　河川工事等

（工事実施基本計画）

第十六条　河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事の実施についての基本となるべき事項（以下「工事実施基本計画」という。）を定めておかなければならない。

2　工事実施基本計画は、水害発生の状況並びに水資源の利用の現況及び開発を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図つて、政令で定める準則に従い、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3　河川管理者は、工事実施基本計画を定めるに当たつては、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。

4　建設大臣は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

（兼用工作物の工事等の協議）

第十七条　河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。

2　河川管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の工作物の管理者が河川管理施設の工事、維持又は操作を行なう場合においては、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（工事原因者の工事の施行）

第十八条　河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に施行させることができる。

（附帯工事の施行）

第十九条　河川管理者は、河川工事により必要を生じたときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

（河川工事の施行）

第二十条　河川管理者以外の者の施行する工事等）

条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行なうことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

（工事の施行に伴う損失の補償）

第二十一条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十三条第一項の規定による場合を除き、河川工事の施行により、当該河川に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、河川管理者以外の者が行なうものであるときは、その者。以下この条において同じ。）は、これらの工事をすることを必要とする者（以下この条において、「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、河川管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて河川管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2　前項の規定による損失の補償は、河川工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3　第一項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4　前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（洪水時等における緊急措置）

第二十二条　洪水、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収

用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2　河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。

3　河川管理者は、第一項の規定による取用、使用又は処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4　前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

5　前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

6　第二項の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは廃疾となつたときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第三節　河川の使用及び河川に関する規制

第一款　通則

（流水の占用の許可）

第二十三条　河川の流水を占用しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土石等の採取の許可）

第二十五条　河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土地の占用の許可）

第二十四条　河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土地の掘さく等の許可）

第二十七条　河川区域内の土地において土地の掘さく、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2　河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘さく、盛土又は切土により河川管理施設又は前条で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条　河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

（土地の掘さく等の許可）

第二十七条　河川区域内の土地において土地の掘さく、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2　河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘さく、盛土又は切土により河川管理施設又は前条

の許可を受けて設置された工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は当該工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、前項の許可をし、又は第九十五条の規定による協議に応じてはならない。

3　河川管理者は、前項の区域については、建設省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

（竹木の流送等の禁止、制限又は許可）

第二十八条　河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の規則で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）

第二十九条　第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

（許可工作物の使用制限）

第三十条　第二十六条の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

（原状回復命令等）

第三十一条　第二十六条の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、すみやかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

2　河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

（流水占用料等の徴収等）

第三十二条　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条から第二十五条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

2　流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

3　流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4　建設大臣は、第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、すみやかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

（許可に基づく地位の承継）

第三十三条　相続人、合併により設立される法人その他の第二十三条から第二十七条までの許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していたこれらの

規定による許可に基づく地位を承継する。

2　第二十六条又は第二十七条の許可を受けた者からその許可に係る工作物、土地若しくは竹木又は当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の現権等をすべき土地（以下この項において「許可に係る工作物等」という。）を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。

3　前二項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

（権利の譲渡）

第三十四条　第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2　前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

（関係行政機関の長との協議）

第三十五条　建設大臣は、水利使用（流水の占用又は第二十六条に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）に関し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条の許可又は前条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、関係行政機関の長に協議しなければならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするとき、又は都道府県知事が第七十九条第二項第三号の認可の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときも、同様とする。

2　建設大臣は、第二十七条第一項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為により著しい影響を受ける事業があるときは、当該事業を主管する行政機関の長に協議しなければならない。

（関係地方公共団体の長の意見の聴取）

第三十六条　建設大臣は、水利使用に関し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条の許可又は第三十四条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が前条第一項の政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

2　都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるに関し、第二十三条又は第二十六条の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

3　建設大臣は、第二十七条第一項の許可をしようとする場合において、当該許可が政令で定める行為に係るものであるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

（河川管理者の工事の施行）

第三十七条　河川管理者は、第二十六条の許可を受けた者の委託があつた場合においては、同条の許可に係る工作物に関する工事をみずから行なうことができる。

第二款　水利調整

（水利使用の申請があつた場合の通知）

第三十八条　河川管理者は、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条の許可の申請があつた場合において、

ては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、建設省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他建設省令で定める事項を第二十三条から第二十九条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行なうことについて同意をした者については、この限りでない。

（関係河川使用者の意見の申出）

第三十九条　前条の通知があつたときは、関係河川使用者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができる。

（申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用の許可の要件）

第四十条　河川管理者は、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条の許可をしようとする場合において、前条の申出をした関係河川使用者で当該申請に係る水利使用により損失を受けるものがあるときは、当該水利使用を行なうことについて当該関係河川使用者のすべての同意がある場合を除き、次の各号の一に該当する場合でなければ、その許可をしてはならない。

一　当該水利使用に係る事業が関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業に比し公益性が著しく大きい場合

二　損失を防止するために必要な施設（以下「損失防止施設」という。）を設置すれば関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業の実施に支障がないと認められる場合

2　建設大臣は、前項第一号に該当するものとして水利使用に関し第二十三条又は第二十六条の許可をしようとする場合においては、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

（水利使用の許可に係る損失の補償）

第四十一条　水利使用に関する第二十三条又は第二十六条の許可により損失を受ける者があるときは、当該水利使用に関する許可を受けた者がその損失を補償しなければならない。

（損失の補償の協議等）

第四十二条　前条の規定による損失の補償で関係河川使用者に係るものについては、水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者とが協議しなければならない。

2　前項の規定による協議が成立しない場合において、は、当事者は、政令で定めるところにより、河川管理者の裁定を求めることができる。

3　河川管理者は、前項の裁定をする場合において、損失の補償として、損失防止施設を設置すべき旨の関係河川使用者の要求があり、かつ、水利使用の許可を受けた者の意見をきいてその要求を相当と認めるときは、損失防止施設の機能、規模、構造、設置場所等を定めて、当該水利使用の許可を受けた者が損失防止施設を設置すべき旨の裁定をすることができる。

4　河川管理者は、第二項の裁定をしようとする場合においては、あらかじめ、関係河川使用者が当該河川の使用を行なう土地の所在する都道府県の収用委員会の意見をきかなければならない。

5　第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。

6　前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

7　第五項の規定による訴えの提起は、水利使用及び当該水利使用に係る事業の実施を妨げない。

（流水の貯留又は取水の制限）

第四十三条　水利使用の許可を受けた者は、第三十九条の申出をした関係河川使用者に係る前条第一項の協議又は同条第二項の裁定に係る損失を補償した後（損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後）でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第三十九条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。

2　前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、水利使用の許可を受けた者は、補償金を供託することができる。

一　補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。

二　水利使用の許可を受けた者が過失がなくて補償金を受けるべき者を確知することができないとき。

三　水利使用の許可を受けた者が河川管理者の裁定した補償金額に対して不服があるとき。

四　水利使用の許可を受けた者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。

3　前項第三号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、水利使用の許可を受けた者は、自己の見積金額を払い渡し、裁定による補償金額との差額を供託しなければならない。

4　第二項の規定による供託は、水利使用を行なう土地のもよりの供託所にしなければならない。

5　水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。

6　水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、供託物受入の記載ある供託書の写しを添付して、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

第三款　ダムに関する特則

（河川の従前の機能の維持）

第四十四条　ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するため第二十六条の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のものをいう。以下同じ。）で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

2　前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。

（水位、流量等の観測）

第四十五条　ダムで政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの操作が当該河川の管理上適正に行なわれることを確保するため、政令で定める基準に従い、観測施設を設け、水位、流量及び雨雪量を観測しなければならない。

（ダムの操作状況の通報等）

第四十六条　前条のダムの設置者は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

2　前条のダムの設置者は、政令で定める基準に従い、前条の通報がすみやかに、かつ、的確に行なわれるために必要な通報施設を設けておかなければならない。

（ダムの操作規程）

第四十七条　ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3　ダムの操作は、第一項の承認を受けた操作規程に従つて行なわなければならない。

4　河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。

（危害防止のための措置）

第四十八条　ダムを設置する者は、ダムを操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

（記録の作成等）

第四十九条　ダムを設置する者は、建設省令で定めるところにより、洪水時におけるダムの操作に関する記録を作成し、これを保管するとともに、河川管理者からその提出を求められたときは、遅滞なく、これを河川管理者に提出しなければならない。

（管理主任技術者の設置）

第五十条　ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する場合においては、当該ダムの維持、操作その他の管理を適正に行なうため、政令で定める資格を有する管理主任技術者を置かなければならない。

2　ダムを設置する者は、前項の規定により管理主任技術者を選任したときは、当該管理主任技術者につき、建設省令で定める事項を河川管理者に届け出なければならない。

（兼用工作物であるダムについての特例）

第五十一条　ダムと河川管理施設とが相互に効用を兼ねる場合における当該施設について、第十七条第一項の協議に基づき、河川管理者がその維持及び操作を行なう場合には、この款の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

第四款　緊急時の措置

（洪水調節のための指示）

第五十二条　河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれが大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（渇水時における水利使用の調整）

第五十三条　異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となつた場合においては、水利使用の許可を受けた者は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行なうように努めなければならない。

2　前項の協議を行なうに当たつては、当事者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

3　河川管理者は、第一項の協議が成立しない場合において、当事者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行なわなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行なうことができる。

第四節　河川保全区域

（河川保全区域）

第五十四条　河川管理者は、河岸又は河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。

2　建設大臣は、河川保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3　河川保全区域の指定は、当該河岸又は河川管理施設を保全するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、かつ、河川区域の境界から五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質等の状況により必要やむを得ないと認められる場合においては、五十メートルをこえて指定することができる。

4　河川管理者は、河川保全区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（河川保全区域における行為の制限）

第五十五条　河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一　土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二　工作物の新築又は改築

2　第三十三条の規定は、相続人、合併により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

第五節　河川予定地

（河川予定地）

第五十六条　河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができる。

2　河川予定地の指定は、当該河川工事を施行することが当該工事の実施の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3　河川管理者は、河川予定地を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（河川予定地における行為の制限）

第五十七条　河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は建設省令で、定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一　土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二　工作物の新築又は改築

2　河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3　第二十二条第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三条の規定は相続人、合併により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

（河川管理者が権原を取得した河川予定地）

第五十八条　河川管理者が河川予定地内の土地について権原を取得した後においては、当該土地の区域が河川区域となる前においても、この法律の適用については、その土地は、河川区域内の土地とみなす。ただし、罰則の適用については、特にその旨の定めがある場合に限る。

第三章　河川に関する費用

（河川の管理に要する費用の負担原則）

第五十九条　河川の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、一級河川に係るものにあつては国、二級河川に係るものにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。

（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第六十条　都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事に要する費用については、その三分の一）を負担する。

2　第九条第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされた指定区間内の一級河川の管理に要する費用は、当該都道府県知事の統轄する都道府県の負担とする。この場合において、国は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、その三分の二を負担する。

（指定区間内の一級河川の修繕に要する費用の補助）

第六十一条　国は、第九条第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされた指定区間内の一級河川の修繕に要する費用については、予算の範囲内において、その三分の一以内を補助することができる。

（二級河川の管理に要する費用の国の負担）

第六十二条　国は、二級河川の改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、二分の一をこえない範囲内でその一部を負担する。

（他の都府県の費用の負担）

第六十三条　建設大臣が行なう河川の管理により、第六十条第一項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、建設大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

2　建設大臣は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させ

ようとするときは、あらかじめ、当該都府県を統轄する都府県知事の意見をきかなければならない。

3　都府県知事が行なう河川の管理により、当該都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担した当該管理に要する費用の一部を、当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

4　都府県知事は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該利益を受ける都府県を統轄する都府県知事に協議しなければならない。

（負担金の納付又は支出）

第六十四条　建設大臣が行なう一級河川の管理に要する費用のうち、第六十条第一項の規定により都道府県が負担すべき費用又は前条第一項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2　都道府県知事が行なう河川の管理に要する費用のうち、第六十条第二項後段若しくは第六十二条の規定により国が負担すべき費用又は前条第三項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都府県に対して支出しなければならない。

（境界に係る二級河川の管理に要する費用の特例）

第六十五条　二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分について第十一条第一項の規定による協議に基づき関係都府県知事が別に管理の方法を定めた場合においては、当該河川の管理に要する費用については、関係都府県知事は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

（兼用工作物の費用）

第六十六条　河川管理施設が他の工作物の効用を兼ねる場合においては、当該河川管理施設の管理に要する費用の負担については、河川管理者（第五十九条及び第六十条第二項前段の規定により当該費用を負担する者が、国であるときは建設大臣、都道府県であるときは当該都道府県を統轄する都道府県知事とする。以下次条、第六十八条及び第七十条において同じ。）と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

（原因者負担金）

第六十七条　河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

（附帯工事に要する費用）

第六十八条　河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十六条の許可に附した条件に特別の定めがある場合及び第九十五条の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第五十九条及び第六十条第二項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2　河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

（河川管理者以外の者が行なう工事等に要する費用）

第六十九条　第二十条の規定により河川管理者以外の者が行なう河川工事又は河川の維持を行なう者が負担しなければならない。

（受益者負担金）

第七十条　河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2　前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、建設大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

（負担金の通知及び納入手続等）

第七十一条　第六十七条、第六十八条第二項及び前条第一項の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

（負担金の帰属）

第七十二条　第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条第一項の規定に基づく負担金は、建設大臣が負担させるものにあつては国、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の収入とする。

（義務の履行のために要する費用）

第七十三条　この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

（強制徴収）

第七十四条　この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者があるときは、河川管理者は、国税の例による。

5　河川管理者は、第一項の規定により監促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第四章　監督

（河川管理者の監督処分）

第七十五条　河川管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定によつて与えた許

者が行なう河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該河川工事又は河川の維持を行なう者が負担しなければならない。

（受益者負担金）

第七十条　河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2　前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、建設大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

（負担金の通知及び納入手続等）

第七十一条　第六十七条、第六十八条第二項及び前条第一項の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

（負担金の帰属）

第七十二条　第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条第一項の規定に基づく負担金は、建設大臣が負担させるものにあつては国、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の収入とする。

（義務の履行のために要する費用）

第七十三条　この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

（強制徴収）

第七十四条　この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者があるときは、河川管理者は、国税の例による。

5　河川管理者は、第一項の規定により監促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第四章　監督

（河川管理者の監督処分）

第七十五条　河川管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定によつて与えた許

2　河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3　河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物等を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物等を使用する権利を取得した者

二　この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者

三　詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認を受けた者

2　河川管理者は、次の各号の一に該当する場合において、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定により、許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一　許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

二　許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。

三　洪水、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生じることとなつたとき。

四　河川工事のためやむを得ない必要があるとき。

五　前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

（監督処分に伴う損失の補償等）

第七十六条　河川管理者は、前条第二項第四号又は第五号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条の許可を受けた者が、第四十一条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。

2　第二十三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

3　河川管理者は、第一項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第二項第五号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（河川監理員）

第七十七条　河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条、第三十一条第二項、第五十五条第一項若しくは第五十七条第一項の規定若しくは第二十八条若しくは第二十九条の規定に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第七十五条の規定による処分又は第九十条第一項の規定による条件に違反している者を含む。）に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行なわせることができる。

2　河川監理員は、前項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　前項の規定による証明書の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。

（許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査）

第七十八条　建設大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定により許可若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又はこの法律による権限を行なうため必要な限度において、その職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

（建設大臣の認可）

第七十九条　都道府県知事は、第九条第二項の規定により行なうものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行なおうとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

2　都道府県知事は、その管理する二級河川について、次の各号の一に該当する場合においては、建設大臣の認可を受けなければならない。

一　工事実施基本計画を定めようとする場合

二　河川工事で政令で定めるものを行なおうとする場合

三　政令で定める水利使用に関し、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十九条若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合

第五章　河川審議会及び都道府県河川審議会

（河川審議会の設置及び所掌事務）

第八十条　建設省に、河川審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、建設大臣の諮問に応じ、河川に関する重要事項を調査審議する。

3　審議会は、前項に規定する事項について関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第八十一条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　委員は、河川に関し学識経験を有する者、関係行政機関の職員及び地方公共団体の長のうちから、建設大臣が任命する。

3　学識経験を有する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、非常勤とする。

（会長）

第八十二条　審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（特別委員）

第八十三条　特定の河川に関する事項を調査審議するため必要がある場合においては、審議会に特別委員を置くことができる。

2　特別委員は、当該事項に関し学識経験を有する者並びに当該河川に関係のある地方公共団体の長及び議会の議員のうちから、建設大臣が任命する。

3　特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　特別委員は、非常勤とする。

（部会）

第八十四条　審議会に水利調整部会その他必要な部会を置く。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3　部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

4　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（政令への委任）

第八十五条　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県河川審議会）

第八十六条　都道府県知事の諮問に応じて、二級河川に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に条例で、都道府県河川審議会を置くことができる。

2　都道府県河川審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第六章　雑則

（経過措置）

第八十七条　一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域又は河川予定地の指定の際現に権原に基づき、この法律の規定により許可を要する行為を行なつている者又はこの法律の規定によりその設置について許可を要する工作物を設置している者は、従前と同様の条件により、当該行為又は工作物の設置についてこの法律の規定による許可を受けたものとみなす。第二十五条、第二十七条第一項、第五十五条第一項若しくは第五十七条第一項の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現に権原に基づき、当該政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行ない、又は工作物を設置している者についても、同様とする。

（許可を受けたものとみなされる者の届出）

第八十八条　前条に規定する指定があつた場合においては、同条の規定により、第二十三条から第二十七条までの許可を受けたものとみなされる者で政令で定めるものは、河川管理者に対し、政令で定めるところにより、必要な事項を届け出なければならない。

（調査、工事等のための立入り等）

第八十九条　建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域若しくは河川予定地の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行なうためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3　第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　第二項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6　第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。

7　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8　建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9　第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（許可等の条件）

第九十条　河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認には、必要な条件を附することができる。

2　前項の条件は、適正な河川の管理を確保するために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（廃川敷地等の管理）

第九十一条　河川区域の変更又は廃止があつた場合においては、従前の河川区域内の土地又は当該区域内の河川管理施設であつて河川管理施設として管理する必要がなくなつたもの（国有であるものに限る。）は、従前当該河川を管理する者は、廃川敷地等（以下「廃川敷地等」という。）は、従前当該河川を管理していた者が一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならない。

2　廃川敷地等は、土地収用法第百六条の規定の適用については、前項の期間内においては、廃川敷地等となる前の当該河川が一級河川（指定区間内を除く。）であるときは国、二級河川又は指定区間内の一級河川であるときは当該河川の存する都道府県の負担とし、廃川敷地等の管理に伴う収益は、その管理の費用を負担する者は、同項の期間内において、政令で定めるところにより、当該廃川敷地等と新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

（二級河川に係る廃川敷地等の譲与）

第九十三条　建設大臣は、二級河川に係る廃川敷地等で前条の規定による交換が行なわれなかつたものについては、大蔵大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、第九十一条第一項の期間満了後、その区域内に当該廃川敷地等が存する都道府県にこれを譲与することができる。

2　前項の場合において、土地収用法第百六条又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十九条の規定による買受け又は買戻しの相手方は、譲与を受けた都道府県とする。

（廃川敷地等に関する費用等）

第九十四条　第九十一条第一項の期間内における廃川敷地等の管理又は第九十二条の規定による廃川敷地等の交換に要する費用は、廃川敷地等となる前の当該河川が一級河川（指定区間内を除く。）であるときは国、二級河川又は指定区間内の一級河川であるときは当該河川の存する都道府県の負担とし、廃川敷地等の管理に伴う収益は、その管理の費用を負担する

（廃川敷地等の交換）

第九十二条　前条第一項の規定により廃川敷地等を管

る者の収入とする。

（河川の使用等に関する国の特例）

第九十五条　国が行なう事業についての第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十四条第一項、第四十七条第一項、第五十五条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

（道の特例）

第九十六条　道の区域内の河川については、この法律の規定にかかわらず、河川の管理に要する費用の負担、河川管理者の権限、流水占用料等の帰属その他の事項につき、政令で特別の定めをすることができる。

（不服申立て）

第九十七条　第二十二条第一項又は第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

2　第十七条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が河川管理者に代わつてした処分に不服がある者は、他の工作物の管理者が国若しくは国の機関又は都道府県若しくは都道府県知事であるときは建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者であるときは都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申出てをすることもできる。

3　次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一　第二十四条から第二十七条まで、第二十九条、第五十五条第一項若しくは第五十七条第一項の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二　前号に規定する処分に関するその他の処分

4　行政不服審査法第十八条の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

（政令への委任）

第九十八条　この法律に規定する河川管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（地方公共団体への委託）

第九十九条　河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。

（この法律の規定を準用する河川）

第百条　第四条第一項の政令で指定する水系及び第五条第一項の水系以外の水系に係る河川で市町村長が指定したものについては、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

第百一条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七章　罰則

第百二条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第二十三条の規定に違反して、河川の流水を占用した者

二　第二十六条の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者

三　第二十七条第一項の規定に違反して、土地の掘さく、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

第百三条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第三十条第一項の規定に違反して、工作物を使用した者

二　第八十九条第七項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

第百四条　第五十五条第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百五条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条第一項の規定による指示に従わなかつた者

二　第四十七条第一項前段に規定する操作規程の承認を受けないで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者

三　第五十八条の規定により河川区域内の土地とみなされる河川予定地内の土地において、第二十六条の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者

四　前号に規定する河川予定地内の土地において、第二十七条第一項の規定に違反して、土地の掘さく、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

五　第三号に規定する河川予定地内の土地において新築し、又は改築した工作物を、第三十条第一項の規定に違反して、使用した者

六　第七十八条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

第百六条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十九条の規定に違反して、記録を作成せず、又は記録の提出を拒み、若しくは虚偽の記録を提出した者

二　第五十条第一項に規定する管理主任技術者を置かないで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者

三　第五十八条の規定により河川区域内の土地とみなされる河川予定地内の土地において、第二十六条の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者

四　前号に規定する河川予定地内の土地において、第二十七条第一項の規定に違反して、土地の掘さく、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

五　第三号に規定する河川予定地内の土地において新築し、又は改築した工作物を、第三十条第一項の規定に違反して、使用した者

六　第七十八条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

第百七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百八条　第三十三条第三項（第五十五条第二項及び第五十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第百九条　第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく政令又は都道府県の規則には、必要な罰則を設けることができる。

2　前項の罰則は、政令にあつては六月以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料、都道府県の規則にあつては三月以下の懲役、三万円以下の罰金、拘留又は科料とする。

附　則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五章の規定は、公布の日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・農林・通商産業・建設・自治大臣署名）

法律第百六十八号（昭三九・七・一〇）

◎河川法施行法

目次

第一章　経過措置（第一条―第二十三条）
第二章　関係法律の一部改正（第二十四条―第五十六条）
附則

第一章　経過措置

（旧法の廃止）

第一条　河川法（明治二十九年法律第七十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（河川指定の経過措置）

第二条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「新法」という。）の施行の際現に存する旧法第一条の河川、同法第四条第一項の支川若しくは派川又は同法第五条の規定により同法が準用される河川、水流若しくは水面は、一級河川に指定されるものを除き、二級河川となる。

（河川区域の経過措置）

第三条　新法の施行の際現に存する旧法の規定による河川の区域のうち、新法第六条第一項第一号又は第二号の区域でない区域については、政令で定める日までの間は、当該期間内に廃川敷地等（新法第九十一条第一項に規定する廃川敷地等をいう。以下同じ。）となつたものの区域を除き、新法の規定による河川区域とみなす。

（旧法による河川敷地等の帰属）

第四条　新法の施行の際現に存する旧法第一条の河川若しくは同法第四条第一項の支川若しくは派川の敷地又は同条第二項の附属物若しくはその敷地（以下「旧法による河川敷地等」という。）で、同法第三条の規定により私権の目的となることを得ないものとされているものは、国に帰属する。

（一級河川の改良工事に要する費用の特則）

第五条　昭和四十五年三月三十一日までに施行される一級河川の改良工事に要する費用についての新法第六十条の規定の適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「四分の一」と、同条第二項後段中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。

昭和四十四年度以前の年度の予算に係る一級河川の改良工事で、その工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が翌年度以降に繰り越されたものに

要する費用についても、同様とする。

（旧法による直轄の管理又は維持修繕等の経過措置）

第六条　新法の施行の際建設大臣が旧法第六条第一項ただし書（河川法準用令（明治三十二年勅令第四百四号）において準用する場合を含む。）の規定により管理し、又は維持修繕を行なつている河川がある場合においては、当該河川が二級河川となつた場合においても、昭和四十四年度までの間（昭和四十四年度以前の年度の予算に係る工事で当該工事に係る経費の金額が翌年度以降に繰り越されるものについては、その繰り越された年度までの間）は、新法第十条の規定にかかわらず、建設大臣が当該河川を管理し、又はその維持修繕を行なうことができるものとし、その管理又は維持修繕に係る費用の負担については、旧法第二十七条、第二十八条及び第六十七条の規定並びに北海道指定河川特例（昭和九年勅令第三百八号）及び河川法第四条第二項の規定に基く共同施設に関する省令（昭和二十九年建設省令第十一号）の規定は、なおその効力を有する。

2　建設大臣は、前項の規定により河川を管理し、又はその維持修繕を行なう場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

（旧法による直轄工事等の経過措置）

第七条　新法の施行の際建設大臣が旧法第八条第一項（河川法準用令において準用する場合を含む。）の規定により施行中の河川に関する工事については、当該河川が二級河川となつた場合においても、昭和四十四年度までの間（昭和四十四年度以前の年度の予算に係る工事で当該工事に係る経費の金額が翌年度以降に繰り越されるものについては、その繰り越された年度までの間）は、新法第十条の規定にかかわらず、建設大臣がその工事を行なうことができるものとし、その工事に係る費用の負担については、旧法第二十七条、第二十八条及び第六十七条の規定並びに北海道指定河川特例の規定は、なおその効力を有する。

2　建設大臣は、前項の規定により河川工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

（旧法による下級行政庁の工事等の経過措置）

第八条　前二条の規定によりなおその効力を有するものとされる北海道指定河川特例第二条の規定により国が河川に関する費用を負担する場合における河川から生ずる収入の帰属については、同令第三条の規定は、なおその効力を有する。

（新法の施行前に事業費の決定があつた災害復旧事業の経過措置）

第九条　新法の施行前に公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定による主務大臣の事業費の決定があつた災害復旧事業に係る河川工事（主務大臣の施行に係るものを除く。）については、当該河川が一級河川となつた場合においても、当該工事が完了するまでの間は、新法第九条の規定にかかわらず、都道府県知事がその工事を行なうことができるものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定により河川工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

（旧法による下級行政庁の工事等の経過措置）

第十条　新法の施行の際現に旧法第九条（河川法準用令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により下級行政庁が施行中の河川に関する工事がある場合においては、当該下級行政庁は、新法第九

（河川法施行令においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定又は河川予定地制限令（明治三十年勅令第三百七十七号）若しくは河川附近地制限令（明治三十三年勅令第三百号）の規定によりした処分に係る損失の補償に関しては、なお従前の例による。

（旧法により公用を廃止した河川敷地等の処分の経過措置）

第十七条　新法の施行前に旧法の規定により公用を廃止した旧法による河川敷地等の処分に関しては、なお従前の例による。

（廃川敷地等の処分の特則）

第十八条　第四条の規定により国に帰属した旧法による河川敷地等で廃川敷地等となつたものについては、旧法第四十四条ただし書の規定は、なおその効力を有する。

（河川敷地等の占用の特則）

第十九条　第四条の規定により国に帰属した旧法による河川敷地等の占用に関しては、河川法施行規程（明治二十九年勅令第二百三十六号）第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、「一級河川については、「建設大臣」又は「国」とする。

（処分、手段等の経過措置）

第二十条　第三条及び第十二条から第十六条までに規定する場合を除くほか、新法の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分（河川法施行規程第十一条第一項の規定により、旧法又はこれに基づく命令の規定による許可を受けたものとみなされるものを含む。）手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合においては、新法の規定によつてした処分その他の行為とみなす。ただし、旧法の規定による許可に附した条件で新法第九十条第二項の規定に違反するものは、違反する限度において効力を失うものとする。

2　新法第八十八条の規定は、前項の規定により新法第二十三条から第二十七条までの許可を受けたものとみなされる者で政令で定めるものについて準用する。

（罰則の経過措置）

第二十一条　新法の施行前にした旧法又はこれに基づく命令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（河川保全区域の経過措置）

第十三条　新法の施行の際現に存する旧法の規定による河川附近の土地の区域は、新法の規定による河川区域となるものを除き、新法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定があつたものとみなす。

（河川予定地の経過措置）

第十四条　新法の施行の際現に存する旧法の規定による河川となるべき区域内の土地は、新法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定があつたものとみなす。

（旧法による負担金等の経過措置）

第十五条　新法の施行前に旧法の規定によりした河川に関する工事又は維持に係る旧法第二十九条から第三十四条まで（河川法準用令においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による負担金又は旧法第三十七条（河川法準用令において準用する場合を含む。）の規定による賦課金の徴収及び帰属については、なお従前の例による。

（旧法による処分に係る損失の補償に関する経過措置）

第十六条　新法の施行前に旧法第二十三条第一項、第三十八条若しくは第三十九条第一項若しくは第二項又は第十条の規定にかかわらず、当該工事を行なうものとする。

2　前項の工事に要する費用については、旧法第二十九条（河川法準用令において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「地方行政庁」とあるのは、「河川管理者」とする。

（経費の金額が繰り越された工事に要する費用についての国及び都道府県の負担割合の経過措置）

第十一条　第六条及び第七条に規定するもののほか、昭和三十九年度以前の年度の予算に係る河川に関する工事でその工事又はその工事に係る負担金若しくは補助金に係る経費の金額が昭和四十年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び都道府県の負担割合は、なお従前の例による。

（操作規程の経過措置）

第十二条　新法の施行の際現に河川操定規則（昭和十年内務省令第三十六号）第十三条の規定により都道府県知事に届け出ている操定操作に関する規程は、新法第四十七条第一項の規定による河川管理者の承認を受けて定めた操作規程とみなす。

（建設省設置法の一部改正）

第二十五条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表中河川審議会の項を次のように改める。

諮河川会審	権十意事る建設大臣の諮問に応じて河川に関する重要事項を審議し、及び河川に関する法律（昭和二十七年法律第百六十七号）に基づく政令の制定又は改廃に関し建設大臣に対して意見を述べること。

（特定多目的ダム法の一部改正）

第二十六条　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）」に改める。

第二条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第三条中「第十八条」を「第二十三条」に改める。

第八条中「第二十七条ただし書」を「第六十条第一項」に改め、「その額に対応する政令で定める利息があるときはその利息の額並びに」を削る。

第十四条中「公示するとともに、その多目的ダムを河川の附属物として認定するものとする」を「公示するものとする」に改める。

第十七条中「第十四条の規定による河川の附属物としての認定を」を「多目的ダムの建設を完了」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「第十八条」を「第二十三条」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第三十一条第三項中「協議するとともに、」の下に「関係都道府県知事及び」を加える。

第三十二条中「あらかじめ」の下に「、関係都道府県知事」を加える。

第三十三条を次のように改める。

（管理費用の負担）

第三十三条　ダム使用権者（流水占用権を有しない者を除く。）は、政令で定めるところにより、多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用の一部を負担しなければならない。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

第三十六条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十三条」に改める

（特定多目的ダム法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　この法律の施行の際前条の規定による改正前の特定多目的ダム法の規定の適用を受けている多目的ダムは、同条の規定による改正後の特定多目的ダム法第二条に規定する多目的ダムとみなす。

2　前項に規定する多目的ダムで第七条の規定により建設大臣が工事を施行するものについての前条の規定による改正後の特定多目的ダム法第八条の規定の適用については、同条中「第六十条第一項」とあるのは、「河川法施行法第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十七条ただし書」とする。

3　第一項に規定する多目的ダムの存する河川が二級河川となつた場合においても、昭和四十五年三月三十一日までの間は、基本計画の作成の公示があつた後は、河川法第十条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる処分は、建設大臣が行なう。ただし、基本計画の廃止の公示があつた後は、この限りでない。

一　多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供するため、又は多目的ダムによる流水の貯留量を増加させ、若しくは多目的ダムによつて貯留される流水とあわせて他の流水を同一の特定用途に供するため必要な流水若しくは河川区域内の土地の占用又は工作物の新築、改築若しくは除却に関する河川法第二十三条から第二十七条まで若しくは第二十九条又は第三十四条の規定による許可又は承認

二　前号の許可又は承認（基本計画の作成の公示前にされた許可又は承認を含む。）を受けた者に対する河川法第七十五条の規定による処分

三　前号の処分のほか、多目的ダムを建設し、又は第一号の許可を与えるため必要な河川法第七十五条の規定による処分

4　建設大臣は、前項各号の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5　第三項の規定により建設大臣の行なう処分及び当該処分に係るダムその他の工作物に関しては、昭和四十五年三月三十一日までの間は、河川法第三十条、第三十三条第三項、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定中「河川管理者」とあるのは、「建設大臣」とする。

（治山治水緊急措置法の一部改正）

第二十八条　治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川（同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川を含む。）」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川」に改める。

（治水特別会計法の一部改正）

第二十九条　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二十七条ただし書若しくは第三十三条」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十条第一項若しくは第六十三条第一項」に、「第三十三条第一項」を「第三十三条」に改め、同項第四号中「第三十条から第三十二条まで」を「第六十六条から第六十八条まで若しくは第七十条第一項」に改める。

第五条第一項第二号中「第二十七条ただし書又は第三十三条」を「第六十条第一項又は第六十三条第一項」に改め、同項第三号中「第三十一条又は第三十二条」を「第六十七条又は第六十八条」に改める。

（治水特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　第六条第一項又は第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十七条ただし書の規定による負担金は、前条の規定による改正後の治水特別会計法第四条第一項又は第五条第一項の規定にかかわらず、治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定の歳入とする。

（水資源開発公団法の一部改正）

第三十一条　水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）にいう河川に関する工事」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川工事」に改める。

第二十二条中「関係都道府県知事」の下に「及び当該施設の新築又は改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者」を加え、同条に次の一項を加える。

2　主務大臣は、前項の認可をしようとする場合において、当該施設管理規程が河川法第四十四条に規定するダムに係るものであるときは、あらかじめ、河川管理者に協議しなければならない。

第二十三条第一項を次のように改める。

第五十五条第二号に規定する施設（以下「特定施設」という。）は、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設とし、公団は、同法第九条（一級河川の管理）及び第十条（二級河川の管理）の規定にかかわらず、河川管理施設である特定施設の新築若しくは改築を行ない、又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理を行なうことができる。

第二十三条中第二項から第六項までを削り、同条第七項中「その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に関しては」を「前項の規定により特定施設の新築若しくは改築を行ない、又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理を行なう場合においては」に、「地方行政庁」を「河川管理者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第八項中「公団が」を「公団は」に改め、「、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附属物として認定したときは、公団又は建設大臣」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　河川法第四十七条（ダムの操作規程）の規定は、公団が設置するダムについては、適用しない。

第二十五条中「あらかじめ」の下に「、関係都道府県知事」を加える。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二　二級河川における特定施設の新築若しくは改築又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用の負担については、前二条の規定にかかわらず、別に政令で定めるものとする。

第五十三条第一号中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第三十二条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八十一条に次の一項を加える。

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）ノ適用又ハ準用セラルル河川ノ河川区域内ノ土地ノ一部ガ滅失シタルトキハ河川管理者ハ遅滞ナク地積ノ変更ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

第八十一条ノ八に次の一項を加える。

河川法ノ適用又ハ準用セラルル河川ノ河川区域内ノ土地ガ滅失シタルトキハ河川管理者ハ遅滞ナク滅失ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

第九十条を次のように改める。

第九十条　土地又ハ其ノ一部ガ河川法ノ適用又ハ準用セラルル河川ノ河川区域内ノモノト為リタルトキハ河川管理者ハ遅滞ナク其旨ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ嘱託アリタル場合ニ於テ登記ヲ為ストキハ登記用紙中表題部ニ河川区域内ノ土地ナル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

土地又ハ其ノ一部ガ河川区域内ノ土地ニ非ザルモノト為リタルトキハ河川管理者ハ遅滞ナク第一項ノ登記ノ抹消ヲ嘱託スルコトヲ要ス

土地ノ一部ニ付キ第一項又ハ前項ノ登記ノ嘱託ヲ為スベキトキハ河川管理者ハ分筆ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ得

第四十六条ノ二及ビ第六十条ノ二ノ規定ハ前項ノ分筆ノ登記ニ之ヲ準用ス

第百五十九条ノ二中「第八十一条ノ八第一項」に改める。

（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）附則第二条第二項の期日までの間の各登記所における土地に関する登記及び登録（同法による廃止前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）による登録をいう。）の手続に関し前条の規定による不動産登記法の改正に伴い必要な特則その他その改正に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

（漁港法の一部改正）

第三十四条　漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に、「地方行政庁」を「河川管理者」に改める。

（牧野法の一部改正）

第三十五条　牧野法（昭和二十五年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第十八条（同法第五条において準用する場合を含む。）」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条（同法第百条において準用する場合を含む。）」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第三十六条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百

十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に、「地方行政庁」を「河川管理者」に改める。

第五十八条第二項中「河川法第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（採石法の一部改正）

第三十八条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十七条の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川附近の土地若しくは同法第四十八条の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川となるべき区域若しくはその附近の土地」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条若しくは第五十六条（同法第百条において準用する場合を含む。）の規定により指定された河川保全区域内の土地若しくは河川予定地」に改め、「関係都道府県知事」の下に「（当該河川保全区域若しくは河川予定地を管理する河川管理者が都道府県知事以外の者であるときは、その者）」を加える。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第三十九条　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九十七条第三項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第一項中「又は地すべり等防止法第五十条第一項」を「、地すべり等防止法第五十条第一項又は河川法第九十七条第三項」に改める。

第四十五条第一項中「地すべり等防止法」を「地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）」に改める。

（漁業法の一部改正）

第四十条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（公有水面埋立法の一部改正）

第四十一条　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（港湾法の一部改正）

第四十二条　港湾法の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第四十三条　都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第四十四条　都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第四十五条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第四十六条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第四十七条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第四十八条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第四十九条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第五十条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第五十一条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第五十二条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第五十三条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第五十四条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第五十五条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第五十六条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第五十七条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第五十八条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第五十九条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第六十条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第六十一条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第六十二条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第六十三条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第六十四条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第六十五条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第六十六条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第六十七条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第六十八条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第六十九条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第七十条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第七十一条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第七十二条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第七十三条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第七十四条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第七十五条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第七十六条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第七十七条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第七十八条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第七十九条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第八十条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第八十一条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第八十二条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第八十三条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第八十四条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第八十五条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第八十六条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第八十七条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第八十八条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第八十九条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第九十条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第九十一条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第九十二条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第九十三条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第九十四条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第九十五条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第九十六条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第九十七条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第九十八条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第九十九条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百一条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百二条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百三条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百四条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百五条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百六条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百七条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百八条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百九条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百十条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百十一条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百十二条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百十三条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百十四条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百十五条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百十六条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百十七条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百十八条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百十九条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百二十条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百二十一条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百二十二条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百二十三条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百二十四条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百二十五条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百二十六条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百二十七条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百二十八条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百二十九条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百三十条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百三十一条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百三十二条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百三十三条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百三十四条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百三十五条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百三十六条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百三十七条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百三十八条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百三十九条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）

第百四十条　都市緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百四十一条　都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百四十二条　都市緑地法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定

（道路法の一部改正）

第四十二条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に改める。

第二十一条第二項を削る。

第二十二条第二項中「河川法」の下に「昭和三十九年法律第百六十七号）」を加え、「河川に関する工事（以下「河川に関する工事」という。）」を「河川の河川工事（以下「河川工事」という。）」に、「第十二条第二項」を「第十九条」に改める。

第二十三条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「河川法第十一条第一項及び砂防法（明治三十年法律第二十九号）第八条」を「同項」に改める。

第五十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項において」を「第二項において」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十八条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第三十二条第二項」を「第六十八条」に改める。

2　前項の規定によりその例によるものとされる旧

に改める。

第五十九条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「河川法第三十二条第二項」を「同項」に改める。

第六十条中「第一項」を削る。

第九十七条中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

（電源開発促進法の一部改正）

第四十三条　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）」に改める。

（電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正）

第四十四条　電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定によりその例によるものとされる旧公益事業令第五十九条第一項中「河川法第十七条から第十九条までの規定による許可又は認可」とあるのは、「河川法第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条又は第二十九条の規定による許可」とする。

（公衆電気通信法の一部改正）

第四十五条　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川並びに同法第五条の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川（以下「河川等」という。）」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川（以下「河川」という。）」に改め、同条第四項中「河川等の管理者」を「河川管理者」に、「その河川等に関する工事」を「河川工事」に改める。

第百三条中「河川等」を「河川」に改める。

（奄美群島振興特別措置法の一部改正）

第四十六条　奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表河川の項中「河川法（明治二十九年法律第七

十一号）第一条に規定する河川、同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川」に改める。

（砂利採取法の一部改正）

第四十七条　砂利採取法（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第四十八条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第六号中「第一項」を削る。

第七条第一項第三号中「第二項」を削る。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を一項ずつ繰り上げる。

第二十一条中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

（海岸法の一部改正）

第四十九条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川、同法第四条に規定する河川の支川若しくは派川若しくは同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川（以下これらを「河川」と総称する。）の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

第十六条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事（河川法第三条第一項に規定する河川の河川工事をいう。以下同じ。）」に、「第十一条第二項」を「第十九条」に改める。

第十七条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第十一条第一項」を「第十八条」に改める。

第三十一条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第三十二条第一項」を「第六十八条」に改める。

第三十二条第一項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第三十二条第一項」を「第六十七条」に改める。

（工業用水法の一部改正）

第五十条　工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川区域」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第五十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第五十二条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

（地すべり等防止法の一部改正）

第五十三条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「河川（河川法（明治二十九年

法律第七十一号）第一条に規定する河川、同法第四条に規定する河川の支川若しくは派川又は同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川をいう。以下同じ。）に関する工事」を「河川工事（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。）」に、「第十一条第二項」を「第十九条」に改める。

第十五条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第十一条第一項」を「第十八条」に改める。

第三十四条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第三十二条第二項」を「第六十八条」に改める。

第三十五条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第三十二条第一項」を「第六十七条」に改める。

（工業用水道事業法の一部改正）

第五十四条　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）」が適用される河川又は同法が準用される水流、水面若しくは河川」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）」が適用され、又は準用される河川」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第五十五条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）が適用される河川若しくはその河川」を「一級河川若しくは政令で定める二級河川若しくはそれらの河川」に改める。

（建築物用地下水の採取の規制に関する法律の一部改正）

第五十六条　建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川区域」に改める。

附　則

この法律は、新法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。ただし、第二十二条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・建設・自治大臣署名）

法律第百六十九号（昭三九・七・一一）

◎地方自治法等の一部を改正する法律

（地方自治法の一部改正）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「農業改良普及手当」を「農林漁業改良普及手当」に改める。

第二百六十条に次の一項を加える。

第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第二百八十一条第二項を次のように改める。

特別区は、第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるようなその公共事務及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされている事務のほか、第十三号から第二十号までに掲げる事務のうち法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務並びに第六号及び第二十一号に掲げる事務を処理する。

一　小学校、中学校及び幼稚園を設置し、及び管理し、並びにこれらに関する教育事務を行なうこと。ただし、教育課程及び教科書その他の教材の取扱い、教育職員の任用その他の身分取扱いに関するものを除く。

二　公園、運動場、広場及び緑地を設置し、及び管理すること。

三　図書館、公民館、体育館及び公会堂を設置し、及び管理し、その他社会教育に関する事務を行なうこと。

四　福祉に関する事務所及び民生委員推薦会を設置し、児童福祉施設、公益質屋、宿泊所及び生活館を設置し、及び管理し、その他社会福祉に関する事務を行なうこと。

五　国民健康保険を行なうこと。

六　保健所及び優生保護相談所の施設の管理に関する事務で政令で定めるものを行なうこと。

七　診療所及び公衆浴場を設置し、及び管理し、その他保健衛生に関する事務を行なうこと。

八　街路樹及び道路の照明施設を設置し、及び管理し、並びに道路の清掃事業を行なうこと。

九　公共溝渠を管理すること。

十　小売市場を設置し、及び管理すること。

十一　産業の振興助成に関する事務を行なうこと。

十二　身分証明、印鑑証明及び登録に関する事務を行なうこと。

十三　生活保護、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉、行旅病人及び行旅死亡人の取扱い、売春防止並びに老人福祉に関する事務を行なうこと。

十四　伝染病予防、トラホーム予防及び寄生虫病予防に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

十五　汚物の収集及び運搬に関する事務を行ない、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設置し、及び管理し、並びに大掃除の実施計画に関する事務を行なうこと。

十六　道路を設置し、及び管理すること。

十七　土地区画整理事業及び市街地改造事業を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

十八　防災建築街区造成事業及び防災建築街区造成に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

十九　建築業務行政に関する事務を行なうこと。

ただし、政令で定めるものを除く。

二十　競馬を行なうこと。

二十一　次項の規定による都の条例により特別区に属する事務

第二百八十一条第三項中「第四項」を「次項」に改め、「特別区の議会その他学識経験を有する者等の意見を聴き」を削り、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、特別区の存する区域をもつて都の区域とみなし、市に関する規定を都に適用する。

第二百八十二条の二第四項中「前項」を「第四項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

特別区の区長は、第二項の規定によりその権限に属する保健衛生に関する事務で政令で定めるものを、政令の定めるところにより、都が当該特別区の区域内に設置した保健所の長に委任して行なわせることができる。この場合において、保健所の長がした処分は、不服申立てに関しては、特別区の区長がした処分とみなす。

第二百八十二条の二第二項の次に次の一項を加える。

権限に属する事務に関するものは、特別区にこれを適用する。

前項の場合において、都と特別区又は特別区相互の間の調整上他の法令の市に関する規定をそのまま特別区に適用しがたいときは、政令で特別の定めをすることができる。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百六号）の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げる。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第三条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

（都に関する特例）

第五十九条　都の特別区の教育委員会の所管に属する学校の教育職員の任用その他の身分取扱い、教育課程及び教科書その他の教材の取扱いに関する事務は、都の教育委員会が処理する。

2　前項の規定により都の教育委員会がその事務として処理する事項のうち、第三十三条の規定により教育委員会規則で定めるものとされているものについては、都の教育委員会規則で定めるものとする。

（公益質屋法の一部改正）

第四条　公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「市町村」を「市町村（特別区ヲ含ム以下之ニ同ジ）」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第五条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中、特別区においては保健所長を経て都知事に」を削り、同条第二項中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第二十条の二第一項中「市長」の下に「若しくは特別区の区長」を加える。

第五十九条中「第二十一条の四の規定によつてした処分」の下に「特別区の区長が第二十条の二の規定によつてした処分」を加える。

自治大臣は、必要があると認めるときは、第二項に規定する条例又は前項に規定する措置について必要な助言又は勧告をすることができる。

第二百八十二条の次に次の一条を加える。

第二百八十二条の二　都及び特別区の事務の処理又は都知事及び特別区の区長の権限に属する国の事務の管理及び執行について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

第二百八十一条第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見をきかなければならない。

前二項に定めるもののほか、都区協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百八十三条に次の二項を加える。

他の法令の市に関する規定中第二百八十一条第二項第十三号から第二十号までに掲げる特別区に属する事務に関するもの及び第二百八十一条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により特別区の長、委員会又は委員の権限に属する事務に関するものは、特別区にこれを適用する。

前項の場合において、都と特別区又は特別区相互の間の調整上他の法令の市に関する規定をそのまま特別区に適用しがたいときは、政令で特別の定めをすることができる。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百六号）の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げる。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第三条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

（都に関する特例）

第五十九条　都の特別区の教育委員会の所管に属する学校の教育職員の任用その他の身分取扱い、教育課程及び教科書その他の教材の取扱いに関する事務は、都の教育委員会が処理する。

2　前項の規定により都の教育委員会がその事務として処理する事項のうち、第三十三条の規定により教育委員会規則で定めるものとされているものについては、都の教育委員会規則で定めるものとする。

（公益質屋法の一部改正）

第四条　公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「市町村」を「市町村（特別区ヲ含ム以下之ニ同ジ）」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第五条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中、特別区においては保健所長を経て都知事に」を削り、同条第二項中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第二十条の二第一項中「市長」の下に「若しくは特別区の区長」を加える。

第五十九条中「第二十一条の四の規定によつてした処分」の下に「特別区の区長が第二十条の二の規定によつてした処分」を加える。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第六条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「（特別区を含む。）」を削る。

（社会福祉事業法の一部改正）

第七条　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「及び指定都市」を、指定都市及び特別区」に、「市及び」を「市、特別区及び」に改める。

第十四条第二項中「市町村長」を「市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」に改める。

第十五条第二号中「市」を「市（特別区を含む。以下同じ。）」に改める。

第二十条中「市町村」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改める。

第五十七条第一項中「（特別区を含む。この章において以下同じ。）」を削る。

別表を次のように改める。

別表

区分		福祉地区の数
都道府県	地方事務所又は支庁（道にあつては、支庁出張所を含む。）の管轄する区域	地方事務所又は支庁（道にあつては、支庁出張所を含む。）ごとに一
	その他の区域	おおむね人口十万ごとに一
指定都市		おおむね人口十万ごとに一
特別区		おおむね人口十万ごとに一

（精神薄弱者福祉法の一部改正）

第八条　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「（特別区を含む。）」を削る。

（「トラホーム」予防法の一部改正）

第九条　「トラホーム」予防法（大正八年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「市長」を「市長トシ特別区ニ在リテハ区長」に改める。

第四条第二項中「市トス」を「市トシ特別区ニ在リテハ特別区トス」に改める。

第十二条中「市ノ長」を「市ノ長又ハ特別区ノ長」に改める。

（寄生虫病予防法の一部改正）

第十条　寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「市長」を「市長トシ特別区ニ在リテハ区長」に改め、同条第二項中「市トス」を「市トシ特別区ニ在リテハ特別区トス」に改める。

第七条ノ三中「市ノ長」を「市ノ長若ハ特別区ノ長」に改める。

（予防接種法の一部改正）

第十一条　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「（東京都の区の存する区域にあつては保健所長とする。以下同じ。）」を削り、「東京都の区の存する区域の保健所」を「特別区」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

（結核予防法の一部改正）

第十二条　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「（都の区の存する区域にあつては、保健所長とする。以下同じ。）」を削り、「都の区の存する区域及び」を「特別区及び」に改める。

第十三条第三項中「都の区の存する区域」を「特別区」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

第五十八条を次のように改める。

第五十八条　削除

（清掃法の一部改正）

第十三条　清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（特別区の存する区域にあつては、都）」を削る。

第六条第一項中「（特別区の存する区域にあつては、都。第九条を除き、以下同じ。）」を削る。

第七条第一項中「（特別区の存する区域にあつては、都知事。以下同じ。）」を削る。

（屋外広告物法の一部改正）

第十四条　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（特別区の特例）

第七条の三　この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

（建築基準法の一部改正）

第十五条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十七条の二」を「第九十七条の三」に改める。

第二条第二十一号ただし書中「指定都市の区域」を「指定都市又は特別区の区域」に改め、「同条第三項」の下に「又は第九十七条の三第三項」を加え、「指定都市の長」を「指定都市又は特別区長」に改める。

第十一条第一項中「（都の特別区の存する区域においては、都　以下本条において同様とする。）」を削る。

第六十九条中「（都の特別区の存する区域においては、都）」を削る。

第七十条第二項中「（特別区を含む。以下この章において同様とする。）」を削る。

第六章中第九十七条の二の次に次の一条を加える。

（特別区の特例）

第九十七条の三　特別区においては、第四条第一項の規定によるほか、特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、特別区が置く建築主事に適用があるものとする。

2　前項の規定は、特別区に置かれる建築主事の権限に属しない特別区の区域における事務をつかさどらせるために、都が都知事の指揮監督の下に建築主事を置くことを妨げるものではない。

3　この法律中都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

（道路運送法の一部改正）

第十六条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条第三項第一号中「都知事（特別区の区域に限る。）又は」を削る。

（住民登録法の一部改正）

第十七条　住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「道府県に関する規定は、都に」を「道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に」に改め、「「都吏員」と」の下に「、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ消費税」、「市町村長」又は「市町村吏員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ消費税」、「特別区長」又は「特別区所属の都吏員又は特別区吏員」と」を加え、同条第三項中「市町村」の下に「及び特別区」を加える。

第七百三十四条第一項から第三項までを次のように改める。

都は、その特別区の存する区域において、普通税として、第四条第二項に掲げるものを課するほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第二項第二号に掲げるものを課するものとする。この場合においては、都を市とみなして第三章第二節の規定を準用する。

2　都は、その特別区の存する区域内において、第一条第二項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。

一　第四条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの

二　第四条第二項第一号に掲げる税及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人等に対して課するもの

3　前項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第一節第一款（法人等に対して課する道府県民税に関する部分の規定を除く。）及び第二款の規定を準用するものとし、同項第二号に掲げるものについては、同号に掲げる税をあわせて一の税とみなして、第三章第一節（個人に対して課する市町村民税に関する部分の規定を除く。）の規定を準用する。この場合においては、第二章第一節第一款及び第二款中「道府県」、道府県民税」若しくは「道府県知事」又は「市町村」若しくは「市町村長」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」若しくは「都知事」又は「特別区」若しくは「特別区長」と、第三章第一節中「市町村」、「市町村民税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」又は「都知事」と、第三百十二条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千円（特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等の事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内に所在する場合においては、二千四百円）」と、同条第二項中「四千円」とあるのは「四千六百円（特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等の事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内に所在する場合においては、四千円）」と、第三百十四条の六第一項中「百分の八・一」又は「百分の九・七」とあるのは、それぞれ「百分の十六・二」と、第三百二十一条の八第十項中「法人税法第十条の三第一項の外国税控除限度額及び第五十三条第十項の控除の限度額で政令で定めるもの」とあるのは「法人税法第十条の三第一項の外国税控除限度額」と読み替えるものとする。

第七百三十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七百三十五条中「できる外、市町村が課することができる」を「できるほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第四項及び第五項第一号に掲げる」に改める。

第七百三十六条を次のように改める。

（特別区における特例）

第七百三十六条　第一条第二項の規定によつてこの法律中市町村に関する規定を特別区に準用する場合においては、第五条第二項中

「一	市町村民税
二	固定資産税
三	軽自動車税
四	市町村たばこ消費税
五	電気ガス税
六	鉱産税
七	木材引取税

」を

「一	特別区民税
二	軽自動車税
三	特別区たばこ消費税
四	電気ガス税
五	鉱産税
六	木材引取税

」

と消費税　とあるのは

「一	都市計画税
二	水利地益税
三	共同施設税
四	国民健康保険税

」　とあるのは

「一　水利地益税
二　共同施設税
三　国民健康保険税」

と読み替えるものとする。

2　第五条第四項の規定は、第一条第二項の規定にかかわらず、特別区に準用しないものとする。

3　特別区は、特別区民税として第五条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するものを課するものとし、これについては、第三章第一節（法人等に対して課する市町村民税に関する部分の規定を除く。）の規定を準用する。この場合においては、第三百十条の規定は、人口五十万以上の市とみなす。

4　第一条第二項において準用する第五条第三項の規定によつて特別区が課する普通税の新設及び変更については、都の同意を得なければならない。

5　特別区たばこ消費税の賦課徴収は、第一条第二項において準用する第四百六十七条の規定にかかわらず、都が都たばこ消費税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。

6　都は、特別区たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の納付があつた場合においては、政令で定めるところにより、これを当該特別区に払い込むものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち、地方自治法第二百四条第二項の改正規定は、公布の日から施行し昭和四十九年四月一日から適用し、同法第二百六十条の改正規定は、公布の日から施行し、同法第二百八十一条第二項第十五号の改正規定中この法律公布の際現に都が処理している事務に係る部分の規定は、別に法律で定める日から施行する。

（旧東京都制の効力）

2　地方自治法附則第二条ただし書によりなお効力を有する旧東京都制第百八十九条から第百九十一条まで及び第百九十八条の規定は、改正後の地方自治法第二百八十一条第二項第十三号から第二十号までに掲げる事務及び第二百八十一条の三第二項に規定する特別区の区長の権限に属する事務に関しては、その適用はないものとする。

（特別区の議会の議員定数の定限に関する経過措置）

3　特別区の議会の議員の定数の定限は、改正後の地方自治法第二百八十一条の二の規定にかかわらず、次の一般選挙までなお従前の例による。

（地方税法の規定の適用）

4　改正後の地方税法の規定は、特別区たばこ消費税、電気ガス税及び鉱産税に関する部分は昭和四十年四月一日以後に係る分から、その他の部分は昭和四十年度分の地方税から適用し、昭和四十年四月一日前に係る分又は昭和三十九年度分までの地方税については、なお従前の例による。

（経過規定）

5　前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため

め必要な経過措置は、政令で定める。

（法務・文部・厚生・運輸・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百七十号（昭三九・七・一一）

◎電気事業法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　電気事業
　第一節　事業の許可（第三条―第十七条）
　第二節　業務
　　第一款　供給（第十八条―第二十七条）
　　第二款　広域的運営（第二十八条・第二十九条）
　　第三款　監督（第三十条―第三十四条）
　第三節　会計及び財務（第三十五条―第四十条）
　第四節　電気工作物
　　第一款　工事計画及び検査（第四十一条―第四十七条）
　　第二款　保安（第四十八条―第五十七条）
　第五節　土地等の使用（第五十八条―第六十五条）
第三章　電気事業用以外の電気工作物
　第一節　一般用電気工作物及び自家用電気工作物（第六十六条―第七十四条）
　第二節　指定調査機関（第七十五条―第八十五条）
第四章　電気事業審議会及び電気主任技術者資格審査会（第八十六条―第九十九条）
第五章　雑則（第百条―第百十四条）
第六章　罰則（第百十五条―第百二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「一般電気事業」とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。

2　この法律において「一般電気事業者」とは、一般電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

3　この法律において「卸電気事業」とは、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するために電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。

4　この法律において「卸電気事業者」とは、卸電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

5　この法律において「電気事業」とは、一般電気事業及び卸電気事業をいう。

6　この法律において「電気事業者」とは、一般電気事業者及び卸電気事業者をいう。

7　この法律において「電気工作物」とは、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

8　一般電気事業者が他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。

第二章　電気事業

第一節　事業の許可

（事業の許可）

第三条　電気事業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の許可は、一般電気事業及び卸電気事業の区分により行なう。

（許可の申請）

第四条　前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二　供給区域又は供給の相手方たる一般電気事業者及び供給地点

三　電気事業の用に供する電気工作物に関する次の事項

イ　発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

ロ　変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ハ　送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ニ　配電用のものにあつては、その電気方式、周波数及び電圧

2　前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の基準）

第五条　通商産業大臣は、第三条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その電気事業の開始が一般の需要又は一般電気事業の需要に適合すること。

二　一般電気事業にあつては、その事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における電気の需要に応ずることができるものであること。

三　一般電気事業にあつては、その事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について一般電気事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。

四　その電気事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

五　その電気事業の計画が確実であること。

六　その他その電気事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他公共の利益の増進のため必要であり、かつ、適切であること。

（許可証）

第六条　通商産業大臣は、第三条第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2　許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一　許可の年月日及び許可の番号

二　氏名又は名称及び住所

三　供給区域又は供給の相手方たる一般電気事業者及び供給地点

四　電気事業の用に供する電気工作物に関する次の事項

イ　発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

ロ　変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ハ　送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ニ　配電用のものにあつては、その電気方式、周波数及び電圧

（電気工作物の設置及び事業の開始の義務）

第七条　電気事業者は、事業の許可を受けた日から五年以内において通商産業大臣が指定する期間内に、前条第二項第四号の電気工作物を設置し、その事業を開始しなければならない。

2　通商産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域若しくは供給の相手方若しくは供給地点又は前条第二項第四号の電気工作物を区分して前項の規定による指定をすることができる。

3　通商産業大臣は、電気事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4　電気事業者は、その事業（第二項の規定により供給区域又は供給の相手方若しくは供給地点を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（供給区域等の変更）

第八条　電気事業者は、第六条第二項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、同号の事項の変更であつて、通商産業省令で定めるときは、この限りでない。

2　電気事業者は、前項ただし書の通商産業省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3　第五条の規定は、第一項の許可に準用する。

4　前条の規定は、第一項の場合（供給区域又は供給の相手方若しくは供給地点の減少の場合を除く。）に準用する。

（氏名等の変更）

第九条　電気事業者は、第六条第二項第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併）

第十条　電気事業の全部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　電気事業者たる法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第五条の規定は、前二項の認可に準用する。

（承継）

第十一条　電気事業の全部の譲渡しがあり、又は電気事業者について相続若しくは合併があつたときは、電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、電気事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により電気事業の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（一般電気事業以外の事業）

第十二条　一般電気事業者は、一般電気事業以外の事業を営もうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　通商産業大臣は、一般電気事業者が一般電気事業以外の事業を営むことにより一般電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

（設備の譲渡し等）

第十三条　電気事業者は、電気事業の用に供する設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的としようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める設備については、この限りでない。

2　通商産業大臣は、電気事業者がその設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることにより電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十四条　電気事業者は、電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　電気事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　通商産業大臣は、電気事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

（事業の許可の取消し等）

第十五条　通商産業大臣は、電気事業者が第七条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。以下同じ。）内に第六条第二項第四号の電気工作物を設置せず、又は事業を開始しないときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

2　通商産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、電気事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第二項の場合に準用する。

（一般電気事業者以外の者の供給）

第十七条　一般電気事業者以外の者であつて、一般電気事業者の供給区域における需要に応じ電気を供給する事業を営むものは、電気事業者にその電気事業

人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（一般電気事業以外の事業）

第十二条　一般電気事業者は、一般電気事業以外の事業を営もうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　通商産業大臣は、一般電気事業者が一般電気事業以外の事業を営むことにより一般電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

（設備の譲渡し等）

第十三条　電気事業者は、電気事業の用に供する設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的としようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める設備については、この限りでない。

2　通商産業大臣は、電気事業者がその設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることにより電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十四条　電気事業者は、電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　電気事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　通商産業大臣は、電気事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

（事業の許可の取消し等）

第十五条　通商産業大臣は、電気事業者が第七条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。以下同じ。）内に第六条第二項第四号の電気工作物を設置せず、又は事業を開始しないときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

2　通商産業大臣は、一般電気事業者がその供給区域の一部において一般電気事業を行なつていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その一部について供給区域を減少することができる。

3　前条第三項の規定は、第二項の場合に準用する。

（一般電気事業者以外の者の供給）

第十七条　一般電気事業者以外の者であつて、一般電気事業者の供給区域における需要に応じ電気を供給する事業を営むものは、電気事業者にその電気事業

の用に供するための電気を供給する場合を除き、供給の相手方及び供給地点ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の者がその相手方にその供給地点において電気を供給することが一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

第二節　業務

第一款　供給

（供給義務）

第十八条　一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要に応ずる電気の供給を拒んではならない。

2　一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における一般の需要に応じ電気を供給してはならない。

3　電気事業者は、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気の供給を約しているときは、正当な理由がなければ、電気の供給を拒んではならない。

4　電気事業者は、第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところによるのでなければ、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給してはならない。

（供給規程）

第十九条　一般電気事業者は、電気の料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二　料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（供給規程の公表義務）

第二十条　一般電気事業者は、前条第一項の規定により供給規程の認可を受け、又は第二十三条第二項の規定による供給規程の変更があつたときは、その供給規程をその実施の日の十日前から、営業所及び事務所において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

（供給条件についての義務）

第二十一条　一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給規程（第二十三条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程）以外の供給条件により電気を供給してはならない。ただし、第二十五条第一項の許可に係る契約により供給するとき、及び供給規程により難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の料金その他の供給条件）により供給するときは、この限りでない。

第二十二条　電気事業者は、通商産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（次条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の料金その他の供給条件）によるのでなければ、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給してはならない。ただし、第二十五条第一項の許可に係る契約により供給するとき、及び供給規程により難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（次条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の料金その他の供給条件）により供給するときは、この限りでない。

約により供給するとき、及び料金その他の供給条件を定め難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣が期限を附して承認したときは、この限りでない。

2　第十九条第二項の規定は、前項の認可に準用する。この場合において、同項の認可を受けて電気を供給しようとする者が一般電気事業者であるときは、同条第二項第一号中「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」とあるのは、「適正な原価を下らず、かつ、供給の相手方たる一般電気事業者の電気の料金を適正にするもの」と読み替えるものとする。

（供給規程等に関する命令及び処分）

第二十三条　通商産業大臣は、電気の料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、電気事業者に対し、相当の期限を定め、第十九条第一項の認可を受けた供給規程又は第二十一条ただし書若しくは前条第一項の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程又は料金その他の供給条件を変更することができる。

（特定供給）

第二十四条　一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における需要に応じ電気を供給しようとするときは、供給の相手方及び供給地点ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般電気事業として供給するとき、及び次条第一項の許可に係る契約により供給するときは、この限りでない。

2　通商産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その一般電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二　その供給が他の一般電気事業者の供給区域における需要に応じ行なわれるものであるときは、当該他の一般電気事業者がその供給を行なうことが容易かつ適切でないこと。

（振替供給）

第二十五条　電気事業者は、他の者から電気の供給を受け、同時に、その供給を受ける地点以外の地点において、その者に、その供給を受ける電気の量に相当する量の電気を供給すべきことを定める契約をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の規定は、卸電気事業者が一般電気事業者以外の者と同項の契約をしようとする場合には、適用しない。

3　第十三条第二項の規定は、第一項の許可に準用する。

（電圧及び周波数）

第二十六条　一般電気事業者は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を通商産業省令で定める値に維持するように努めなければならない。

2　一般電気事業者は、通商産業省令で定める方法により、その供給する電気の電圧及び周波数を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（電気の使用制限等）

第二十七条　通商産業大臣は、電気の需給の調整を行なわなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民

生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者の供給する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者からの受電を制限することができる。

第二款　広域的運営

（電気事業者相互の協調）

第二十八条　電気事業者は、電源開発の実施、電気の供給、電気工作物の運用等その事業の遂行にあたり、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するように相互に協調しなければならない。

（電気工作物の施設計画及び電気の供給計画）

第二十九条　通商産業大臣が指定する電気事業者（以下「指定電気事業者」という。）は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降の二年間について電気工作物の施設計画及び電気の供給計画を作成し、当該年度の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による指定は、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るためその事業の運営を調整することが必要と認められる者について行なう。

3　指定電気事業者は、電気工作物の施設計画又は電気の供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

4　通商産業大臣は、電気工作物の施設計画又は電気の供給計画が広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないと認めるときは、指定電気事業者に対し、その施設計画又は供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

第三款　監督

（電圧又は周波数の維持命令）

第三十条　通商産業大臣は、一般電気事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が第二十六条第一項の通商産業省令で定める値に維持されていないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般電気事業者に対し、その値を維持するため電気工作物の修理又は改造、電気工作物の運用の方法の改善その他の必要な措置をすべきことを命ずることができる。

（業務の方法の改善命令）

第三十一条　通商産業大臣は、前条に規定する場合のほか、事故により電気の供給に支障を生じている場合に一般電気事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置をすみやかに行なわないとき、一般電気事業者が第六十七条第一項の規定による調査若しくは同条第二項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないとき、その他電気の供給の業務の方法が適切でないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般電気事業者に対し、その供給の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

（供給命令等）

第三十二条　通商産業大臣は、第二十九条第四項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは指定電気事業者に対し、災害その他非常の場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第二号の規定による命令は、卸電気事業者に対しては、することができない。

一　一般電気事業者に電気を供給すること。

二　電気事業者から電気の供給を受けること。

三　電気事業者に電気工作物を貸し渡し、若しくは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用すること。

四　電気事業者から電気の供給を受け、同時に、その供給を受ける地点以外の地点において、その電気事業者に、その供給を受ける電気の量に相当する量の電気を供給すること。

五　電気事業者に電気を供給し、同時に、その供給地点以外の地点において、その電気事業者から、その供給する電気の量に相当する量の電気の供給を受けること。

2　前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他命令の実施に関し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

第三十三条　前条第二項の協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、当事者は、通商産業大臣の裁定を申請することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

3　通商産業大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

4　第一項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議がととのつたものとみなす。

第三十四条　前条第一項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

2　前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

3　前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第三節　会計及び財務

（会計の整理）

第三十五条　電気事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

（償却等）

第三十六条　通商産業大臣は、電気事業の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、電気事業者に対し、電気事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき方法若しくは額を定めてこれを行なうべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

（資産の価額）

第三十七条　通商産業大臣は、電気事業者が財産目録その他の書類に記載した電気事業の用に供する資産について附した価額が適正でなく、公共の利益を阻害するおそれがあると認めるときは、その価額を変更すべきことを命ずることができる。

（渇水準備引当金）

第三十八条　電気事業者は、毎事業年度において、河川の流量の増加により水力発電所において発生した電気の量が通商産業省令で定める量をこえたため、電気事業の収益が増加し、又は電気事業の費用が減

少したときは、通商産業省令で定める額に達するまで、その増加し、又は減少した額を渇水準備引当金として積み立てなければならない。

2　前項の規定により積み立てた渇水準備引当金は、特別の理由がある場合において、通商産業大臣の許可を受けたときを除き、毎事業年度において、河川の流量の減少により水力発電所において発生した電気の量が通商産業省令で定める量を下つたため、電気事業の収益が減少し、又は電気事業の費用が増加した場合において、その収益の減少又は費用の増加に充当するのでなければ、取りくずしてはならない。

3　前二項に規定する収益又は費用の増加又は減少の額の算出の方法は、通商産業省令で定める。

（社債発行限度の特例）

第三十九条　一般電気事業者たる会社（以下「一般電気事業会社」という。）は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍をこえてはならない。

（一般担保）

第四十条　一般電気事業会社の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第四節　電気工作物

第一款　工事計画及び検査

（工事計画）

第四十一条　電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物の設置又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2　電気事業者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3　通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一　第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところ（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）によるものであること。

二　その電気工作物が第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

三　その電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

四　水力を原動力とする発電用の電気工作物に係るものにあつては、その電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。

4　電気事業者は、第一項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5　電気事業者は、第二項ただし書の場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十二条　電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する電気工作物の設置又は変更の工事であつて、前条第一項の通商産業省令で定めるもの以外のものをしようとするときは、工事の開始の日の三十日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、前項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していないと認めるときは、電気事業者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

（使用前検査）

第四十三条　第四十一条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする電気工作物（その工事の計画について、同条第二項の規定による命令があつた場合

事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十二条　電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する電気工作物の設置又は変更の工事であつて、前条第一項の通商産業省令で定めるもの以外のものをしようとするときは、工事の開始の日の三十日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、前項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していないと認めるときは、電気事業者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

（使用前検査）

第四十三条　第四十一条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする電気工作物（その工事の計画について、同条第二項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）は、その工事について通商産業省令で定める工事の工程ごとに通商産業大臣の検査を受けなければ、これに合格した後でなければ、使用してはならない。ただし、通商産業大臣は、この限りでない。

2　前項の検査においては、その電気工作物が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一　その工事が第四十一条第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行なわれたものであること。

二　第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していること。

第四十四条　通商産業大臣は、前条第一項の電気工作物について同項の検査を行なつた場合においてやむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方法を定めて、その電気工作物を仮合格とすることができる。

2　前項の規定により仮合格とされた電気工作物は、前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた期間内は、同項の規定により定められた方法により使用することを妨げない。

第四十五条　発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下「燃料体」という。）は、その加工について通商産業省令で定める加工の工程ごとに通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、第三項に定める場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の検査においては、その燃料体が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一　その加工があらかじめ通商産業大臣の認可を受けた設計に従つて行なわれていること。

二　通商産業省令で定める技術基準に適合すること。

3　輸入した燃料体は、通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

4　前項の検査においては、その燃料体が第二項第二号の通商産業省令で定める技術基準に適合している

ときは、合格とする。

第四十六条 発電用のボイラー、タービンその他の通商産業省令で定める機械若しくは器具（以下「ボイラー等」という。）であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの又は発電用原子炉に係る格納容器その他の通商産業省令で定める機械若しくは器具（以下「格納容器等」という。）であつて溶接をするものは、その溶接について通商産業省令で定める溶接の工程ごとに通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、第三項に定める場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 あらかじめ通商産業大臣の認可を受けた方法に従つて行なわれていること。

二 通商産業省令で定める技術基準に適合すること。

3 耐圧部分について溶接をしたボイラー等又は溶接をした格納容器等であつて、輸入したものは、その溶接について通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

4 前項の検査においては、その溶接が第二項第二号の通商産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

（定期検査）

第四十七条 電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラー、タービンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電気事業の用に供する発電用原子炉及びその附属設備であつて、通商産業省令で定めるものについては、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行なう検査を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第二款 保安

（電気工作物の維持）

第四十八条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の通商産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一 電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

二 電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようにすること。

三 電気工作物の損壊により電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

（技術基準適合命令）

第四十九条 通商産業大臣は、電気事業の用に供する電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、電気事業者に対し、その技術基準に適合するように電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

（費用の負担等）

第五十条 電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物が他の者の電気的設備その他の物件の設置（政令で定めるものを除く。）により第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないこととなつたときは、その技術基準に適合するようにするため必要な措置又はその措置に要する費用の負担の方法は、当事者間の協議により定める。ただし、そ

の費用の負担の方法については、政令で定める場合は、政令で定めるところによる。

第五十一条 第三十三条及び第三十四条の規定は、前条の協議をすることができず、又は協議がととのわない場合に準用する。

2 通商産業大臣は、前項において準用する第三十三条第一項の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

（保安規程）

第五十二条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 電気事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 電気事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

（主任技術者）

第五十三条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、通商産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 電気事業者は、前項の規定により主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（主任技術者免状）

第五十四条 主任技術者免状の種類は、第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第三種電気主任技術者免状、第一種ダム水路主任技術者免状、第二種ダム水路主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状及び第二種ボイラー・タービン主任技術者免状とする。

2 主任技術者免状の交付を受けている者が保安について監督をすることができる電気工作物の工事、維持及び運用の範囲は、前項の主任技術者免状の種類に応じて通商産業省令で定める。

3 主任技術者免状は、通商産業大臣が交付する。

4 主任技術者免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 主任技術者免状の種類ごとに通商産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験を有する者

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者

5 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状は、前項の規定にかかわらず、電気主任技術者国家試験に合格した者も、その交付を受けることができる。

6 通商産業大臣は、次の各号の一に該当する者に対しては、主任技術者免状の交付を行なわないことができる。

一 次条の規定により主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

7　主任技術者免状の交付に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。

第五十五条　通商産業大臣は、主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その主任技術者免状の返納を命ずることができる。

（電気主任技術者国家試験）

第五十六条　電気主任技術者国家試験は、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関して必要な知識及び技能について行なう。

2　電気主任技術者国家試験は、第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状及び第三種電気主任技術者免状ごとに、電気主任技術者資格審査会が行なう。

3　電気主任技術者国家試験の試験科目、受験手続その他電気主任技術者国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

（主任技術者の義務等）

第五十七条　主任技術者は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行なわなければならない。

2　電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

第五節　土地等の使用

（一時使用）

第五十八条　電気事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を利用することが必要であり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することができる。ただし、建物その他の工作物については、電線路（その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む。）又はその附属設備（以下「電線路」と総称する。）を支持するために利用する場合に限る。

一　電気事業の用に供する電線路に関する工事の施行のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のためのやぐら又は索道の設置

二　天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、緊急に電気を供給するための電線路の設置

三　電気事業の用に供する電気工作物の設置のための測標の設置

2　電気事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3　都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、その旨を土地等の所有者及び占有者に通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4　電気事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用の開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

5　第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

6　第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号の場合において、仮電線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するときは、一年）をこえることができない。

7　第一項の規定による一時使用のため他人の土地等

に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

（立入り）

第五十九条　電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2　前条第三項の規定は、前項の許可の申請があつた場合に準用する。

3　前条第四項、第五項及び第七項本文の規定は、電気事業者が第一項の規定により他人の土地に立ち入る場合に準用する。

（通行）

第六十条　電気事業者は、電気事業の用に供する電線路に関する工事又は電線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2　前項の規定により他人の土地を通行する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第五十八条第四項及び第五項の規定は、電気事業者が第一項の規定により他人の土地を通行する場合に準用する。

（植物の伐採又は移植）

第六十一条　電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼすときは、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2　電気事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3　電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害するおそれがあると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

4　第五十八条第三項の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

（損失補償）

第六十二条　電気事業者は、第五十八条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第五十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第六十条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、通常生ずる損失を補償しなければならない。

第六十三条　前条の規定による損失の補償について、電気事業者と損失を受けた者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、電気事業者又は損失を受けた者は、都道府県知事の裁定を申請することができる。

2　第三十三条第二項から第四項まで及び第三十四条

の規定は、前項の裁定に準用する。この場合において、第三十三条第二項及び第三項中「通商産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十四条第三項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

3　損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

（原状回復の義務）

第六十四条　電気事業者は、第五十八条第一項の規定による土地等の一時使用が終わったときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによって通常生ずる損失を補償して、その土地等を返還しなければならない。

（公共用の土地の使用）

第六十五条　電気事業者は、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地に電気事業の用に供する電線路を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

2　前項の場合においては、電気事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3　管理者が正当な理由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣は、電気事業者の申請により、使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4　前三項の規定は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定による道路並びに同法第十八条第一項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属物となるべきものについては、適用しない。

5　主務大臣は、次の場合は、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

一　第三項の規定により使用を許可し、又は使用料の額を定めようとするとき。

二　電気事業者が電気事業の用に供する電線路を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第三十九条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定又は同法

第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可若しくは承認に条件を附したことについての審査請求又は異議申立てに対して裁決又は決定をしようとするとき。

第三章　電気事業用以外の電気工作物

第一節　一般用電気工作物及び自家用電気工作物

（定義）

第六十六条　この法律において「一般用電気工作物」とは、他の者から通商産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物であって、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一　発電用の電気工作物を設置する者がその発電用の電気工作物の設置の場所と同一の構内に設置するもの

二　爆発性又は引火性の物が存在するため電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

（調査業務の委託）

第六十九条　第六十七条第一項に規定する者は、通商産業大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に限り、当該指定調査機関が第七十五条第二項の規定により定めた区域（第七十八条第一項の認可又は同条第二項の規定による届出に係る変更があったときは、変更後の区域）の全部又は一部における一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第六十七条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときはその技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知することを委託することができる。

2　第六十七条第一項に規定する者は、前項の規定により指定調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3　通商産業大臣は、第一項に規定する者（一般電気事業者を除く。）が同項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくはその通知の方法が適当でないときは、その者に対し、その調査若しくは通知を行い、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4　第一項に規定する者は、帳簿を備え、同項の規定による調査及び第二項の規定による通知に関する業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

5　前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

6　第四十八条第二項第一号及び第二号の規定は、第一項の技術基準を定める通商産業省令に準用する。

（技術基準適合命令）

第七十条　通商産業大臣は、一般用電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術基準に適合するように一般用電気工

前二項の認可をしなければならない。

一　その電気工作物が第七十四条第二項において準用する第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

二　水力を原動力とする発電用の電気工作物に係るものにあつては、その電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。

4　自家用電気工作物を設置する者は、第一項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5　自家用電気工作物を設置する者は、第二項ただし書の場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微なものの工事の計画の変更（通商産業省令で定めるものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、前項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していないと認めるときは、自家用電気工作物を設置する者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

（主任技術者）

第七十二条　自家用電気工作物を設置する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、通商産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2　自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、通商産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3　自家用電気工作物を設置する者は、第一項の規定により主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したとき、又は前項の規定により選任した主任技術者を解任したときも、同様とする。

らない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3　第六十七条第一項の規定は、同項に規定する者が第一項の規定により指定調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。

（工事計画）

第七十条　自家用電気工作物を設置する者は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、自家用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2　自家用電気工作物を設置する者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3　通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、

（使用の開始）

第七十三条　自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、第七十条第一項の認可又は同条第四項若しくは第七十一条第一項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

（準用）

第七十四条　第四十三条及び第四十四条の規定は、第七十条第一項又は第二項の認可を受けて設置又は変更の工事をする自家用電気工作物及び第七十一条第一項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする自家用電気工作物（その工事の計画について、同条第二項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）に準用する。

2　第四十七条から第五十一条までの規定は、自家用電気工作物に準用する。この場合において、第四十八条第二項第三号中「電気の供給」とあるのは、「電気事業者の電気の供給」と読み替えるものとする。

3　第五十二条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に関し準用する。

4　第五十七条の規定は、自家用電気工作物に係る主任技術者に関し準用する。

5　第六十一条第三項、第六十二条及び第六十三条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に準用する。この場合において、第六十一条第三項中「電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」とあるのは、「火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」と読み替えるものとする。

第二節　指定調査機関

（指定）

第七十五条　第六十九条第一項の指定は、第六十七条第一項に規定する者の委託を受けて調査業務を行なおうとする者の申請により行なう。

2　前項の申請は、調査業務を行なおうとする区域（以下「調査区域」という。）を定めてしなければならない。

（欠格条項）

第七十六条　次の各号の一に該当する者は、第六十九条第二項の指定を受けることができない。

一　第八十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二　その業務を行なう役員のうちに、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者

（指定の基準）

第七十七条　通商産業大臣は、第六十九条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一　調査区域における調査業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

二　民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三　調査業務以外の業務を行なつているときは、その業務を行なうことによつて調査業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（調査区域の変更）

第七十八条　指定調査機関は、調査区域を増加しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2　指定調査機関は、調査区域を減少したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3　前条第一号の規定は、第一項の認可に準用する。

（調査の義務）

第七十九条　指定調査機関は、第六十九条第一項の規定による調査業務の委託を受けているときは、第六十七条第一項の通商産業省令で定めるところにより、その調査業務を行なわなければならない。ただし、一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2　通商産業大臣は、指定調査機関が第六十九条第一項の規定による調査業務の委託を受けている場合において、その調査業務を行なわず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その調査業務を行ない、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

（業務規程）

第八十条　指定調査機関は、調査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3　通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（適合命令）

第八十一条　通商産業大臣は、指定調査機関が第七十七条各号に適合しなくなつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（調査業務の廃止）

第八十二条　指定調査機関は、調査業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第八十三条　通商産業大臣は、指定調査機関が次の各号の一に該当するときは、第六十九条第一項の指定を取り消すことができる。

一　第七十九条第二項、第八十条第三項又は第八十一条の規定による命令に違反したとき。

二　第八十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行なつたとき。

三　不正の手段により指定を受けたとき。

（公示）

第八十四条　通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第六十九条第一項の指定をしたとき。

二　第六十九条第二項、第七十八条第二項又は第八十二条の規定による届出があつたとき。

三　第七十八条第一項の認可をしたとき。

四　前条の規定により指定を取り消したとき。

（準用）

第八十五条　第六十七条第四項及び第五項の規定は、指定調査機関に準用する。

第四章　電気事業審議会及び電気主任技術者資格審査会

（電気事業審議会）

第八十六条　通商産業省に、電気事業審議会を置く。

第八十七条　電気事業審議会（以下「審議会」という。）は、通商産業大臣の諮問に応じ、電気事業に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、電気事業に関する重要事項について、通商産業大臣に建議することができる。

3　通商産業大臣は、前項の建議があつたときは、これを尊重しなければならない。

第八十八条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

第八十九条　審議会の委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　審議会の委員は、再任されることができる。

4　審議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第九十条　審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2　審議会の会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第九十一条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

3　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4　審議会は、その定めるところにより、部をもつて審議会の決議とすることができる。

第九十二条　審議会の庶務は、通商産業省公益事業局において処理する。

第九十三条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

（電気主任技術者資格審査会）

第九十四条　通商産業省に、電気主任技術者資格審査会を置く。

第九十五条　電気主任技術者資格審査会（以下「審査会」という。）は、電気主任技術者国家試験を行なうほか、通商産業大臣の諮問に応じ、電気主任技術者の資格に関する事項を調査審議する。

2　審査会は、電気主任技術者の資格に関する事項について、通商産業大臣に意見を述べることができる。

第九十六条　審査会は、委員三十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるために、審査会に、専門委員を置くことができる。

第九十七条　審査会の委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び電気技術に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　通商産業大臣は、審査会の委員のうち一人を会長として指名し、会長は、会務を総理する。

第九十八条　第八十九条第二項及び第三項の規定は、学識経験のある者のうちから任命された審査会の委員に準用する。

2　第八十九条第四項の規定は、審査会の委員及び専門委員に準用する。

第九十九条　この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　雑則

（許可等の条件）

第百条　許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可

場合を除く。）において、発電水力の有効な利用を確保するため必要があると認めるときは、その都道府県知事に対し、これらの規定による処分に関し必要な勧告をすることができる。

（電気工作物検査官）

第百四条　通商産業大臣は、電気工作物検査官を置く。

2　電気工作物検査官は、第四十三条第一項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項若しくは第三項、第四十六条第一項若しくは第四十七条（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の検査に関する事務に従事する。

3　電気工作物検査官の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

（監査）

第百五条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。

4　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定調査機関の事務所又は事

を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（発電水力）

第百一条　通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行なわなければならない。

第百二条　通商産業大臣は、発電水力の開発上必要があると認めるときは、水力を原動力とする発電用の電気工作物を設置している者に対し、その電気工作物を設置している河川について、通商産業省令で定めるところにより、その流量を測定し、その測定の結果を報告すべきことを命ずることができる。

第百三条　都道府県知事は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条、第二十四条、第二十六条又は第二十九条第二項の許可の申請があつた場合において、その申請が発電水力の利用のためのものであるときは、意見を附して通商産業大臣に報告し、通商産業大臣の意見を求めなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定により意見を求められたときは、建設大臣に協議するものとする。

3　通商産業大臣は、都道府県知事に対し河川法第二十三条、第二十四条、第二十六条又は第二十九条第二項の許可の申請があつた場合（第一項に規定する場合を除く。）において、発電水力の有効な利用を確保するため必要があると認めるときは、その都道府県知事に対し、これらの規定による処分に関し必要な勧告をすることができる。

（電気工作物検査官）

第百四条　通商産業省に、電気工作物検査官を置く。

2　電気工作物検査官は、第四十三条第一項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項若しくは第三項、第四十六条第一項若しくは第四十七条（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の検査に関する事務に従事する。

3　電気工作物検査官の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

（監査）

第百五条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。

4　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　前四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6　第一項から第四項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公聴会）

第百八条　通商産業大臣は、第三条第一項（一般電気事業に係るものに限る。）、第八条第一項（供給区域の増加に係るものに限る。）、第十九条第一項又は第二十三条第二項（供給規程に係るものに限る。）の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

（聴聞）

第百九条　通商産業大臣は、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項又は第八十三条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第百十条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

（苦情の申出）

第百十一条　一般電気事業者の電気の供給又は指定調査機関の調査業務に関し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

2　通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

（手数料）

第百十二条　次の表の上欄に掲げる者（国を除く。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納付しなければならない者	金額
一　第四十三条第一項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者	
イ　原子力を原動力とする発電用の電気工作物	三十万円
ロ　その他の電気工作物	十万円
二　第四十五条第一項又は第三項の検査を受けようとする者	十万円
三　第四十六条第一項又は第三項の検査を受けようとする者	
イ　原子力を原動力とする発電用の電気工作物	三十万円
ロ　その他の電気工作物	五万円
四　第四十七条（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受ける者	
イ　原子力を原動力とする発電用の電気工作物	一万五千円
ロ　その他の電気工作物	八百円
五　第五十四条第四項第二号の規定による認定を受けようとする者	千五百円
六　電気主任技術者国家試験を受けようとする者	四百円
七　主任技術者免状の交付を受けようとする者	二百円
八　主任技術者免状の再交付を受けようとする者	

（経過措置）

第百十三条　この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において

て、所要の経過措置を定めることができる。

（権限の委任）

第百十四条　この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

第六章　罰則

第百十五条　電気事業の用に供する電気工作物を損壊し、その他電気事業の用に供する電気工作物の機能に障害を与えて発電、変電、送電又は配電を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　みだりに電気事業の用に供する電気工作物を操作して発電、変電、送電又は配電を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3　電気事業に従事する者が正当な理由がないのに電気事業の用に供する電気工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、発電、変電、送電又は配電に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

4　第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

第百十六条　第三条第一項の規定に違反して電気事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十七条　次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十四条第一項の規定に違反して電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二　第十八条第一項又は第三項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三　第十八条第二項又は第四項の規定に違反して電気を供給した者

第百十八条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

二　第十二条第一項の規定に違反して一般電気事業以外の事業を営んだ者

三　第二十一条、第二十二条第一項又は第二十四条第一項の規定に違反して電気を供給した者

四　第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第六十七条第三項又は第七十九条第二項の規定によつて発する命令に違反した者

五　第四十一条第一項又は第七十条第一項の規定によつて発する命令に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

六　第四十九条（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は処分に違反した者

七　第五十三条第一項又は第七十二条第一項の規定に違反して主任技術者を選任しなかつた者

第百十九条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第一項の規定に違反して電気を供給する事業を営んだ者

二　第二十七条の規定による命令又は処分に違反した者

三　第四十二条第二項又は第七十一条第二項の規定による命令に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

四　第四十三条第一項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項若しくは第三項又は第四十六条第一項若しくは第三項の規定に違反して電気工作物を使用した者

第百二十条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第七条第四項（第八条第四項において準用する場合を含む。）、第十一条第二項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十一条第四項若しくは第五項、第五十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を第七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項、第六十九条第二項、第七十条第四項若しくは第五項又は第七十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十条の規定に違反して掲示をしなかつた者

三　第二十六条第二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四　第四十二条第一項又は第七十一条第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

五　第四十七条（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第百七条第一項から第四項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六　第五十二条第三項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

七　第六十七条第四項（第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をした者

八　第六十七条第五項（第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

九　第六十八条の規定による命令又は処分に違反した者

十　第百二条又は第百六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百二十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第百十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第百二十二条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一　第十三条第一項、第三十五条、第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十七条の規定による命令に違反した者

二　第三十六条又は第三十七条の規定による命令に違反した者

第百二十三条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第八条第二項、第九条、第七十三条、第七十八条第二項又は第八十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　正当な理由がないのに第五十五条の規定による命令に違反して主任技術者免状を返納しなかつた者

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十六条から第九十三条までの規定及び附則第二十六項の通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第二十五条第一項の改正規定中石炭対策連絡協議会の項の次に電気事業審議会の項を加える部分は、公布の日から施行する。

2　電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3　旧法に基づき旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の規定の例によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定

があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

4　この法律の施行の際現に電気事業者以外の者であつて、一般電気事業者の供給区域における需要に応じ電気を供給する事業（電気事業者にその電気事業の用に供するための電気を供給する事業を除く。）を営むものについては、この法律の施行の日から一月間は、第十七条第一項の規定は、適用しない。その期間内に同項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

5　この法律の施行の際現に電気事業を営んでいる者及び自家用電気工作物を使用している者に関する第五十二条第一項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第五十二条第一項中「事業の開始前に」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に」とする。

6　この法律の施行の際現に発電用のダムを設置している者については、この法律の施行の日から六月間は、第五十三条第一項又は第七十二条第一項の規定は、適用せず、旧発電用高堰堤規則（昭和十年逓信省令第十八号）第八条から第十条までの規定の例による。

7　この法律の施行の際現に旧電気に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の規定に基づき旧電気事業主任技術者資格検定規則（昭和七年逓信省令第五十四号）の規定の例により第一種、第二種又は第三種の資格を有している者は、それぞれ第五十四条第一項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者とみなす。

8　この法律の施行の際現に旧規則第一条第一項の規定に基づき旧発電用汽機汽罐取締規則（昭和十五年逓信省令第五号）第二十条の規定の例により汽機汽かん主任者に選任されている者のうち、気圧六十キログラム毎平方センチメートル以上の発電所の汽機汽かん主任者又は気圧十五キログラム毎平方センチメートル以上六十キログラム毎平方センチメートル未満の発電所の汽機汽かん主任者は、それぞれ第五十四条第一項の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者とみなす。

9　この法律の施行の際現に国が設置又は変更の工事（第七十条第一項ただし書の場合又は第七十一条第一項前段の通商産業省令で定める場合においてするもの及び発電用の原子炉施設に係るものを除く。）をしている電気工作物は、旧規則第一条第一項の規定に基づき旧自家用電気工作物施設規則（昭和七年逓信省令第五十六号）第五十一条又は第五十二条の規定の例による報告又は承認があつたものに限り、その工事の計画について、第七十条第一項の認可を受け、又は第七十一条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

10　旧電気事業再編成令（昭和二十五年政令第三百四十二号）に基づき設立された九の電気事業会社が旧過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）第七条第二項第七号の規定により承認を受け、又は作成された企業再編成計画に基づき旧電気事業再編成令に基づき解散した電気事業会社から出資を受け、又は譲り受けた不動産に関する権利の取得の登記を受ける場合における登録税は、免除する。

11　前項に規定する不動産に関する権利の取得に関する登記の手続については、政令で定める。

12　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「供給についての料金」を「料金その他の供給条件」に改め、同項後段を削る。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（電気事業法の適用除外）

第三十五条の三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十条第二項、第十三条第一項（発電施設又は送電変電施設に係る場合に限る。）、第十四条第二項及び第二十二条第一項の規定は、会社については、適用しない。

第三十六条中「前条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

14　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第六十六条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。

第七条第一項中「法令で定める一般用電気工作物の保安に関する基準」を「電気事業法第六十七条第一項の通商産業省令で定める技術基準」に改める。

15　電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第一項」を「電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第一項」に改める。

第二十八条第一項を次のように改める。

電気事業法第二条第六項に規定する電気事業者、同法第六十六条第二項に規定する自家用電気工作物を設置する者又は電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第三条に規定する電気工事士は、第二十五条第一項の表示が附されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第七項に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。

16　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和二十七年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第二十九号を次のように改める。

二十九　削除

17　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号を次のように改める。

六　削除

18　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）」に改める。

19　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「電気事業法（昭和六年法律第六十一号）」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）」に改める。

20　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四百八十六条第三項中「電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）においてその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二条第四号」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第

二条第六項」に改める。

第四百九十条の二第一項中「電気に関する臨時措置に関する法律においてその例によるものとされた旧公益事業令第三十九条第一項」を「電気事業法第十九条第一項」に改める。

21 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号を次のように改める。

六　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第七項の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

22 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号を次のように改める。

十七　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による電気事業の用に供する電気工作物

第三条中第十七号の三を削り、第十七号の四を第十七号の三とする。

第十七条第一項第三号ホ中「旧公益事業令」を「電気事業法」に改める。

23 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二条第一号」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第五項」に改める。

24 道路法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二条第一号」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第五項」に改める。

25 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による電気事業者又は同令附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法（昭和六年法律第六十一号）第三十条第二項の事業を営む者（以下「電気事業者」と総称する。）」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第六項に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）」に改める。

第二十五条第一項の表中

「電気事業主任技術者検定審議会	電気事業主任技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。」

を

「電気主任技術者資格審査会	電気主任技術者国家試験を行ない、及び電気主任技術者の資格に関する事項を調査審議すること。」

に改め、石炭対策連絡協議会の項の次に次のように加える。

電気事業審議会	電気事業に関する重要事項を調査審議すること。

27 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるとされた公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二条第四号」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第六項」に改める。

26 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十三号中「融通につき契約を認可し」を「供給に関し契約を許可し」に改める。

業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第六項」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「電気に関する臨時措置に関する法律」を「電気事業法」に改める。

28 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条中「電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）附則第三項の規定によりなお効力を有する電気工作物」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第七項に規定する電気工作物」に、「旧電気事業法又は」を「電気事業法又は」に改める。

29 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）」に改める。

30 ばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十六号）の部を次のように改正する。

第二十八条中「電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法（昭和六年法律第六十一号。以下「旧電気事業法」という。）の適用を受ける電気工作物」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第七項に規定する電気工作物」に、「旧電気事業法又は」を「電気事業法又は」に改める。

31 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「電気事業者

二　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による電気事業者

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・建設・自治大臣署名）

第三十九条第二号中「第二十四条但書」を「第二十四条第一項ただし書」に改める。

法律第百七十一号（昭三九・七・一一）

◎電源開発促進法の一部を改正する法律

電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　会社が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき引き渡した外貨社債（外国通貨をもつて表示する社債をいう。以下同じ。）を外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）第三条に規定する外国投資家が譲り受けたときは、当該外貨社債に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

第二十五条第一項中「社債権者」の下に「及び会社に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

「日本電信電話公社又は」を「日本電信電話公社若しくは」に、「借入契約に基き」を「借入契約に基づき」に、「第六十二条第一項又は」を「第六十二条第一項若しくは」に改め、「債券」の下に「又は電源開発株式会社が国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基づき発行した社債」を加える。

（内閣総理・大蔵・通商産業大臣署名）

法律第百七十二号（昭三九・七・一六）

◎鉱山保安法の一部を改正する法律

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（保安統括者及び保安技術職員）

第十二条の二　鉱業権者は、省令の定めるところにより、鉱山ごとに、保安統括者を選任しなければならない。

2　前項の保安統括者は、当該鉱山において鉱業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3　鉱業権者は、省令の定めるところにより、鉱山において、保安技術管理者、副保安技術管理者及び係員を選任しなければならない。

4　鉱業権者は、保安統括者、保安技術管理者、副保安技術管理者又は係員を選任したときは、省令の定めるところにより、これを鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届け出なければならない。

第十三条の前の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「保安管理者、副保安管理者」を「保安統括者、保安技術管理者、副保安技術管理者」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「保安管理者」を「保安統括者、保安技術管理者、副保安技術管理者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前条第四項の規定は、保安統括者、保安技術管理者、副保安技術管理者又は係員を解任したときに準用する。

第十三条第五項を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条　保安統括者は、保安に関する事項を管理する。

2　保安技術管理者は、保安統括者を選任しない鉱山においては鉱業権者。次項及び第四項並びに第十九条第一項、第三項及び第四項において同じ。）を補佐して、保安に関する技術的事項を管理する。

3　副保安技術管理者は、保安技術管理者（保安技術管理者を選任しない鉱山においては保安に関する技術的事項に関し保安統括者）を補佐する。

4　係員は、保安統括者、保安技術管理者及び副保安技術管理者の指揮を受け、保安に関する技術的事項を分掌する。

5　前四項に定めるもののほか、保安統括者、保安技術管理者、副保安技術管理者及び係員の職務に関し必要な事項は、省令で定める。

第十五条第三項を削り、同条第二項中「保安管理者、副保安管理者」を「保安統括者、保安技術管理者、副保安技術管理者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「保安監督員」の下に「及び保安監督員補佐員」を加え、同項の次の次の一項を加える。

2　前項の保安監督員補佐員のうち一人は、その鉱山の鉱山労働者の中からその鉱山の鉱山労働者の過半数の推せんにより選任しなければならない。ただし、その推せんがないときは、この限りでない。

第十五条に次の二項を加える。

4　保安監督員補佐員は、保安監督員を補佐する。

5　第十二条の二第四項、第十三条及び前条第五項の規定は、保安監督員及び保安監督員補佐員に準用する。

第十六条及び第十七条中「保安管理者、副保安管理者」を「保安統括者、保安技術管理者、副保安技術管理者」に改める。

第十八条中「保安管理者、副保安管理者、係員及び保安監督員」を「保安技術管理者、副保安技術管理者、係員、保安監督員及び保安監督員補佐員」に改める。

第十九条第一項中「保安管理者を選任しない鉱山においては鉱業権者。以下本条において同じ。）」を「保安統括者を選任しない鉱山においては鉱業権者。以下本条において同じ。）」に改め、同条第三項中「保安管理者」を「保安統括者」に改め、同条に次の一項を加える。

4　保安統括者は、省令の定めるところにより、保安技術管理者に保安委員会の議長の職務を行なわせることができる。

第三十条中「第十二条、第十三条」を「第十二条から第十三条まで」に、「保安技術職員」に改める。

第四十六条第一項中「第十三条第一項、第十四条第四項」を「第十二条の二第一項若しくは第三項、第十四条第五項」に、「第十五条第三項」を「第十五条第五項」に、「第十九条第一項若しくは第二項」を「第十九条第一項、第二項若しくは第四項」に改める。

第五十六条第二号中「第十三条第一項」を「第十二条の二第一項若しくは第三項」に改め、同条第四号中「第十三条第二項」を「第十三条第一項」に、「第十五条第三項」を「第十五条第五項」に改める。

第五十七条第二号中「第十三条第五項」を「第十二条の二第四項」に、「第十五条第三項」を「第十三条第四項（第十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第十五条第五項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

（大蔵省印刷局製造）